

苫小牧駒澤大学紀要

第28号

亀趺の生成と展開

——日本における発生と展開——

..... 林 晃 平 1



中小企業振興条例の進展と課題

..... 川 島 和 浩 (1)

19世紀後半における東アジアの国際秩序変容と日本の領域画定

—明治政府による領土編入措置と尖閣諸島の法的地位を中心として—

..... 永 石 啓 高 (23)

苫小牧駒澤大学

2014年3月

BULLETIN OF TOMAKOMAI KOMAZAWA UNIVERSITY

Vol.28

- A Generation of “Kifu” in Japan
..... HAYASHI Kouhei 1
- ◇
- The Development and Challenges of Promotional Ordinance for Small and
Medium Enterprises
..... KAWASHIMA Kazuhiro (1)
- A Study of Japan's Territorial Incorporation of the Senkaku Islands
and Its Legitimacy under the Transfiguration of the East Asian
International Order of the 19th Century
..... NAGAISHI Hirotaka (23)

TOMAKOMAI KOMAZAWA UNIVERSITY

March 2014

亀趺の生成と展開

—日本における発生と展開—

A Generation of "Kifu" in Japan

林 晃平
HAYASHI Kouhei

キーワード：碑碣 和漢三才図会 訓蒙図彙 蓑亀 浦島寺

要旨

東アジアには、共通して亀趺(きふ)と呼ばれる亀の台座を持った石碑が存在する。古代中国の南北朝に源を発し、七世紀には朝鮮半島に拡大した亀趺であるが、日本においては遅れて、近世の十七世紀に突然に登場する。その十七世紀に焦点をあて、初期における形状の実態とその後の展開について具体的に提示し、考察した。

はじめに

神奈川県横浜市神奈川区に浦島太郎にゆかりの通称浦島寺がある。正式には慶運寺という。門前には亀の台座に乗った「龍宮浦島観世音 浦島寺」の碑があり、それらしい雰囲気醸し出している《図1》。しかし、慶運寺は、本来の浦島寺ではなかった。江戸時代に観福寺という寺院が浦島寺として存ししていたのである。それが江戸末期の神奈川宿の火災により消失で廃寺となり、浦島太郎の守本尊であった龍宮伝来の観音像や浦島大明神（浦島太郎）、亀化龍女神（乙姫）は、本末関係を持つ本寺の慶運寺に引き取られたのである。注三だから、慶運寺の本堂と別箇に建立された観音堂にその観音を含む三尊像は安置されている。ゆえに浦島寺の亀の石碑も本来慶運寺のものではない。その石碑は、本来は東海道の街道沿いに建立されていたものと推測される。例えば文久三年（一八六三）錦絵「東海道名所之内・神奈川浦島古跡」を見ると、街道を京に上る將軍の行列の右脇に亀趺の「浦島寺」とある碑が描かれている《図2》。それが、観音像とともに慶運寺に引き取られたものであったのだと



図1 慶運寺門前の石碑



図2 周麻呂画
「神奈川浦島古跡」

考えられる^{注二}。昭和六年の石渡光逸の版画「浦島寺」（一九三一）にもこの石碑とともに慶運寺門前が描かれており、浦島寺たることは既に定着していたとみてよいのだろう。

ところで、今日ならば浦島と亀の縁から、亀の台座を持った石碑が建立されたものと推察されよう。確かに横浜市の文化財に指定されている龍宮伝来の観音像を始め、現存の浦島大明神も亀化龍女神も亀の台座に乗っていた^{注三}。しかし、実は浦島太郎とは縁もゆかりもない亀の台座を持つ石碑が日本全国には何百と存在している。それを念頭におけば、ことは別の理由を考えなければならない。

亀趺とは何か

亀の台座を持つ石碑は「亀趺碑」と呼ばれる。しかし、単に石碑の意としても使われることがあったようだ。

例えば、江戸時代の教養書の一つである寛政元年（一七八九）刊行の『増補頭書訓蒙図彙大成』（以後、寛政大成版と表記）には「石碑^{せきひ} いしぶみ」の挿絵は、このような亀趺ある石碑が描かれているのである《図3》。つまり、石碑の典型としてこのような亀趺碑が例示されているのである。そこから、浦島太郎に関わらなくても、当時このような碑石はいくつも建立されていたと推測される。では、この亀形の石碑が何ゆえに、また、どのような経緯で建立されたものであろうか。また、この亀の



図3 『訓蒙図彙大成』の「石碑」の挿絵

台座を持った石碑が、いつ頃から何のために登場したものであるか。

実はこの挿絵の亀趺のある石碑は、この寛政大成版以前にも描かれている。寺島良安の正徳二年（一七一二）成立の『和漢三才図会』巻第十九・神祭・附属仏供器にも、既に同様のものが掲載されているのである《図4》。刊行の年代と図像の類似から推察すれば、『和漢三才図会』の図像を寛政大成版が踏襲したものといえよう。しかし、『訓蒙図彙』と呼ばれる書物は多年にわたって出版されており、いくつかの異版が存する。その中でこの挿絵は、寛文六年初刊『訓蒙図彙』巻之十一・器用四に「石碑いしぶみ」として掲載されたものとも類似している。『訓蒙図彙』の初刊本から、この図はそのまま掲載されているのである《図5》。ゆえに年代的にもその相似からも『和漢三才図会』は寛文版『訓蒙図彙』の図像を流用したものと考えるべきであろう。つまりこの亀趺のイメージは既に寛文六年には存在していたのである。

図像の確認の次に、『和漢三才図会』の記述の内容をみてみよう。寛政大成版には前述のように「石碑 いしぶみ」という文字以外の説明はない。それ以前の『訓蒙図彙』も同様である。一方『和漢三才図会』には次のような説明が加えられている。



図4 『和漢三才図会』の「碑」の項

碑いしふみ

碑同

ビイ 以之不美

初學記ニ云、碑ハ悲也。以悲ニ往事ヲ也。

説文云、豎レ石紀ニ功徳ヲ也。徐氏カ注ニ云古シヘ宗廟ヲ立レ碑ヲ

以繫レ牲耳。後人因テ其上ニ紀ニ功徳ヲ也。

又、諸侯ノ廟内ニ有レ碑以識ニ日ノ景ヲ、觀ニ碑ノ景邪正ヲ、

以知ニ早晚ヲ也。

釋名曰ク、碑ハ被也。此レ本王莽カ時ニ所レ設也。モウアル施ニ其輓

轡ヲ、以レ繩被其上ニ、以引シ棺也。臣子追ニ述シ君父

之功美ヲ、以書ニ其上ニ。後人因レ焉無シ故建于道ノ陌ヲマ

之頭ホトリニアラハナル顯見之處ニ、名ニ其文ヲ就テ謂フ之ヲ碑ト也。

△核碑者、儒士ノ墳墓ニ所レ建ル石也。元正天皇養老四年立ニ刻字之碑、此本朝立ル碑ヲ之始也。蓋釋氏ニ所謂ル

石塔與レ碑一類異形也。(原文に適宜句読点を付した)

参考に平凡社刊行の東洋文庫版の訳も添えておこう。

『初學記』に、碑は悲である。これによって往事を悲しむのである、とある。

『説文』によれば、石を豎たてて功徳を紀しるするのであるとあり、

徐氏の注(徐錯『説文繫伝』)に、古は宗廟では碑を立てて牲を繫ぐのみであったが、後人がその上に功徳を記すようになった、とある。

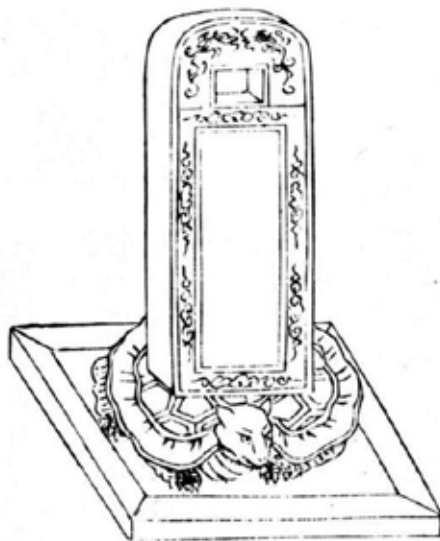


図5 『訓蒙図彙』

また、諸侯の廟内に碑があつて、これで日景ひかげを識しり、碑の影がまっすぐか斜めになつてゐるかによつて、時間の早晚を知る、ともいう。

『釈名』に次のようにある。「碑は被である。これはもと王莽（前四五〜後二三）の時代に設つけられたものである。輓轆をこれに施し、繩をその上に被つけ、これで棺を墓穴に下すのである。その際臣子は君父の功美を追述してその上に書きあらわした。後人はこれを真似し、理由もなく道の陌ちまたのほとり、人のよく見える処にこれを建て、そこに書く文とあわせてこれを碑といつたのである」（釈典芸）と。

△思うに、碑とは儒士の墳墓に建てる石である。元正天皇の養老四年（七二〇）に刻字の碑を立てた。これがわが国で碑を立てた始まりである。釈氏ちがでいわゆる石塔とは碑と同類で形の異つたものである。

良安は考える、碑とは儒者の建てた神道碑であり、それは、僧侶の建てた塔と何ら変わらない同じものではないか、と。おそらくこれが、寛文当時の知識人の石碑の理解としてよいのだろう。

この説明の中で注目したいのは、「其の輓轆を施し、繩を以て其の上に以て棺を引し也」とあることである。これは挿絵の図像と連動してゐると考えられる。即ち、輓轆とは、重いものを上げ下ろしするための滑車であり、石碑は棺桶を上げ下ろしするために、その滑車を取り付けたものであるといふのである。この穴については関野貞が、漢碑の特徴として「穿」といふ穴があることを述べてゐる。しかし「漢碑の形式の完全なる者には必ず穿と稱する圓孔が碑面に前後に貫通されている」（『支那の建築と芸術』「支那碑碣の様式」一六九頁）と説くごとく、その貫通する穴は丸であり、それは下つて後の、亀趺の現われた南北朝においても同じ丸であり、唐碑などに到ると穴は見られなくなるようである。^{注五} おそらく碑石にある四角い空洞はこれを指してゐるのであるが、管見では中国漢代またそれ以後のものにも四角の穴の類例を見ないので不審である。ゆえにこの図をどう位置づ

けるかが、亀趺の展開にも関わってくるのである。

亀趺の発生

ところで、亀趺という語は近世以前に定着していなかった。現存古辞書にも登載の例はない。では、いつ頃から日本では用いられるようになったのか。『日本国語大辞典』第二版「亀趺」の項には用例として次の三例が掲出されている。

『羅山先生文集』（一六六二）四一・右近大夫永井月丹居士碑銘「亀趺載_レ名、百世伝_レ遠」（亀趺に名を載せ、百世に遠く伝えむとす）

『黄葉夕陽邨舎詩—後編』（一八二三）八・楠公墓下作「亀趺儼然臨_二大路_一、翠秧田擁青松樹」（亀趺儼然として大路に臨み、翠の秧田は擁す、青き松樹）

『星巖集』玉池吟社詩一集（一八四五）鴻台懷古〈遠山澹〉「亀趺剥落碑文滅、墜葉悲風滿目秋」（亀趺剥落して碑文滅す、墜葉に悲風、満目の秋）

これらによると『訓蒙図彙』と同時期の十七世紀の後半から見られる語である。そして、用例からも亀趺は石碑と同意に用いられているようである。ゆえに語意では「かめの形に刻んだ碑の台石。転じて、碑の異称。」と記している（第三巻・二四五頁）。碑と亀趺は一体化して認識されていたのであろう。

さて、最も早い用例として引用されていたものは、林羅山の撰するところの銘文である。その「右近大夫永井月丹居士」とは江戸初期に下総古河の大名として没した永井直勝の戒名である。それは文章として記録されているだけではなかった。その銘文を刻した亀趺の石碑も京都市の悲田院に現存していた。ただし、建立は銘文にあ



図8 A 山口重信の亀趺碑（正面）



図8 B 同 頭部



図8 C 同 尾

一休寺にある佐川多昌俊の寛永二十一年（一六四四）が入るが、これも永井の亀趺に近いものである。これらを概観する時、笠の有無は別にしても、ある共通のイメージと認識があったといえよう。

そうした中、既に亀趺に対して注目するのは、亀趺すなわちその亀の形状である。石川や他のそれが首をすくめた全体に平たい亀であるのに対して、山口の亀趺の亀は首を少し持ち上げた全体に丸みのある亀なのである。何よりもこの亀は、亀というよりは鼠のような顔をしているのである。それは耳があり、口の左右に牙があるためかも知れない。また尻尾も異なる。石川らの尾は太くその先は左に曲がっているが、山口のものには尾が見受けられない。替わりに、筆か刷毛のような蓑毛が真ん中から左右に分かれてなびいているのである。

こうした耳や牙を持ち蓑毛の尾を持つ、特徴ある異形の亀を当時においては蓑亀（緑毛亀）と呼んでいた。これは既に『訓蒙図彙』や『和漢三才図会』にも、その図像が収録されて確認される。また、その蓑亀が登場したあたりの事情については、過去に既に触れたこともあるのでここでは繰り返さない。ここでは石川らの亀が耳のない、一本の太い尻尾を持つのにに対して、山口のそれは蓑亀の特徴を

既に持っていることのみを確認しておきたい。

亀趺のイメージの展開

こうして見てくると、問題となるのは、『訓蒙図彙』に描かれた亀趺の亀とその頃に建立された京都周辺に現存亀趺の形状の違いである。『訓蒙図彙』に描かれた亀趺の亀は明かに蓑亀のイメージを具現化している。一方、石川亀趺にはそれが見られない。では、そもそも『訓蒙図彙』の挿絵のイメージは何に由来するものであろうか。『訓蒙図彙』では、寛文版の挿絵に関して、凡例において次のように記されている。

諸品ノ形状並ニ象ニ茲邦之風俗土産ニ矣。凡所ノ目撃^{スル}者、便筆^{シテ}而摹^レ之^ヲ。或ハ據^ニ畫家之所^レ寫、或ハ審^ニ問^ニ識者^一、然^{シテ}後命^{シテ}工描^ニ成^ス之^ヲ。

すなわち「諸品の形状並びに茲邦の風俗土産に象る」とあり、掲載の図像は、日本国内のものはそれに基づいていると述べ、そのために「凡そ目撃する所の者は便ち筆して之を模す」と記す。実際に見たものをすぐにその場で模写したというのである。また「或は画家の写せる所に拠り、或は識者に見たものをすぐにその場で模写す」とあるように、画家の絵を典拠とし、不審箇所は識者に問い合わせてから画工に命じて挿絵としたようである。実際にこうした挿絵を描いた絵師についての手掛かりはないが、小林祥次郎氏はそれを「狩野派の画風に漢画の影響が加わっているようであり、狩野派の末流の絵師になるものか」（『訓蒙図彙』解説九・九九頁）と推測している。

ここから二つのことがいえるだろう。『訓蒙図彙』の刊行は亀趺碑が実際に建立され始めていた寛文頃である。しかし、その形状は現存の京都周辺に残存する亀趺とは一致していない。

では、挿絵にある亀趺のイメージは現存しない架空のものだろうか。凡例に記されたことから、安易な断定は避けるべきである。

例えば、京を遠く離れた地である鹿児島県始良市にはこれによく似た亀趺が現存している《図9》。若干の相違はあるにしても、片方が手書き図版であることを考慮すれば同じものといえるほど近い。同じ形式の方穿を持つ亀趺は、鹿児島県始良市加治木町に次のように都合四基に現存している。

江夏友賢 慶長十五年（一六一〇）

桐原正左衛門 元禄二年（一六八九）

森山亨庵 本誓寺墓地 享保七年（一七二二）

島津都美夫人碑 安永六年（一七七七）

問題となるのは、江夏亀趺が他と離れてその年代が早いことである。碑の成立年代の目安となるのは碑銘である。それには慶長十五年（一六一〇）とのみある。そうなるはこの年代の信憑性を支える傍証が必要となる。

それらを含めて、『訓蒙図彙』成立の寛文六年前後までの現存する亀趺を持つ石碑を以下に列挙する。

慶長十五年（一六一〇） 江夏友賢 始良市加治木町 ★

寛永十三年（一六三六） 奥村永福亀趺碑 金沢市野田山 笠に方穿のある亀趺 木下順庵撰 △

寛永十六年（一六三九） 「石川朝臣吉信公墓誌銘」京都市 金戒光明寺 堀杏庵撰



図9 江夏友賢の亀趺碑

寛永十九年（一六四二）？ 立花宗茂 京都市北区紫野 大徳寺・大慈院

寛永二十一年（一六四四） 「左河田壺斎碑銘」佐川田昌俊 京田辺市 一休寺 林羅山撰 △

正保 四年（一六四七） 十一月二十九日 永井直勝（寛永十四年十二月二十九日） 悲田院 京都市

林羅山撰 △

正保 四年（一六四七） 「多多良傑山宗英居士碑銘」山口重信 東大阪市若江 林羅山撰 △★

慶安 二年（一六四九） 以降 木下長嘯子没・以後に建立

慶安 三年（一六五〇） 庚申供養塔 伊勢市 世義寺

慶安 四年（一六五一） 伊勢姫碑 伊勢寺 伊勢廟堂の前に高槻藩主・永井直清の建立 高槻市 △

明暦 四年（一六五八） 福井松平家菩提寺 大安寺 亀趺 伊勢寺 福井市 顕彰碑 △破風★

万治 元年（一六五八） 以降 没年徳川光圀夫人尋子 瑞龍山 常陸太田市

万治 三年（一六六〇） 松平忠房 本光寺 愛知県幸田町深溝 林鷲峰撰 ★

寛文 元年（一六六一） 三戸初代・徳川頼房 瑞龍山 常陸太田市 ★

寛文 二年（一六六二） 以降 山本鉄心 金戒光明寺 京都市 ★

寛文 四年（一六六四） ？ 富士講碑 桃雲寺跡 東京都大田区

寛文 四年（一六六四） 播州明石浦柿本太夫祠堂碑 明石市 林春斎（羅山男）撰 右頭★

寛文 七年（一六六七） 池田輝政 備前池田家 和意谷墓所 岡山県備前市 左頭 ★

寛文 八年（一六六八） 「天野可古墓誌銘」 金戒光明寺 京都市

寛文十二年（一六七二） 保科正之 会津松平家 土津神社 福島県猪苗代町 ★

延宝 元年（一六七三） 「特賜大光普照国師塔碑」 隠元禪師 万福寺 宇治市

以上、二十一基が確認できる。★が蓑亀の形状であり、△は笠を持つ亀趺碑である。通覧すると、半数近くが蓑亀の形状を持ち、それ以外の亀との二つに分かれるようである。即ち、蓑亀の特徴である頭部に耳、口には牙があり、蛇腹の首を持ち、蓑状の尾（正確には尾ではなく、甲羅に繁茂した藻）が見られる。一方、蓑亀でない亀趺は、全体に平坦で四足も目立たなく、首の周囲の甲羅が窪んでいる特徴を持つ。亀趺の初例はやはり山口亀趺である。越前松平家の亀趺は耳があるが、尻尾は一本、左に曲がっているため完全な蓑亀とはいえない。

注目すべきは、近年報告された金沢市野田山の奥村永福の亀趺である。《図10》石川亀趺・永井亀趺や山口亀趺などのように既に笠があり、しかも江夏亀趺のように方穿を持っているが、残念ながら耳は見られない。しかし、その笠を取り除けば、『訓蒙図彙』の図像イメージとなろう。大きさは異なるものの、加治木町の亀趺にかなり近いものがある。また、石川亀趺を三年遡る石碑でもある。そうなると、現在の京都周辺に『訓蒙図彙』のイメージする現存亀趺がないからといって過去の存在を否定することはできないであろう。むしろこの奥村亀趺の存在が過去に存在した可能性を示唆するのではあるまいか。また、これは京都から遠く離れた鹿児島地にも見られるように、その形は現在も伝承されているのである。そして、それは江夏亀趺の成立をそれほど後代に設定しなくてもよいのではないか、という目論見も出てくるのである。

なお、現在は他に類例を見ないこの方穿は、それ以降急激に消滅したわけではないであろう。たとえば、明石市の人丸神社の人麻呂顕彰碑は、



図10 奥村永福の亀趺

瘦せ形の牛か鹿のような大きな耳と目と牙をもった異形の亀趺で、尾も立派な蓑毛を持つ完全な蓑亀である。そして、螭首に方穿の痕跡と思われる四角の形状が見られるのである。ただし穿の四角い穴は形状だけで実際には空いていない。おそらくは形式だけを踏襲したものであろう。また、三年後の池田輝政の亀趺にも方穿は見られる。方穿を持った亀趺碑は確かにいくつも存在していたと見なすべきであろう。^{注八}

亀趺碑成立の背景

ところで、日本における亀趺の実証的研究の歴史はまだ浅い。管見では藤井直正氏の論文がその嚆矢であろう。その藤井氏はこの亀趺を実見た所感として次の三点を近年に述べている（「大名墓所研究の視点」『近世大名墓所要覧』所収）。

- ① 近世初期、幕藩体制成立期の有力大名が、墓所の造営に当たって中国・朝鮮における墓制や造碑の制を学び、積極的に採り入れ碑を造立した。
- ② 隠元隆琦の来日を契機とする、新しく伝わった禅宗の一派、黄檗宗のもたらした文物の一つであり、萩藩主毛利家による東光寺、鳥取藩主池田家による黄檗宗の受容に見られるように、開山和尚との連携により碑が造立され、後代に受け継がれた。
- ③ 亀趺碑のうち位牌型の碑身は仏教、とくに禅宗の位牌に源流がある。（要覧・二五頁）

以上は、実際に調査実見によつて得られた貴重な提言である。遠く古代の中国、戦国時代に起源があり、三国時代の朝鮮半島に伝わった亀趺碑は、「古代・中世の日本には伝来せず、近世になって採用された」（藤井・二三頁）。その意味をどうとらえるかに対しては、確かにこうした新しい視点の導入が大切である。

また、近年大名墓の研究を精力的に推進している松原典明氏は、近世において成立した葬制が、仏教だけでなく「儒教による埋葬と神道による祭祀が混淆していることが看取できる」（「近世葬制における神・儒・仏それぞれの墓」五三頁）と述べている。その神儒仏混淆状態の確認として、金沢市野田山の奥村亀趺碑も取り上げられている。この砂質凝灰岩製の碑身は木下順庵の撰文である。松原氏は、碑を建立した二代目康禮の交流関係に想いをめぐらせ、木下順庵だけでなく松永永三、石川丈山門下の平岩仙桂他、室鳩巢などを儒学を学ぶ密接な交流を繰り返していたと述べ、「これらの交流背景が亀趺碑の建立や雲首を載せた位牌形式を墓碑として初代事績顕彰に採用した経緯に繋がったものと思われる」（五六頁）と推察している。そして、亀趺碑造立における木下順庵（一六二一～一六九八）、堀杏庵（一五八五～一六四二）と石川丈山（一五八三～一六七二）との交流とその亀趺に対する影響を考える。杏庵は「石川亀趺」と「本多親信墓誌銘」を撰しており、丈山もこの亀趺の事業に関わる。また杏庵は三次市鳳源寺にある浅野長晟の亀趺碑銘の撰をしている。他にも儒者の介在の例として飯能市智観寺の寛永二十一年（一六四四）中山信吉亀趺を挙げる。深溝松平家の亀趺は林鷺峰の撰。また、高槻藩永井家、福井藩越前松平家、姫路市随願寺の亀趺などの、亀趺碑と一族の墓所を造営した例などには、背景に儒者の存在は不可欠とする。また、幕府による「寛永諸家系図伝」は林羅山、林鷺峰、堀杏庵が中心となって編纂しており、これに呼応するかたちで「多くの大名らが改めて幕府との関係を重視し、家の由緒を示す装置として一族の墓所造営に伴い亀趺碑の造立を積極的に行ったもの」と考えている（五七頁）。こうした流れの中で奥村亀趺を含めた造墓も積極的に行われたとするのである。

彼我の亀趺

ところで、再び問題としなければならないのは、この亀趺のイメージはいつたどこから来たのかということである。それは、日本における亀趺の存在自体の問題と重なるはずである。その起源は古代中国にあった。関野は南朝梁の石碑の例を挙げ、亀趺は後漢の時代の碑に四神の図を彫刻し、上には朱雀、下には玄武つまり亀の台座を彫った、その名残と述べている（『支那碑碣の形式の変遷』一八頁）。亀趺は中国で発生し、その後東アジアに展開してきた。中国では中華民国の時代に作成された亀趺が北京に現存しており、亀趺の歴史は近年まで連綿と続いているのである。朝鮮半島においても、統一新羅時代の七世紀後半には既に姿を現している。現存でも最も古いものは、慶州にある太宗武烈王碑（六六一年）であり、その後、ここでも連綿と現在まで作られ続けている。台湾にも一例残されている。しかし、日本では、なぜ、十七世紀に入ってからしか登場しないのか。

東アジアには、共通して亀の台座を持った石碑が存在した。通常の大陸文化は、中国から、または朝鮮半島を経て日本に伝わったものと考えられている。しかし、亀趺に関する限りそれがうまく結びついていない。ごく近い時代の亀趺のイメージを参考にしたのではないかと思われるのに対し、意外それに見合う亀趺を探すことは容易ではない。というのもその形状があまりにも異なるからである。それは日本における蓑亀の形状が、彼の地の亀とあまりに違うからである。もちろんそれぞれに国状によりその亀の形は微妙に異なる。しかし、日本においては龍のような烈しい頭部の亀の例を見ることは希なのである。

先に藤井氏の「亀趺碑のうち位牌型の碑身は仏教、とくに禅宗の位牌に源流がある」との見解を掲示した。これは、韓国や中国からの直接的な影響ではなく仏教などによる間接的な影響を念頭に置いたものであろう。具体的には石碑以外の亀趺の例である。先の松原氏の論にも触れられていたが、この時期には亀趺を持つ木碑の例が

あるのである。現存では三基確認されている。

| | | | | | | |
|--------------|-------|-------|-----|-----|-------|---|
| 寛永十四年（一六三七） | 六月十二日 | 堀親良墓誌 | 東京都 | 東江寺 | 堀杏庵撰 | ★ |
| 寛永十五年（一六三八） | | 浅野長晟 | 三次市 | 鳳源寺 | 藤原星窩撰 | ★ |
| 寛永二十一年（一六四二） | | 中山信吉 | 飯能市 | 智観寺 | 林羅山撰 | ★ |

それぞれに碑身や碑首の形式は異なるのであるが、趺は亀であり、その亀は蓑亀なのである。これは蓑亀を持たない奥村・石川・左川田などと同時期なのである。それゆえに実在の亀に近いものから蓑亀に単純に移行していったと簡単にはいいうわけにはいかないであろう。また林羅山や堀杏庵の撰文を持つものであっても、蓑亀の亀趺が存在することは、蓑亀が直接に彼の地の儒教とも、また仏教とも結びつくものではないことを想起させる。

これまで見てきたように、亀趺をもつ碑の日本における成立には、背景に儒学者の関与とその思想に与かったことは否定できない。しかし、その亀のイメージについては、当初から別のところにあったのではないか。それが奈辺にあるのかは残念ながら未だ詳らかにすることはできない。

結び

日本における亀趺は、当初は大名クラスの墓碑や墓前の顕彰碑（神道碑）として導入された。それには江戸初期の儒者の関与が背景にあった。しかし、寛文の頃にはそうした墓碑から単なる石碑としての独立傾向が見られた。そして、亀趺の亀の姿も蓑亀が通常となってきた。即ち、亀趺とは石碑の謂いであり、石碑は亀趺を伴うものとなっていたのである。ゆえに、墓碑や顕彰碑から逸脱しているような石碑にも亀趺碑が用いられ、転用されていったのである。

ふたたび浦島寺の亀趺にもどろう。冒頭に挙げた亀趺の碑はいつ頃建立されたものであったのか。実は、上部の碑身の裏面には天明元年（一七八一）とある。また、亀の下の台座の正面には、文政八年（一八二五）とある。ゆえに亀に限れば、亀趺は天明のものと解することが許されるのであろう。しかし、これまで説いてきたことから、その蓑亀の亀趺は、本来は浦島と亀に直接関わらない、石碑の一つの形態に過ぎないものであった。だが、こと浦島寺に関していえば、それはいかにも似つかわしい碑と感じられるのである。

注一 この浦島寺の詳細は、拙稿「神奈川浦島寺の興亡」、後『浦島伝説の研究』第五章第一節（二〇〇一年・おうふう）所収・参照。

注二 文久三年（一八六三）の錦絵の周麻呂画「東海道名所之内・神奈川浦島古跡」には、街道を京に上る將軍の行列の右脇に亀趺の「浦島寺」とある碑が描かれており、街道脇にあったものと推測される。文化三年（一八〇六）『東海道分間延絵図』や文政七年（一八二四）『神奈川砂子』には、街道沿いに二基の石碑が描かれており、おそらくはその一つであろう。慶運寺には他にも観福寺境内にあった石碑等が移設されている。

注三 慶運寺蔵の現在の浦島と龍女の両像の台座はいつの頃にか更新されて別物となっているが、蓮法寺の復元像は江戸後期の三尊像絵図（お姿）を基にしているので、三尊ともに亀の台座である。

注四 小林祥次郎氏は、解題の中で、『訓蒙図彙』に大きく五つの版がある事に触れている。即ち、寛文六年版、寛文八年版『新刻訓蒙図彙』、元禄八年版『頭書増補訓蒙図彙』、享保一七年版『増補訓蒙図彙』、寛政元年版『増補頭書訓蒙図彙大成』である。しかし、この亀趺の挿絵に関しては大きな差異はない。

注五 この穿について関野は『支那碑碣形式の変遷』において『礼記』を引き次のように詳述している。「即ち

天子の棺を地下に埋葬する時、先づ穴の四方に四本の木柱を建て、其相對する柱に夫々轆轤の軸を通し、繩を轆轤の軸に巻きます。次に繩の一端を棺に繋ぎ、他の一端を碑の頭を斜めに引懸け、大勢の人夫に後ろ向きに繩を肩に引かせます。而して太鼓の音を合図に次第に後退して棺を下ろし終わつたのであります。」(五〇六頁)と述べている。この柱を「碑」と呼んだという。

注六 永井直勝と亀趺に関する記述は、豆田誠路「永井直勝の事績形成と林羅山」(碧南市藤井達吉現代美術館年報・紀要・二〇一三年三月)に依る。豆田氏はこの相違についての仮説を二つ示している。一つは、十三回忌にあたり建立された碑が、悲田院再興にあたり、再建された。または、十三回忌の予定で依頼した銘文が、建立が遅延したため、修正を加えて流用された、というものである。どちらにしても、それぞれの年月日に建立されたことは間違いないであろう。なお、豆田氏はこの論文の中で、永井直勝と林羅山をつなぐ人物として佐川田昌俊を挙げているが、その佐川田昌俊の墓碑(京田辺市一休寺)も全体の形がよく似た亀趺であり、撰文は林羅山である。

注七 蓑亀の登場と展開については、拙稿「洛中洛外図とその周辺の亀をめぐる―亀の図像史・その一―」(『史料と研究』第25号・一九九六年三月)、後『浦島伝説の研究』(二〇〇一年・おうふう)第四章第二節に「蓑亀の登場」と改題して収録を参照。

注八 金戒光明寺には、前述の三基以外にも一つ、建立年代不詳の亀趺が存する。太刀掛氏の修士論文によれば、それについては「黒谷墓所倒壊亀趺墓」として倒壊した碑身について以下のように記している。「頂部の真中真上には楯がつくり出されているので、頂部には笠石が乗っていたと考えられる。上部には双龍が陽刻され、その下方には長方形の穿が突き抜けている。」(二三頁)と記し、その建立を石川亀趺より「先行して作

られたもの」と記す。この倒壊した碑身は筆者の調査した時点では既に見当らなかつたが、この記述からは、やはり先行する奥村亀趺と同形のものであり、同年代の建立の可能性がある。そして、この方形の穿のある亀趺が京都にも存在していたことを示すものといえよう。

注九 浅野亀趺は寄せ木造りであるが、破損が激しく、両方の耳も共に取れて現存しない。しかし、頭部の臍穴はその位置から確かに耳と推察され、尾の部分にも大きな差し込みの穴が空けられおり、本来は蓑亀であつたと思われる。

参考文献

- 飯田市美術館 信州飯田城主堀侯 —— 時代を動かした郷土の外様大名 —— 二〇一〇年二月
金元龍 『韓国美術史』 西谷正・訳 名著出版 一九七六年七月
小林祥次郎 訓蒙図彙』近世文学資料類従・参考文献編4・解題 勉誠社 一九七六年一月
坂詰秀一・松原典明・編 近世大名墓の世界 季刊考古学・別冊20 雄山閣 二〇一三年一〇月
坂詰秀一・監修 近世大名墓所要覧 考古学調査ハンドブック・40 ニューサイエンス社 二〇一〇年一〇月
関野貞 『朝鮮の建築と芸術』 一九四一年八月（新版二〇〇五年五月） 岩波書店
関野貞 『支那の建築と芸術』 一九三八年九月（中国の建築と芸術〔新版二〇〇五年五月〕 岩波書店
関野貞 『支那碑碣形式ノ変遷』 一九三五年九月 座右宝刊行会
寺島良安 『和漢三才図会』
中村惕斎 訓蒙図彙、増補頭書訓蒙図彙、訓蒙図彙大成（増補頭書訓蒙図会）

平勢隆郎 『亀の碑と正統 領域国家の正統主張と複数の東アジア冊封体制観』

白帝社アジア史選書・白帝社 二〇〇四年二月

藤井直正 亀趺をもつ石碑の系譜 一～三 大手前女子大学論集 第二五号～二七号 一九九一年～九三年二月

北京石刻芸術博物館 『会説話的石頭 北京的石刻文化』 学苑出版社 二〇〇七年九月

太刀掛初榮 「日本の亀趺の研究」 広島大学 文学研究科 平成十四年度修士論文

本光寺霊宝会・松平忠定・瑞雲山本光寺 深溝松平家墓所 松深溝松平家墓所と瑞雲山本光寺 二〇一〇年

松原典明 近世王権の墓制とその歴史的脈絡 周縁の文化交渉学シリーズ3

陵墓からみた東アジア諸国の位相——朝鮮王陵とその周縁——

松原典明 『近世大名葬制の考古学的研究』 雄山閣 二〇一二年

豆田誠路 永井直勝の事績形成と林羅山 碧南市藤井達吉現代美術館年報・紀要 二〇一三年三月

劉之光・主編 『館藏石刻目』 北京石刻芸術博物館叢書・二 今日中国出版社 一九九六年五月

図版目録

図1 慶運寺門前に現存する亀に乗った「浦島寺」碑

図2 文久三年（一八六三）周麻呂画「東海道名所之内・神奈川浦島古跡」左上遠くに富士山を望む。

図3 寛政元年（一七八九）刊『増補頭書訓蒙図彙大成』の石碑の挿絵

図4 正徳二年（一七一二）刊『和漢三才図会』の碑の挿絵

図5 寛文六年（一六六六）刊『訓蒙図彙』の石碑の挿絵

- 図6 悲田院にある永井直勝の亀趺
- 図7 金戒光明寺にある石川吉信の亀趺
- 図8 東大阪市にある山口重信の亀趺A (正面) ・ B (頭部) ・ C (尾)
- 図9 始良市加治木町にある江夏友賢の亀趺
- 図10 金沢市野田山にある奥村永福の亀趺

謝辞

本稿の基本となる調査に当たっては、広島大学の平成十四年度修士論文「日本の亀趺の研究」を提出された太刀掛初栄氏、一宮市の江崎武氏、会津若松市教育委員会の近藤真佐夫氏から貴重なリストの提供を受けている。また、悲田院の亀趺の写真については、碧南市藤井達吉現代美術館の豆田誠路氏を通して許可と提供を受けている。また、始良市加治木町の亀趺に関しては松田誠氏の現地案内と資料の提供を受けている。ともにありがたい各氏の学恩に対して感謝申し上げる。

なお、本稿は科学研究費助成事業(課題番号24520229を受けた「図像と文学形成の関連についての基礎的研究 伝承をビジュアルターンの視点で見直す」)の成果の一部であることを明記する。

(はやし こうへい・本学教授)

中小企業振興条例の進展と課題

The Development and Challenges of Promotional Ordinance
for Small and Medium Enterprises

川島 和 浩
KAWASHIMA Kazuhiro

キーワード 中小企業基本法 中小企業憲章 官公需
受注機会の増大 情報開示

要旨

わが国における中小企業・小規模事業者の割合は99.7%である。2010年6月に閣議決定された中小企業憲章では、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」ことを謳っている。まさに、中小企業者等は、地域経済と雇用を支えるとともに、わが国の国際競争力と経済活力の源泉である。このような状況のもとで、苫小牧市は、2013年4月1日に「苫小牧市中小企業振興条例」を施行した。中小企業者等の経営基盤を安定化させるには、官公需に係る受注機会の増大など同条例に関連した情報開示システムの構築が課題である。

I. はじめに

わが国における中小企業・小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の割合は99.7%である。2010（平成22）年6月に閣議決定された中小企業憲章では、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」ことを謳っている。まさに、中小企業者等は、地域経済と雇用を支えるとともに、わが国の国際競争力と経済活力の源泉である。また、地域コミュニティの担い手である商店街は、地域の魅力を発信し、地域の活力を向上させる要の存在である。

しかしながら、中小企業者等のうち、約87%を占める小規模事業者は、経営資源が脆弱であり、近年において、その企業数と従業員数が大幅に減少を続けており、地域経済の基盤を揺らしている。また、1990年代のバブル経済崩壊以降、地域間における雇用状況や経済状況の違いが徐々に顕著になり、地域格差の拡大が進行している。地方公共団体（以下「自治体」という。）においては、2007年3月に財政破綻した北海道夕張市を教訓として財政の健全化を目指しており、地域産業政策や中小企業支援策を積極的に打ち出すことが困難になっている。とはいえ、中小企業者等の減少を食い止め、反転させる施策を緊急に講じなければならない。

わが国の中小企業者等に関する施策は、1963（昭和38）年に制定された中小企業基本法に基づいて展開されており、1999年にその抜本的な改正を経て現在に至っている。主要な改正点は、基本理念の考え方が大きく変わったことにあり、「中小企業と大企業の格差是正」から「やる気と能力のある中小企業の支援」に見直された。従来、多くの自治体にとっては、国が行う中小企業支援策の範囲でそれぞれの施策を実施すれば事足りていたといえるが、この抜本的改正によって、自治体には、中小企業者等に関する施策から実施に至る「責務」が明確化された。したがって、各地の自治体は、地域社会のニーズを調査・分析し、地域の実態に適合した中小企業者等の支援策を講じる必要性に迫られている。

このような状況のもとで、中小企業家同友会全国協議会では、2003年以来、政府に対して中小企業政策に関する要望や提言を重ねた。この結果、2010年6月に中小企業憲章が閣議決定された。最近では、中小企業家同友会の全国組織を通じて、多くの自治体において、中小企業憲章の地域版としての中小企業振興基本条例の制定に向けた運動が進展している。苫小牧市は、2013年4月1日に「苫小牧市中小企業振興条例」を施行した。しかしながら、同条例が施行されたものの、それをどのように活用するかについては、今後の課題とされている¹。

そこで、本稿では、中小企業者等の現状を把握し、わが国の中小企業政策を概観する。次いで、苫小牧市の中小企業振興条例を手掛かりとして同条例の概要を整理し、官公需に係る中小企業者等の受注機会の増大など同条例に関連する情報開示システムの構築について考察する。

Ⅱ. 中小企業者等の現状

1. 中小企業者等の定義

中小企業基本法において、中小企業者等の範囲は、図表1のように、資本金あるいは常時雇用する従業員数の規模に応じて定義されている。

中小企業者については、製造業・建設業・運輸業その他の場合、資本金が3億円以下あるいは従業員数が300人以下、卸売業の場合、資本金が1億円以下あるいは従業員数が100人以下、サービス業の場合、資本金が5,000万円以下あるいは従業員数が100人以下、小売業の場合、資本金が5,000万円以下あるいは従業員数が50人以下と定義されている。

他方、中小企業者に含まれる小規模企業者については、中小企業基本法の第2条第5項において、「従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の事業者」と定義されている。

図表1 中小企業基本法における中小企業と小規模企業の定義

| 業種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | うち小規模企業者 |
|----------------------------------|--------------------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 常時雇用する従業員 | 常時雇用する従業員 |
| ① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②)～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③ サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④ 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

(注) 中小企業信用保険法等においては、政令による特例としてサービス業のうち旅館業は資本金5,000万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下を中小企業としている。

(出所) 中小企業庁(2013)『中小企業白書(2013年版)』

2. わが国における中小企業者等の状況

中小企業庁は、2013(平成25)年12月26日、わが国における中小企業者等の集計結果(2012年2月時点)を公表した。図表2のように、中小企業者等の企業数は385万社(全企業数の99.7%)で、2009年と比較すると35万社減少(8.3%減)している。このうち、小規模事業者の企業数は334万社(全企業数の86.5%)で、2009年と比較すると32万社減少(8.8%減)していることがわかる。

図表2 中小企業・小規模事業者数の推移

| | 2009年(企業全体に占める割合) | 2012年(企業全体に占める割合) | 増減数(率) |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 中小企業・小規模事業者(全産業) | 420万社(99.7%) | 385万社(99.7%) | ▲35万社(▲8.3%) |
| うち小規模事業者(全産業) | 366万社(87.0%) | 334万社(86.5%) | ▲32万社(▲8.8%) |
| 全規模(大企業と中小企業・小規模事業者の合計、全産業) | 421万社 | 386万社 | ▲35万社(▲8.3%) |

(注)1. 中小企業・小規模事業者の数は、2012年2月時点の速報値である。

2. 小規模事業者の数は、「宿泊業・娯楽業」の小規模事業者の範囲を拡大(従業員5人以下→20人以下)する政令により、新たに小規模事業者とされる者(約1万者)を含む。

(出所) 中小企業庁(2013)「中小企業・小規模事業者の数の集計結果(経済センサスー活動調査)」を修正して作成。

また、『中小企業白書(2013年版)』では、1999年における中小企業者等の企業数が484万社で、このうち小規模事業者の企業数が423万社であ

ることを示している。したがって、2012年と比較すると、中小企業者等が99万社減少（20.5%減）し、このうち小規模事業者が89万社減少（21.0%減）したこと、この13年間で2割程度の企業数が減少したことがわかる。

3. 苫小牧市における中小企業者等の状況

苫小牧市は、2008年6月に「平成18年事業所・企業統計調査結果概要」を公表している。苫小牧市における事業所・企業統計調査（平成3年実施分までは事業所統計調査）によると、事業所数については、1966（昭和41）年調査には3,218事業所、2001年調査には過去最高の9,368事業所となったが、2006年調査には8,492事業所となり、2001年調査と比較して事業所数が876減少（9.4%減）した。

他方、従業員数についても、事業所数の動向に応じて、1966年調査には3万3,931人、1996年調査には過去最高の9万3,929人となった。しかしながら、2001年調査には9万540人、2006年調査には8万6,052人となり、2001年調査と比較して従業員数が4,488人減少（5.0%減）した。このように、2006年調査では、事業所数も従業員数も減少しており、現在においてもこの傾向は続いている。

苫小牧市における2006年の従業員規模別の事業所数と従業員数の状況を、図表3と図表4でみてみよう。

図表3をみると、従業員数について、「1～4人」の事業所が55.9%（4,628事業所）で最も多く、次いで、「5～29人」が38.2%（3,167事業所）となり、従業員数が30人未満の事業所が全体の94.1%を占めている。

他方、図表4をみると、従業員数について、「5～29人」の従業員が42.8%（3万4,684人）で最も多く、次いで、「100～299人」が12.1%（9,817人）、「1～4人」が12.1%（9,815人）となっている。

以上のことから、苫小牧市における中小企業者等は、全産業に占める割合が99.2%であり、雇用の83.0%を生み出していることがわかる。

図表3 苫小牧市内の産業および従業者規模別事業所数 (単位:人、数)

| | 総数 | 1-4 | 5-29 | 30-49 | 50-99 | 100-299 | 300- | 派遣・下請 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|------|-------|
| 製造業 | 385 | 118 | 204 | 29 | 14 | 12 | 5 | 3 |
| 建設業 | 1,096 | 445 | 607 | 27 | 14 | 2 | - | 1 |
| 運輸業 | 463 | 126 | 236 | 47 | 41 | 9 | - | 4 |
| 卸売業 | 518 | 252 | 245 | 16 | 3 | - | - | 2 |
| 小売業 | 1,486 | 799 | 627 | 30 | 22 | 6 | 1 | 1 |
| サービス業 | 1,675 | 1,145 | 438 | 37 | 25 | 23 | 3 | 4 |
| その他の業種 | 2,661 | 1,743 | 810 | 49 | 28 | 15 | 4 | 12 |
| 全産業 | 8,284 | 4,628 | 3,167 | 235 | 147 | 67 | 13 | 27 |

(注) 公営の208事業所は含まれていない。
 (出所) 苫小牧市(2008)「平成18年 事業所・企業統計調査」

図表4 苫小牧市内の産業および従業者規模別従業員数 (単位:人)

| | 総数 | 1-4 | 5-29 | 30-49 | 50-99 | 100-299 | 300- |
|--------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|-------|
| 製造業 | 11,238 | 291 | 2,331 | 1,140 | 932 | 2,016 | 4,528 |
| 建設業 | 9,806 | 1,084 | 6,519 | 1,011 | 912 | 280 | - |
| 運輸業 | 9,356 | 269 | 3,495 | 1,744 | 2,739 | 1,109 | - |
| 卸売業 | 3,857 | 612 | 2,403 | 621 | 221 | - | - |
| 小売業 | 12,731 | 1,924 | 6,856 | 1,091 | 1,440 | 930 | 490 |
| サービス業 | 14,101 | 2,264 | 4,453 | 1,400 | 1,660 | 3,267 | 1,057 |
| その他の業種 | 19,992 | 3,371 | 8,627 | 1,849 | 1,870 | 2,215 | 2,060 |
| 全産業 | 81,081 | 9,815 | 34,684 | 8,856 | 9,774 | 9,817 | 8,135 |

(注) 公営の4,971人は含まれていない。
 (出所) 苫小牧市(2008)「平成18年 事業所・企業統計調査」

Ⅲ. わが国における中小企業政策の概要

1. 中小企業基本法

わが国の中小企業政策は、1948（昭和23）年に設置された中小企業庁を中心に展開している。1963年には中小企業基本法が制定され、同法の体系に定められた政策プログラムのもとで具体的な施策が講じられてき

た。その後、1999年に同法が抜本的に改正され、現在に至っている。

主要な改正点は、基本理念の考え方が大きく変わったことにあり、「中小企業と大企業の格差是正」から「やる気と能力のある中小企業の支援」に見直された。したがって、基本方針については、改正前の中小企業基本法では、①中小企業構造の高度化（生産性の向上）や②事業活動の不利是正（取引条件の向上）が重視されていたのに対して、改正後の中小企業基本法では、①経営の革新および創業の促進、②経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化という3点が政策の柱となった²。

従来、多くの自治体にとっては、国が行う中小企業支援策の範囲でそれぞれの施策を実施すれば事足りていたが、この抜本的改正によって、自治体には、中小企業者等に関する施策から実施に至る「責務」が明確化された。自治体においては、地域社会のニーズを調査・分析し、地域の実態に適合した中小企業者等の支援策を講じる必要性に迫られている。

2. 中小企業憲章

中小企業家同友会全国協議会は、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業者等を取り巻く経営環境の是正のために、1973年以降毎年、国の政策に対する中小企業者家の要望・提案を行っている。

そして、2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業者等が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する中小企業憲章の制定を提言していた³。この結果、2010年6月に中小企業憲章が閣議決定された。

この中小企業憲章では、意欲ある中小企業者等が新たな展望を切り拓くことができるように、中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにしており、その冒頭で「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」ことを謳っている。

また、「創意工夫を凝らし、技術を磨き」「個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ」「起業家精神に溢れ」という中小企業基本法の基本理念に沿った表現よりも、むしろ、「経済や暮らしを支え」「家族のみならず従業員を守る責任を果たす」「地域社会と住民生活に貢献し」「地域社会の安定をもたらす」といった役割が強調されている。言い換えれば、中小企業憲章には、「地域や生活を支える中小企業」という従来とは異なる新たな中小企業像が提起されたのである⁴。

最近では、中小企業家同友会の全国組織を通じて、多くの自治体において、中小企業憲章の地域版としての中小企業振興基本条例の制定に向けた運動が進展している。地域産業政策を進めていくうえでの1つの鍵として中小企業振興基本条例が重視されている⁵。

3. 中小企業経営力強化支援法

中小企業者等においては、経営課題が多様化・複雑化している。そのため、財務および会計等の専門的知識を有する者、例えば、既存の中小企業支援者（商工会等）、金融機関、税理士・税理士法人等による支援事業を通じて課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、経営力を強化することが急務となっている⁶。また、中小企業者等においては、成長著しいアジア等の海外市場の需要を取り込み、これを自らの成長につなげていく場合に、現地金融機関からの資金調達に問題が生じている。このため、中小企業者等が海外で事業活動を行うに当たって資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

このような状況のもとで、2012年8月30日に「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「中小企業経営力強化支援法」という。）が施行された。

この中小企業経営力強化支援法は、中小企業の経営力の強化を図るため、①既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等におい

て中小企業の支援事業を行う者を認定し⁷、中小企業基盤整備機構によるソフト支援など⁸、その活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業（クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等）も世界に発信可能な潜在力を有するなかで、中小企業者等の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫および日本貿易保険を活用した中小企業者等の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講じている⁹。

4. 小規模企業活性化法

前述のように、中小企業者等のうち、約87%を占める小規模事業者は、経営資源が脆弱であり、近年において、その企業数と従業員数が大幅に減少を続けており、地域経済の基盤を揺らしている。このため、中小企業庁においては、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、施策を集中して講ずることが急務となっていた。

このような状況のもとで、2013年9月20日に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（以下「小規模企業活性化法」という。）が施行された。

この小規模企業活性化法は、小規模事業者の事業活動の活性化を図るために、中小企業基本法の基本理念に小規模事業者の意義等を規定するとともに、小規模事業者の範囲の弾力化、小規模事業者への情報提供の充実、小規模事業者の販路開拓および資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講じている¹⁰。

中小企業基本法の一部改正の概要としては、小規模事業者が地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという重要な意義を基本理念に規定したこと、小規模事業者に対する中小企業施策の方針として、次の3つの方針を規定したことにある。すなわち、①地域における多様な需要に応じた小規模事業者の事業活動の活性化を図ること、②成長発展の状況に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること、お

よび③金融、税制、情報の提供等について、小規模事業者の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うことである。また、中小企業施策として今日的に重要な次の4つの事項を基本的施策の関係部分に規定したことにある。すなわち、①「女性や青年による中小企業の創業の促進」(第13条)、②「海外における事業展開の促進」(第16条)、③「情報通信技術の活用の促進」(第17条)、および④「事業の承継のための制度等の整備」(第24条)である¹¹⁾。

中小企業基本法の改正は、1999年に抜本的改正が行われて以来、14年ぶりである。小規模事業者を取り巻くビジネス環境の状況は悪化しており、中小企業庁による施策の遂行において、中小企業と小規模事業者を単純に一括りにして対応するのではなく、成長・発展の段階に応じたスピード感のある対策が求められた。

IV. 苫小牧市における中小企業振興条例の概要

1. 中小企業振興条例の制定過程

苫小牧市では、2011(平成23)年12月26日、苫小牧商工会議所と北海道中小企業家同友会苫小牧支部からの「提言書(苫小牧市中小企業振興基本条例の制定について)」を岩倉市長が受理した。これを受けて、苫小牧市では、苫小牧市中小企業振興基本条例検討懇話会(以下「検討懇話会」という。)を設置し、2012年3月23日に第1回検討懇話会を開催し、市長から条例骨子案等の検討が諮問された。

検討懇話会では、最終的に、合計8回にわたる審議を経て「答申書(苫小牧市中小企業振興基本条例(仮称)の策定について)」を作成し、同年9月28日、検討懇話会からの答申書を市長が受理した。その後、同年11月19日から12月18日までパブリックコメントが実施され、翌年2月7日にパブリックコメントの結果が公表された。

苫小牧市では、このパブリックコメントの結果を踏まえて条例文を作成した。その後、2013年3月12日に開催された苫小牧市議会第9回定例会において、苫小牧市中小企業振興条例が審議され、全会一致で可決された。これを受けて、同年3月21日に苫小牧市条例第5号「苫小牧市中小企業振興条例」が公布され、同年4月1日に「苫小牧市中小企業振興条例」（以下「中小企業振興条例」という。）が施行された。

北海道では、帯広市が2007年4月1日に「帯広市中小企業振興基本条例」を施行して以来、札幌市、北広島市、釧路市、函館市、旭川市、北見市、恵庭市、苫小牧市および登別市の10市のほか、下川町、別海町、中標津町、厚岸町、弟子屈町および倶知安町の6町が類似の条例を施行している。北海道においても、中小企業振興条例のような類似条例を制定する運動が進展している。

2. 中小企業振興条例の概要

苫小牧市における中小企業振興条例は、中小企業者等が産業および経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等の振興に関し、基本理念を定め、各主体の「責務」を明確化している。苫小牧市における各主体とは、苫小牧市、中小企業者等、経済団体、大企業者および市民をいう。

中小企業振興条例の構成は、第1条「目的」、第2条「定義」、第3条「基本理念」、第4条「市の責務」、第5条「中小企業者等の責務」、第6条「経済団体の責務」、第7条「大企業者の責務」、第8条「市民の責務」、第9条「施策の基本方針」、第10条「財政上の措置」、第11条「市からの受注機会の増大」、第12条「中小企業振興審議会」および第13条「委任」である。

このうち、第3条の「基本理念」では、各主体が協働して中小企業者等の振興を推進すること、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して中小企業者等の振興を推進すること、経済的社会的環境の

変化に的確に対応して中小企業者等の振興を推進すること、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう中小企業者等の振興を推進することを規定している

以下では、各主体の責務について、順次、みてみよう。

①「市の責務」(第4条)

苫小牧市の責務は、上記の基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定して実施するよう努めること、その実施にあたっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者および市民と連携・協力するよう努めることを規定している。

②「中小企業者等の責務」(第5条)

中小企業者等の責務は、経営の革新、従業員の育成等による経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めること、雇用の創出を図るとともに、大学等の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成・確保に努めること、地域や業種等による組織化、組織団体への加入等により、連携・協力するよう努めることを規定している。

③「経済団体の責務」(第6条)

経済団体の責務は、中小企業者等の経営の改善や創業者の育成に向けた指導・支援に努めること、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携、中小企業者等と大企業者との連携の促進に努めることを規定している。

④「大企業者の責務」(第7条)

大企業者の責務は、中小企業者等との連携・協力、中小企業者等の利用の促進、地域経済の安定に配慮するよう努めること、中小企業者等の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、苫小牧市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることを規定している。

⑤「市民の責務」(第8条)

市民の責務は、中小企業者等の振興が市民生活の向上および地域経済の発展に寄与することを認識するよう努めること、地域内の経済循環を

担う消費者として、中小企業者等が生産した商品や製造・加工した製品を購入、提供するサービスを利用することにより、中小企業者等の振興に協力するよう努めることを規定している。

以上のように、第4条から第8条において、中小企業振興条例における各主体の責務が明記されている。とりわけ、市民においては、中小企業者等のよき理解者となり、持続的な経済循環を促進して、豊かで暮らしやすいまちを実現する「担い手」として中小企業者等のよき協力者になることが期待されている。

次いで、第11条の「市からの受注機会の増大」では、「市の責務」として、「工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の発注の機会の増大に努めるものとする」と規定している。この条文は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)のほか、これに基づき発せられる国の方針および北海道の方針等を踏まえ、市が行う工事の発注や物品の調達等においては、公正な競争性を確保しつつ、市内中小企業者等の受注機会の増大に努めることを意味している。

V. 中小企業者等における受注機会の増大化

1. 官公需法に基づく国等の契約

官公需とは、パブリックセクター (public sector) である国、県、市町村などが、物件 (物品) を購入したり、工事の発注 (請負契約の締結) をしたり、各種サービス (役務) の調達をしたりする取引行為をいう。官公需は、パブリックセクターに照応して取引内容が多種多様であり、しかも、安全確実な取引関係であることなどから、中小企業者等にとって、官公需を受注するということは、経営基盤を安定化させる有効な手

段になっている。

このような観点から、官公需に対する中小企業者等の受注機会の増大を図るために、1966（昭和41）年6月に官公需法が制定されている。官公需法では、第1条において、「国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資する」という目的を規定している。第3条は、国等¹²が物件の購入などの契約をする場合、国等には予算の適正な使用に留意しつつ中小企業者等の受注機会を増大させる努力（責務）があることを規定している。

また、第4条第1項では、「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成する」とし、同条第2項において、経済産業大臣が国等の契約の方針案を作成し、閣議の決定を求めることが規定されている。さらに、第5条では、各省各庁の長等による国等の契約の実績概要について、「毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知する」ことが規定されている。

2013（平成25）年6月25日に閣議決定された「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」では、国（府省等）と公庫等に係る物件、工事および役務（以下「物件等」という。）について、2012年度の中小企業者等向けの契約実績額と2013年度の契約目標額4兆1,902億円（前年度比3,590億円増）および同契約目標率56.6%（前年度比0.3%増）の詳細が明らかにされている。図表5を参照。

以上のように、国は、官公需の発注を通じて中小企業者等の経営基盤の強化を図るために、官公需法を制定して受注機会の増大に向けた各種施策を講じているのである。図表5から、平成25年度の中小企業者等向けの契約目標額のうち、国が2兆4,031億円（55.5%）であり、公庫等が1

兆7,871億円（58.0%）であることがわかる。

図表5 中小企業者等向け契約実績額と契約目標額

| | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|-----|-----------------|-----------------------|------------|-----------------|-----------------------|------------|
| | 官公需 総実績額 (A) | 中小企業者等向け 契約実績額 (B) | B/A (%) | 官公需 総予算額 (A) | 中小企業者等向け 契約目標額 (B) | B/A (%) |
| 国 | 4兆254億円 | 2兆1,653億円 | 53.8 | 4兆3,288億円 | 2兆4,031億円 | 55.5 |
| 公庫等 | 3兆927億円 | 1兆6,414億円 | 53.1 | 3兆780億円 | 1兆7,871億円 | 58.0 |
| 合計 | 7兆1,181億円 | 3兆8,067億円 | 53.5 | 7兆4,068億円 | 4兆1,902億円 | 56.6 |

(出所)中小企業庁(2013)「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」より修正して作成。

2. 官公需法に基づく地方公共団体の契約

官公需法では、第7条において、国と同様に地方公共団体は、中小企業者等の受注機会を増大させる努力（責務）があることを明らかにしている。すなわち、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者等の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない」と規定している。以下では、神奈川県と横浜市の事例を紹介する。

(1) 神奈川県の事例

神奈川県庁の Web ページによると、神奈川県では、中小企業支援対策の一環として、官公需法の趣旨に基づいて、全庁を挙げて、県内中小企業者等に対する受注機会の増大に努めているという。そして、上記に述べた「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に準じて、中小企業者等の受注機会を増大させる施策を明確にし、各局等における予算執行に際しての配慮を期待している。具体的には、中小企業者等の受注機会の増大のための措置として、①官公需に係る情報提供の徹底、②中小企業者等が受注しやすい発注とする工夫、③中小企業者等の特性を踏まえた配慮、④ダンピング防止対策等の推進、および⑤東日本大震災の被害を受けた中小企業者等に対する配慮を挙げている。

神奈川県庁の Web ページにおいては、官公需契約実績額等の推移が

掲載されている。それによると、2012年度については、官公需総実績額1,763億865万2,000円に対して、中小企業者等向けの契約実績額が1,262億6,924万5,000円であり、同契約実績率が71.6%であることが公表されている。

ところで、中小企業庁によって2013年12月に公表された「平成24年度地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」では、①中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じている自治体（各都道府県、人口10万人以上の市及び特別区）の数が都道府県計47、市計212、区計22、合計281であり、②この措置を条例として制定している自治体が都道府県計19、市計16、区計0、合計35であり、③契約の方針を制定している自治体が都道府県計19、市計74、区計12、合計105であり、④官公需契約実績額および中小企業向け契約実績、またはその比率を公表している自治体が都道府県計10、市計7、区計1、合計18であることを明らかにしている。神奈川県は、上記の④を満たしており、情報開示に積極的であることがわかる。

（2）横浜市の事例

地方公共団体において情報開示を積極的に実施している先駆的な事例として神奈川県横浜市を取り上げてみよう。横浜市は、2010年4月1日に「横浜市中小企業振興基本条例」を施行している。横浜市は、その第8条において、市長の横浜市会への責務として、「毎年、市会に中小企業の振興に関する施策の実施状況を報告しなければならない」と規定している。中小企業者等の受注機会の増大のための措置を条例で明記し、実際にその条例が活用されているかに関する報告システムを導入している点は注目に値する。

横浜市では、報告システムのなかで、2013年9月に『平成24年度横浜市中企業振興基本条例に基づく取組状況報告書』を公表している。この市会への報告行為は、物件等に係る契約担当区局および発注担当区局において中小企業者の受注率を引き上げる効果が期待される。したがっ

て、中小企業施策の進捗状況を、分野別、市役所の部署別、そして区役所別に、それぞれ年次比較が可能な様式で公表される同取組状況報告書は、中小企業振興策を改善するための有効な手段といえる。つまり、情報開示システムが機能している条例といえる。

本条例の第7条第2項において、「市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、市内中小企業者の発注機会の増大に努める」ことが規定されている。

図表6 横浜市における市内中小企業への発注状況

| 区分 | 平成24年度 | | | | | | | | | | | | 単独随意契約及び大規模契約の合計 | |
|----|------------|-------------|-----------------------|---------|-------------|-----------------------|--------|-------------|---------|-------------|------------------|---------|------------------|---------|
| | 市内中小企業契約実績 | | | | | | | | | | 単独随意契約及び大規模契約の合計 | | | |
| | 市内中小企業契約実績 | | | | | | | | | | 単独随意契約及び大規模契約の合計 | | | |
| | 件数(千) | 構成比率 (%) | 前年度の 構成比率 からの増減 | 金額(億円) | 構成比率 (%) | 前年度の 構成比率 からの増減 | 件数(千) | 構成比率 (%) | 金額(億円) | 構成比率 (%) | 件数(千) | 金額(億円) | 件数 | 金額 |
| 工事 | 2,747 | 95.2 | 1.2 | 82,924 | 83.0 | 7.6 | 2,789 | 95.9 | 87,176 | 87.2 | 2,886 | 99,967 | 314 | 21,829 |
| 物品 | 47,868 | 85.4 | 6.8 | 8,629 | 57.1 | 3.5 | 49,898 | 89.0 | 9,119 | 60.3 | 56,063 | 15,113 | 6,254 | 19,566 |
| 委託 | 10,197 | 84.6 | 3.2 | 20,293 | 72.3 | 3.2 | 10,714 | 88.9 | 21,877 | 78.0 | 12,052 | 28,051 | 13,798 | 78,138 |
| 合計 | 60,812 | 85.6 | 6.0 | 111,845 | 78.1 | 6.6 | 63,381 | 89.3 | 118,172 | 82.6 | 71,001 | 143,131 | 20,366 | 119,532 |

(注) 1. 「構成比率」は、それぞれの数値(件数又は金額)が契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)に占める割合である。

2. 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合がある。

3. 「契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約(政府調達協定(WTO)対象契約)」を除いたものである。

(出所) 横浜市(2013)『平成24年度横浜市中小企業振興基本条例に基づく取組状況報告書』、3頁を一部修正して作成。

図表6から、平成24年度の契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)に対する市内中小企業契約実績と同契約実績率では、件数ベースで7万1,001件に対して6万812件(85.6%)、金額ベースで1,431億3,100万円に対して1,118億4,500万円(78.1%)であり、対前年度は件数ベースで6.0%増加、金額ベースで6.6%増加であることがわかる。

VI. おわりに

苫小牧市では、2013（平成25）年4月1日に「苫小牧市中小企業振興条例」が施行された。苫小牧市における中小企業振興条例は、中小企業者等を振興することによって、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出され、苫小牧市の産業および経済の発展に良好な循環を生み出すこと、中小企業者等が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現することを意図している。

自治体において、財政の健全化を図り、予算の効率化を目指し、中小企業者等の振興を推進するためには、中小企業者等の経営基盤の安定化が重要である。そのためには、中小企業者等の経営革新や自助努力はもちろんのこと、官公需に係る中小企業者等の受注機会の増大化も検討しなければならない。中小企業者等における受注機会の増大を図るためには、官公需に係る契約実績額や契約目標額などの情報開示が必要である。パブリックセクターのセグメント別に取引実態の「見える化」を図ること、予算の効率的な執行とその効果が期待される。

中小企業振興条例の有効な活用方法については、情報開示システムの拡充化が当面の課題といえるが、情報開示のあり方については、別稿で論じることにした。

<注>

¹ 筆者は、2013年6月に開催された第1回苫小牧市中小企業振興審議会において同審議会の会長に選出されている。

² 柿沼重志・中西信介（2013）「中小企業・小規模事業者政策の現状と今後の課題」『立法と調査』No.344、116頁。

³ 中小企業家同友会全国協議会（2013）「2014年度国の政策に対する中

小企業家の要望・提言」、2頁。

⁴ 同上、3頁。

⁵ 植田浩史氏は、中小企業振興基本条例を地域産業政策の柱として位置づけ、政策を進めてきた自治体の事例を紹介するとともに、同条例制定に向けた取り組みや実現させた事例も紹介している（植田浩史（2007）『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社）。また、岡田知弘氏は、地域内再投資力を高めていく方策のひとつとして、地方自治体による中小企業振興基本条例を取り上げている（岡田知弘等（2013）『増補版 中小企業振興条例で地域をつくる』自治体研究社）。

⁶ 2002年6月に中小企業庁から「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表された。その後、2011年2月に「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されている。

⁷ 中小企業者等を支援する担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業者等に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関（認定支援機関）」が設置されている。税務、金融、企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等が支援機構に認定され、中小企業者等に対して経営状況の分析、事業計画策定および実施に係る指導・助言を行っている。

⁸ 中小企業庁は、2013年7月30日に中小企業者等の未来をサポートするWebサイト「ミラサポ」の運営を開始している。同サイトでは、国や公的機関による支援施策の発信や、先輩経営者・専門家との情報交換の場の提供等が行われている。

⁹ 中小企業庁（2012）「中小企業経営力強化支援法について」において、①支援事業の担い手の多様化・活性化、②海外展開に伴う資金調達支援に係る措置事項の概要が示されている。

¹⁰ 小規模企業活性化法に係る中小企業・小規模事業者政策の現状と今後の課題については、柿沼・中西（2013）が詳細に分析している。

¹¹ 中小企業基本法以外の一部改正の概要については、中小企業庁（2013）「小規模企業活性化法の概要」を参照されたい。

¹² 「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）をいう。

<参考文献>

植田浩史（2012）『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社。

岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫・秋元和夫・西尾栄一・川西洋史（2013）『増補版 中小企業振興条例で地域をつくる－地域内再投資力と自治体政策－』自治体研究社。

柿沼重志・中西信介（2013）「中小企業・小規模事業者政策の現状と今後の課題」『立法と調査』No.344、2013年9月、116～130頁。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130903116.pdf

神奈川県（2013）「神奈川県の官公需について」（2013年8月27日）。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5372/>

経済産業省（2010）「中小企業憲章」（2010年6月18日閣議決定）。

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004655/kensho.pdf>

中小企業家同友会全国協議会（2013）「2014年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」（2013年6月）、1～25頁。

http://www.doyu.jp/policy/seisaku/doc/2014youbou_1.pdf

中小企業庁（2012）「中小企業経営力強化支援法について」（2012年8月30日）。

<http://www.meti.go.jp/press/2012/08/20120830001/20120830001-2.pdf>

中小企業庁（2013）『中小企業白書（2013年版）』（2013年4月26日）。

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H25/PDF/h25_pdf_

mokuji.html

中小企業庁（2013）「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（2013年6月25日）。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/06/20130625002/20130625002-3.pdf>

中小企業庁（2013）「小規模企業活性化法の概要」（2013年9月20日）。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/09/20130920003/20130920003-2.pdf>

中小企業庁（2013）「平成24年度地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」（2013年12月17日）。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/1217tihou.pdf>

中小企業庁（2013）「中小企業・小規模事業者の数（2012年2月時点）の集計結果」（2013年12月26日）。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131226006/20131226006.pdf>

苫小牧市（2008）「平成18年 事業所・企業統計調査結果概要」（2008年6月）。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00006300/00006397/H18jigyousho%5B1%5D.pdf>

横浜市（2013）『平成24年度 横浜市中小企業振興基本条例に基づく取組状況報告書』（2013年9月）。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shinko/h24houkoku.pdf>

（かわしま かずひろ・本学教授）

苫小牧駒澤大学紀要 第28号 (2014年3月25日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 28, 25 March 2014

19世紀後半における東アジアの国際秩序変容と日本の領域画定

—明治政府による領土編入措置と尖閣諸島の法的地位を中心として—

A Study of Japan's Territorial Incorporation of the Senkaku Islands
and Its Legitimacy under the Transfiguration of the East Asian
International Order of the 19th Century

永石啓高
NAGAISHI Hirotaka

キーワード 尖閣問題、尖閣諸島の法的地位、先占、尖閣諸島の領土編入、
琉球処分

要旨

本稿は現在日中間の最大の政治的問題になっている尖閣諸島の法的地位の問題に関し考察するものである。中国は歴史的史料を根拠に尖閣諸島は歴史的に中国の固有の領土であると主張し、一方日本は国際法上の先占の法理に基づき領土に編入した日本の領土であると主張している。この両者の尖閣諸島の領有権に関する主張は、現在においても一向にかみ合わず、解決の糸口すら全く見出せない状況にある。その原因は19世紀後半における東アジアの国際法秩序に対する両国の認識の相違に求めることが出来ると考えられるが、本稿は、果たして両者の主張が、当時の国際法秩序に照らして、どちらが正当性を持ちうるのかについて実証的に検討するものである。

目次

はじめに ～尖閣諸島の領有権問題考察に関しての三つの枠組み～

1. 19世紀東アジアの国際社会秩序とその変容

(1) 日中両国の尖閣諸島に対する領有権主張の相違とその淵源

(2) 19世紀前半における東アジアの国際社会秩序

(3) 19世紀後半における東アジア国際社会秩序の変容

～「宗主国家システム」から「主権国家システム」へのシフト～

2. 明治政府による日本周辺領域の領域画定と尖閣諸島の法的地位

(1) 明治政府による周辺島嶼の領域画定

(2) 琉球処分 ～明治政府による琉球の日本領土編入措置～

(i) 曖昧な琉球の帰属問題

(ii) 琉球処分

(3) 領土編入以前における尖閣諸島の法的地位

(i) 19世紀末における法的枠組み

～国際法における「先占」の概念～

(ii) 尖閣諸島の法的地位と現実

～尖閣諸島に対する中国の支配の現実～

(4) 明治政府による領有意思の表明と尖閣諸島の日本領土編入

(5) 領土編入後の実効支配

むすびにかえて

はじめに ～尖閣諸島領有権問題考察に際しての三つの枠組み～

本稿は、すでに公表した二つの論文、「戦前における尖閣諸島の法的地位」（『苫小牧駒澤大学紀要』第24号〔2011年〕所収）と「尖閣諸島の領有権に関する一考察」（『憲法研究』第45号〔平成25年〕所収）を基礎とし、加筆・修正したもので、その主張とするとところと、その考察の射程の期間は上記二つ論文と同じである。ではなぜ同じモチーフで再度原稿を発表するかとと言えば、前者には考察の不十分なところがあり、また後者においては紙面制約の関係上大幅に内容を割愛せざるを得なかったからである。本稿はこの二つの拙論の過不足の部分を補い、今後の研究の基礎とすることを意図したものであり、何よりも同諸島の領有権問題へのアプローチに際し重要だと思われる認識の枠組みについて提示することを最大の目的とする。同問題は領有権原の問題と現実的対応の二つの側面から検討することが必要と考えられ、それ故、「はじめに」として記すには簡素さを欠くくらいを否定できないが、最初に尖閣問題をはじめとするわが国が抱える領土問題を考察するに際しての、私が必要だと考える「認識の枠組み」提示することとし、続く本論においては後述する第一の認識の枠組みの観点から、尖閣諸島領有権問題の淵源及びわが国の同諸島に対する領有権原について考察することとしたい。

1971年12月30日の中国外交部声明（「釣魚島の所有権問題に関する外交部声明」）以来、尖閣諸島に対する日中間の領有権問題は、東シナ海の大陸棚の境界画定問題と相俟って、解決困難な政治的懸案事項となっている。勿論、尖閣諸島に対する日本の立場は、国際法上の先占に基づき編入したわが国の領土であって、爾来現在に至るまで、平穩かつ継続的に実効的占有を続けており、よって他国とその領有を争うような法的問題は存在しないというものである。しかしながらこの尖閣諸島の領有

権をめぐる日中間の政治的対立は、国連海洋法条約第15部第2節に基づく司法的解決（義務的紛争解決）が容易ならざる状況下において¹、経済発展を梃子として大国化への道を突き進む中国の動向を鑑みれば、中・長期的に見てこの問題を解決するのは容易なことではないように見受けられる。いや寧ろ現状の推移からすれば（中国の国内情勢の推移にもよるが、2013年11月23日の中国国防省による尖閣諸島を意識した防空識別圏の設定の動き等をみれば）、危険水域に入ってきたようにも見受けられる。

中国は、1992年の「領海および接続水域法」（尖閣諸島を含めた東シナ海を一方的に自国の領海として規定）、1998年の「排他的経済水域及び大陸棚法」、1999年の「海洋環境保護法」（1982年公布の同名の海洋環境保護法の改訂版、2000年4月1日施行）、2001年の「海域使用管理法」（2002年1月1日施行）等を制定し²、東シナ海における支配権（国家管轄権）の拡大を図っている。そしてまたその一方で、「黄海・東シナ海・南シナ海にわたる海洋権益」の確保を目的として、『第一列島防衛線（日本列島—南西諸島—台湾—フィリピン）』を設定し、同ラインへの外国勢力の接近の阻止と、その防衛域内での他国の軍事行動を拒否するという軍事戦略をも展開³しており、第一列島防衛線で囲まれた海域を中国の主権の及ぶ海域—彼らがいうところの『海洋領土』—を⁴、いわゆる「内海」として位置づけようとする動きを強めている。また更にそれだけにはとどまらず、「西太平洋海域の牽制支配」の確保を意図して『第二列島防衛線（小笠原諸島—グアム・サイパン—パプアニューギニア）』をも設定し、太平洋への進出・支配を意識した軍事戦略を展開するようになってきている⁵。こうした動きを鑑みれば、中国にとって尖閣問題はもはや単に周辺海域にある資源を争点とする問題ではなく、海洋分割（海洋における勢力圏の再編）という新たな時代の幕開けの中で、大国中国が影響力を強めつつある太平洋島嶼諸国の海洋利権確保という大きな枠組みの下、地政学的観点から軍事戦略上極めて重要な位置を占める

問題として位置づけられているように思われる。

東シナ海を取り巻くこうした国際政治状況の現実、および尖閣諸島の領有権原に関する両国の主張の相違、またさらに尖閣諸島問題をも含めて、現在わが国が抱える領土問題の淵源がサンフランシスコ講和条約(対日領土処分)に求められることを鑑みれば⁶⁾、尖閣諸島の法的地位に関する考察においては、以下に指摘する三つの枠組みに配慮し、考察を進める必要があるように思われる。

その枠組みとは、第一に、わが国が日本周辺領域(島嶼)の領域画定に着手した19世紀後半における東アジアの国際システムがどのようなものであったかという認識の枠組みである。この19世紀後半における東アジアの国際社会秩序に関する日中両国の認識の違いと「外交」の在り方が、尖閣諸島領有権問題の根本的な問題として存在する。当時、東アジアの国際社会秩序は、同地域への西欧諸国の進出の下で、「宗主国家システム」から「近代国家システム」(「主権国家システム」)への大きな転換期にさしかかっており、このシステム変容に対する認識とそれへの対応の如何—中国の順応性の欠如—がその後の両国の運命を左右したと考えられる。清国がアヘン戦争以降も容易に宗主国家システムから主権国家システムへと観念の転換をおしはかることができなかったのに対して、日本はこの国際社会秩序の変化に機敏に対応し、すぐさま「万国公法」を享受すると共に、西欧諸国による侵略の脅威に備えて、文明的な近代国家(領域国家)への転換をはかり、国防的な観点からそれまで曖昧・未確定であった日本周辺島嶼の領域画定を推し進めていったのである(第2章第1節参照)。この西欧によって持ち込まれた新しい国際システムへの両国の反応の違い—逆にいえば清朝の対応の遅れ—が、日清戦争以降の西欧諸国の急速な中国進出を許す原因ともなり、その後の国内混乱を要因とする、西欧列強間条約によるところの中国管理体制の形成、逆に言えば西欧列強による中国主権の侵害へと繋がり、アジア・太平洋地域国際秩序への両国の関与および国際的な立場の違いともなっ

ていったと考えられよう。

第二の枠組みは、「国際法観念の転換」と、戦後秩序を構成する「冷戦」という重要な社会構造的要素が、対日講和においてどのような意味を持ったか、あるいはどのような影響を与えたかという認識の枠組みである。第一次大戦後、国際法観念は「無差別戦争観」から「侵略戦争違法観」へと大きくその観念が転換し、そうした観念の大転換の下で日本の領土処分が実施され、かつまたそれと同時に、米ソのイデオロギー対立という現実の国際政治の攻防の下で対日講和が進められていったのである。したがって、尖閣諸島の法的地位を考察する場合、この二つの「法社会的」要素の対日講和への影響を視野に入れなくてはならなくなる。

もっともその際に注目しておかなければならない点の一つだけある。それは第一次大戦を一つの契機として登場した侵略戦争違法観に、それまでの国際法観念（無差別戦争観）が一瀉千里の如く急速にとって替わられたわけではないという点である。構成主義的な考え方に基づけば、観念の形成とその観念の現実世界への適用には常にタイムラグが存在し、一つの理念が規範性を獲得するには、理念の共有（間主観的な理念の形成）とその理念に基づく国家行為の蓄積が必要となる。戦間期の国際政治情勢の推移は、ウィルソン米大統領が主導した理想主義の下、『外交革命』—外交官によるマキャベリズム的勢力均衡外交から協調外交、さらに民主（国民）外交への転換—や、その変化に基づくロカルノ条約や不戦条約をはじめとする諸種の国際条約の成立をみるものの、戦争違法化の完成（侵略戦争違法観の法制度的確立）には、大西洋憲章や連合国共同宣言を経て、第二次大戦後の国連憲章の成立を待たなければならなかったのである。この事実、すなわち観念の「誕生」・「形成」・「発展」・「確立」の過程（理念の規範化過程）と現実の国際政治及び法的現実との間にあるタイムラグ、これは対日講和における連合国によるわが国の領土処分を考察する際にはおさえて置かなければならない重要な点であろう。

その意味において、戦間期のアジア・太平洋地域における国際秩序（条約体制）の現実がどのようなものであったかは、その考察を進める上で重要な意味をもってくるものと思われる。同地域の戦間期の国際秩序は、(1) 第一次大戦後の現実的な国際政治状況の変化 — ドイツ、ハプスブルク、ロシア、トルコ四帝国の崩壊と、それに伴う西欧列強勢力の東アジアにおけるパワーの相対的低下、また『旧外交』をけん引してきた英国の国際政治における指導力の低下と新勢力としての米国、日本の台頭 — 所謂パワー・シフトと、また (2) 上述した外交の在り方の大きな転換 — 『旧外交』から『新外交』への潮流・趨勢の変化 — を背景として、米国主導の下で、戦前の条約体制に代わる新たな秩序が模索され、旧外交と新外交との相克・調整・妥協の産物として形成されたワシントン条約体制の下、日・米・英を中心とする大国間協調の枠組み下で同地域の秩序維持・勢力関係の現状維持が図られることになったのである。その体制は先行する観念に対して、法的にはむしろ戦前の帝国主義的外交、旧外交の延長線上に位置づけられるものであったといえよう。

このようにアジア・太平洋地域における国際秩序が未だ無差別戦争観の観念を引き摺り、旧外交の枠内で構築された条約体制である限り、この戦間期におけるアジア・太平洋地域での日本の利権（海外領土を含む）は、少なくとも満州事変以降の日本の軍事的行動が、武力によるワシントン条約体制の破壊・違法な秩序改変、所謂「侵略戦争（war of aggression）」— 正確には「侵攻戦争」（『挑発を受けないのに行う攻撃』）⁷ — として米国に認定されるまでは、日中間の条約体制や、中国における九カ国条約及び太平洋に関する四カ国条約等、同地域における列強相互間の相互的利権尊重とその管理を基底とし、中国の領土保全と門戸開放、機会均等を謳った列強間の協調的対中政策の展開の下、その条約体制が認める範囲内において、関係条約締結国によって承認された日本の利権であったと位置づけられよう⁸。

そうした当時の法的現実を前提とし、講和条約における戦前の日本の

領土処分を考察するとするならば、戦後、侵略戦争違法観の下での武力による違法な国際秩序の改変を処分の対象一すなわち挑発を受けずに行う攻撃を「国際犯罪」一とする限りにおいては、満州事変以前に獲得したわが国の海外領土に関しては、未だ旧外交が支配的だった大国間協調の下で、ワシントン条約体制下アジア・太平洋地域における法社会秩序を構成する日本の海外領土として承認されたものであったことから、本来的には犯罪行為に基づく違法な領土取得として処分の対象とされるべきではなく、講和交渉の下での戦争処理事項として処理されるべきであったと考えられる。

しかしながら実際には、大西洋憲章および連合国共同宣言を戦後秩序形成の指針として掲げつつも、第一次大戦後に登場する新外交の理念及び侵略戦争を違法（国際犯罪）とする観念と、並びにナチズム、ファシズム、軍国主義を強く否定し、これを国際社会から排斥しようとする連合諸国の揺るぎない信念から、軍国主義の日本からの完全排除を究極の目的とする連合側（米国）の意思に従って、満州事変以前における海外領土（合法的かつ承認された領土）をも含めて、カイロ及びポツダムの両宣言並びにヤルタ協定に掲げる方針にしたがい対日処理がなされることになったのである。ここに「法的現実」よりも「イデオロギー」若しくは「政治的感情」に慫慂され、対日講和を進めていった連合側（米国）の政治的かつ恣意的な対日処理の実態が見聞されるのである。そしてまたその事がわが国の抱える三つの領土問題の法的状況を作り出す遠因となり、また更に、その処分の下で生じた各島嶼の法的状況の違いが個別事案に対する法的対応の困難さの原因ともなっていると考えられよう。

そして最後は、現在の実態的国際システムが尖閣諸島領有権問題に与える影響という認識の枠組みである。田中明彦教授によれば、現在の国際システムの動静を分析するには国際社会を構成する国家群を三つの圏域（「第一圏域」＝「新中世圏」、「第二圏域」＝「近代圏」、「第三圏域」

＝「混沌圏」)に分けて説明する方が有益であり、その三つの圏域の相互作用(同じ圏域同士の、および異なった圏域相互間での相互交流、国際交通の在り様の如何)において、国際政治の現実とその動向は大きく異なってくるとされる⁹。

ヨーロッパとは異なり冷戦構造が温存され、かつ上記三つの圏域が混在し、また更に世界の成長センターとして、只中、経済発展を遂げつつあるアジア・太平洋地域においては、地域統合を促す共通の社会・文化的基盤が存在しないが故に、嘗てのヨーロッパ近代に現存したような対立的状況と合従連衡(旧外交的国際政治の展開)が第二圏域諸国において激しさを増すことが予想される。同地域に存するわが国も、当然この現実の国際システムの動向およびその推移(三つの圏域の相互作用)の影響を受けざるを得ないものとなろう。

こと尖閣問題をめぐる中国との関係においては、同国の大国主義的な行動の背景に、(1)近代に経験した拭い去れない屈辱への慙愧の念と、(2)依然としてマルクス主義的な革命思想(社会主義は資本主義崩壊後に到来するとする)を完捨していない人民軍とその軍の利権追求の現実(各軍相互間の利権競争)、更に(3)人民軍に対する共産党指導部の指導力の低下等が存在するとするならば、如何に現共産党指導部が、中国経済の発展を自らの正当性の根拠とし、故に今日の相互依存的国際経済関係とその下での国際的信用の確保の大切さ、およびステークホルダーとして責任ある行動の必要性を自覚し、その認識に沿って行動をとろうとしても、経済発展という唯一の国内的正当性の根拠が揺らぎつつある中、十分にその指導力を発揮する事は難しいように思われる(この場合ネット世論が現政権の大きな脅威となることも予想される)。

したがって、この認識の枠組みにおける考察は、尖閣諸島の法的地位そのものに向けられるというのではなく、今後の事態の推移とそれへの対応に向けられなければならない。司法的解決が困難な中、中国の東シナ海及び南シナ海における海洋戦略が先鋭化し、同海域における公海

の自由が脅かされてきているという状況を前提としてこの問題を考えるならば、尖閣諸島に対するわが国の主権を維持しつつ、如何にして事態をコントロールし、かつ事態の鎮静化を図るのか、政策学的視点からの考察が必要とされるところである。中国の海洋戦略が単に海洋資源の確保にとどまらず、軍事戦略的要素を強めている点を考えれば、日中両国による尖閣周辺海域の共同開発のという経済的枠組みの構築のみならず、海上警備体制の強化（法制度の拡充を含む）並びに中国の海上覇権の伸張に対する南シナ海を含む関係諸国との連携及び国際的協調体制の構築が求められるところであろう。硬軟複数の政策を取り混ぜて事態の暴発を防ぐ二重三重の安全保障対策の早急な構築が求められるところである。

以上述べてきたところの問題意識および認識の枠組みに基づき、現在わが国の安全保障上極めて重要な政治案件となっている尖閣諸島領有に関し以下で考察を進めるものであるが、第二および第三の認識の枠組みに関しては、他日稿を改めて検討することとし、本論では第一の認識の枠組みの問題に関し考察を進めるものとする。

1. 19世紀東アジアの国際社会秩序とその変容

(1) 日中両国の尖閣諸島に対する領有権主張の相違とその淵源

1971年12月30日の「中華人民共和国外交部声明」および「北京放送」等に見られる中国の領有権主張は、そのいずれもが尖閣諸島は昔から中国の領土（固有の領土）であるとするものである。中国政府は、明・清代の冊封使録等の古文書や地誌等を根拠に、中国が最初に発見し中国の版図に組み入れたものであると主張する¹⁰。

これに対してわが国の主張は、尖閣諸島に清国の支配が及んでいないこと（無主地であること）を確認し、1895（明治28）年1月14日、「現地に標杭を建設する旨の閣議決定」を行い「正式にわが国の領土に編入

すること」を決定したとする¹¹。すなわち、国際法上の先占に基づき、編入した日本の領土というものである。

この両者の主張の違いは、既に「はじめに」で指摘した如く、その当時における東アジアの国際社会秩序変動に対する認識とそれへの両国の対応の在り方にその淵源を求めることができる。当時の中国（清朝）は東アジアにおける伝統的な国際社会秩序であった「宗主国家システム」（suzerain-state system）を基底として領域観念を構成しており、中国はそのシステムの盟主なるが故に西欧によって新たに持ち込まれたこの新しい主権国家システム（international states system）に、またそのシステムの基盤となる国家領域の観念に自らを容易に適用させることができなかつたのである¹²。

一方これに対して日本は、西洋の進出に伴うその秩序改変の中にあつて、度重なる西欧の脅威に接し、その新しい国際システムの下で近代国家としての一步を踏み出し、迫りくる西欧の脅威に備えるべく短期間で「国力の強化」と「権力の中央集権化、一明治2年の版籍奉還、同4年の廃藩置県（「封建的領有制の廃止」）、同6年の徴兵令の発布（「国民皆兵制の実施」）等一をはかり、国内的に主権国家的統治体制を完成させ、かつ外に向かつてはそのシステムにおける領域観念の下でそれまで曖昧もしくは未確定であつた日本周辺領域の領域画定作業を実施していったのである¹³。この両者の新システムにおける領域取得要件たる実効支配という領域権原に対する認識の違い、逆にいえば当時宗主国として東アジアの国際秩序を支えていた清国の近代的意味での領域観念の欠如が、今日の尖閣問題の根底に存在すると考えられよう。

（2）19世紀前半における東アジアの国際社会秩序

では、西洋が進出してくるまでの東アジアの国際システムとはどのようなものであつたであろうか。

当時存在した東アジアの国際社会秩序は、中華思想に基づく華夷秩序

(中国皇帝の「徳」に基づく支配)とそれを制度的に支えた冊封体制の下、文明国である中国を中心に同心円的に広がるヒエラルキー構造を有するものであった。その構造は中国の皇帝と周辺蛮族(東夷、西戎、南蛮、北狄)の王との間での形式的な主従(臣従)関係によって構成されており、その主従関係は周辺国が中国王朝に「朝貢」(「進貢」)し、中国王朝がこれを「冊封」という形で形成された¹⁴。朝貢国の王は、「冊封」を受けることによって、天子に「封建」し、中国皇帝と「君臣」関係を結ぶ。朝貢国の王は冊封されることで皇帝からその支配地域における統治の権能と華夷秩序における階位を承認され、「華」の一員(中華文明の構成国)として、自らの支配領域における統治の安定性(正統性)と貿易上の利益を確保することができたのである¹⁵。したがって華夷秩序—中華思想観念—の下での主従関係(中国皇帝の威光)は、形式的には中国皇帝が直接支配する地域、間接統治地域を越えて、一応冊封国にまで及んでいたと考えられる。東アジアの国際秩序は、宗主国たる中国の安定の下、「各王権の国際的承認システム」たる冊封体制の下で維持されていたのである¹⁶。

しかしながらこの冊封体制(華夷秩序)におけるヒエラルキーの特徴は、同社会秩序が文明による支配をその構造の基盤としていたことから、冊封国をも含めて一定の広がりを持った文明圏を形づくってはいるものの、そこにおける中国(皇帝)の現実的支配は、同心円の中央(文明の中心)から遠ざかれば漸減していくと観念されるものであった。中国が直接支配する領域(行政区としての省)とそれ以外の地域—間接統治地域(「土司」・「土官」による統治)、「化外」の地域(朝貢国)—とは、国境のような明確な境界によって分断されておらず、その文明圏に対する中国の支配権は、冊封した王権に対する臣従関係と王権の身分的位階性を基礎としているが故に、領域性と排他性の両面において、近代主権国家における領域主権とはその性質を大きく異にするものとして位置づけられる¹⁷。

すなわち、華夷秩序の下での「宗主国」（中国皇帝）と「藩属国」（冊封国の王）との主従関係は主権国家システムにおける「宗主国」と「従属国」との関係に見られるような排他性を伴ったものではなく、冊封国の王がその支配領域における統治権を中国皇帝から承認されていることからわかるように、中国の支配権は冊封国の内政外交全般に及ぶというものではなかった。中国は、「藩属国」同士が、あるいは「藩属国」と中国に臣従しない国（「化外」の地および絶域に含まれる国）とが、外交関係や交易関係を取り結んだとしてもこれを関知せず、琉球王国が長きにわたって—1609年に薩摩藩の附庸国となり、1879年の第二次琉球処分（沖縄県の設置）により日本に編入されるまで、日本と中国の両属支配の下にあったことから明らかなように、藩属国に対する中国の支配権は排他性を伴うものではなかったのである。

中国皇帝による冊封と冊封国王による朝貢とによって形成されていた東アジアの国際社会秩序とは、斯様に、いかにそれが臣従関係として位置づけられるものであったとしても、近代的意味での支配の排他性を伴わないものであるかぎり、進貢・冊封関係の締結を以て、それがそのまま冊封国の中国版図編入を意味するものと捉えることはできない。主権国家システムの観点からこの臣従関係を捉えなおすとするならば、前述したように個々の冊封国は広範な統治権を保有していることから、中国文明を一つの価値基準として「礼制」により関係付けられた一体的な社会—実利的な実態からすれば進貢（朝貢）によって結びついた経済体制—として地理的に広がりをもって形成されている国際社会の相互の関係、言い換えれば文明的に中国を覇権国として形成される外交関係として捉えるのが相応しいように思われる¹⁸。

(3) 19世紀後半における東アジア国際社会秩序の変容

～「宗主国家システム」から「主権国家システム」への転換～

制度的にそうした冊封・朝貢関係によって形成されていた東アジアの国際社会秩序は、19世紀後半、清国や日本が西欧諸国の軍事的圧力で開国し、それらとの間に条約に基づく外交関係を築き条約体制に参入したことで、それまで支配的であった「宗主国家システム」から「主権国家システム」へと大きく転換することになった。

清国はアロー号事件後の天津条約(1858年)および北京条約(1860年)において「西洋人に対して『夷』の字を使うことを禁止する」¹⁹とする英国の要求を認め、英国を初めて対等な条約締結国として承認するに至った。これ以降清国は、冊封・朝貢関係に基づいて西欧との関係を規定しこれを維持することが困難となり、1861年3月外交統括機関として「総理各国事務衙門(総理衙門)」を設け、「これまでの『夷務』を『洋務』と」改め²⁰、対西欧との関係においては条約体制に基づいた外交を展開するようになった。ここに至って漸く清国も、意識としては華夷秩序の観念を引き摺りながらも、制度的にはヨーロッパの近代国際社会秩序(主権国家システム)を受容するようになったのである。しかしながら近隣国との外交関係については、引き続き清国は「宗属支配の原理を貫き」冊封・朝貢関係を維持しており²¹、日清講和条約で朝鮮に対する「宗主権」を放棄するまで、宗主国としての意識を容易に変更することはできなかった。ここに琉球や尖閣諸島に対する実効支配の欠如、ひいては明治政府による日本領土編入を許すことになった最大の原因があると考えられる。

これに対して日本は、開国後すぐに「万国法」を享受し、冊封・朝貢体制の下にあった国際社会秩序を主権国家システムに基づいて再編していく方向へと外交方針を転換した。日本も中国と同様に、幕末から維新にかけての混乱期、1827年の英国海軍調査船による小笠原諸島探検と英国による領有宣言、1832年からの開始された小笠原諸島への移民団(英

国人、米国人、ハワイ人)の入植、1853年のペリーによる小笠原移民による自治政府の設立と同自治政府に対する軍政の実施、1861年12月のロシア軍艦による対馬占領事件、1869年の蝦夷島総裁・榎本武揚とガルトネル兄弟との『蝦夷地七重村開墾契約書』締結によるプロシヤ人による北海道の一部支配等、幾度となく西欧の支配の脅威に晒されたが²²、明治政府は清国が西欧列強の「砲艦外交」により不平等条約の締結と領土の割譲を強いられている姿を眺めながら、その脅威に対抗すべく、欧米を模して近代化（国内体制強化）をはかりつつ、国防的観点からそれまで曖昧であった周辺島嶼の領域画定を開始すると共に、近隣諸国に対して条約外交を展開するようになったのである。

そうした条約外交を象徴するものの一つが1871年9月に調印された日清修好条規締結である。同条規は近代において日中両国が結んだ最初の条約であり、北岡伸一教授によれば「欧米に対して不平等条約を締結させられている国同士が結んだ平等条約」とされており²³、第4条及び第8条で「外交使節の交換、領事の駐在」を規定し、第8条、9条、13条で「制限的な領事裁判権をお互いに認めること」を規定²⁴している（この平等条約締結の背景には、当時の日清間の国力の差が存在し、それが後に条約改定問題—第2章第2節参照—へと繋がる）。

本条約の締結により、その後の日清両国の関係は「琉球を介在した関係、および長崎貿易で結びつく互市関係から、日清修好条規で結びつく国家間の外交関係」²⁵へと転換することとなり、同条約締結直後、琉球王国の外交権が明治政府による第一次琉球処分 で否定されるに及んで、琉球の支配権をめぐる日中間の対立は、対等な国家間における領域主権の問題として認識され、日清両国の外交関係の一部、外交事項の一つとして位置づけられるようになった。そしてさらにこの両国間の関係は、日清戦争以降「日清修好条規に基づく平等な関係から、下関条約に基づく日本に有利な不平等条約体制の下に位置づけられるようになった」のである²⁶。

アヘン戦争後の清国の西欧条約体制（不平等条約体制）への参入を東アジア国際社会秩序改変の第一幕とするならば、日清戦争後の日清間での不平等な条約関係の形成は、その秩序改変の第二幕として位置づけられよう。清国は、この二つの国際政治の舞台において敗北を帰したことによって、主権国家システムの中にしっかりと組み込まれることとなり、最後の主要朝貢国である朝鮮を失ったことで、それまで周辺諸国との間で維持してきた冊封国に対する基本姿勢、『属国でもあり（あるが）、また自主でもある』とする二重基準のうちの『属国』の基準を喪失することとなった²⁸。ここに至って、中国を宗主国として形成されていた東アジアの国際社会秩序は、宗主国家システムから主権国家システムへと完全に移行することになり、以降の国内的混乱の下、中国に利権を有する西欧列強相互間で締結された条約体制及び政治的合意の下で、中国の領域主権は大きく制約を受けることとなったのである。

2. 明治政府による日本周辺領域の領域画定と尖閣諸島の法的地位 ～尖閣諸島の法的権原の問題～

(1) 明治政府による周辺島嶼の領域画定

西欧列強との接触を介して、開国後すぐに「万国公法」を受容し、冊封・朝貢体制から条約体制への転換を図った明治政府は、迫りくる西欧の脅威に対する防禦を固めることを目的として、幕藩体制下の国土よりも拡大する形で国境線を画定すべく、周辺領域に点在する諸島嶼の領域画定作業を開始し、近代主権国家としての道を歩み始めた。

北の脅威に対しては、1875（明治8）年ロシアとの間で千島・樺太交換条約を締結し、領土問題の安定化を図り、南方の脅威（米・英）に対しては、1876（明治9）年、小笠原諸島を内務省直轄地とし、その旨を各関係公使に通告することで正式に領土編入を完了させた。また南西の脅威（清国）に対しては、1879（明治12）年「琉球処分」を断行一琉

球藩を廃止し沖縄県を設置することでこれを正式に領土となし、それまで曖昧且つ不安定であった清国との境界を画定し、明治政府が抱えていた三つの領土問題を10年足らずで解決し、懸案であった外からの脅威に備える「防壁」の形成を完了させたのである²⁹。

また明治政府は、[表 - 1]にあるように先占によって下記の島嶼を領土として画定した。1885（明治18）年には、北大東島・南大東島を沖縄県へ編入することで日本の領土とし、1891年（明治24）年には勅令190号により硫黄島・北硫黄島・南硫黄島（火山列島）を小笠原島庁所轄の領土として編入した。本稿の主題である尖閣諸島については、1895（明治28）年1月14日に魚釣島、久場島両島に対する国標建設と沖縄県所轄が閣議決定され（これにより日本領土編入が確定）、翌96年の勅令第13号により、同年4月1日に八重山郡に編入された。1898（明治31年）には南鳥島が東京府告示58号により小笠原島庁所轄の領土として編入され、1900（明治33）年には沖縄県告示第95号により沖大東島が沖縄県に、1905（明治38）年には竹島が島根県告示第40号により島根県に、また1931（昭和6）年には内務省告示により沖の鳥島が東京府小笠原支庁に、それぞれ編入されることによって日本の領土となった。

[表 - 1] 先占で画定した日本の領土

| | | |
|-------|-------|--------------|
| 1885年 | 明治18年 | 大東島（沖縄県に編入） |
| 1891年 | 明治24年 | 硫黄島（東京府に編入） |
| 1895年 | 明治28年 | 尖閣諸島（沖縄県に編入） |
| 1898年 | 明治31年 | 南鳥島（東京府に編入） |
| 1900年 | 明治33年 | 沖大東島（沖縄県に編入） |
| 1905年 | 明治38年 | 竹島（島根県に編入） |
| 1931年 | 昭和6年 | 沖ノ鳥島（東京府に編入） |

（武光誠『国境の日本史』文藝春秋、2013年、p.144）

ここに日清戦争以降戦争によって一講和条約に基づき一取得した海外領土とは区別される、戦前・戦中を通して所謂「内地」と表現され

たわが国の領土、すなわち太壽堂鼎教授が言うところの「北千島の占守島から南西に向かって琉球八重山の与那国に至る三つの弧状を呈する列島をもって構成」される領土と「中央の大孤からペンダントのように垂れ下がる伊豆、小笠原の諸島にも及ぶ」領土からなる現在の日本の領土の原型が画定されるに至ったのである³⁰。

この明治期に画定された日本の領土は、その後の歴史的過程の中、無差別戦争観が支配的であった国際法関係の下で、講和条約に基づく合法的領土取得—海外領土の獲得—によって、一旦は67万5000平方キロにまで大きく拡大するが、満州事変以降の日本の戦争を違法な戦争とみなす連合国による戦後の領土処分によって、満州事変以前に外交交渉に基づき画定させた領土をも含めて、サンフランシスコ平和条約によって剥奪され、25万6000平方キロに及ぶ総ての海外領土を失うことになったのである³¹。

(2) 琉球処分～明治政府による琉球の日本領土編入措置～

尖閣諸島の法的地位を考察する場合、尖閣諸島が沖縄県所轄の領土として編入されていることから、その考察の前段階として琉球の法的地位が問題となる。[表-2]はその考察の資料として作成したものであるが、この表に取り上げた事項は、琉球処分が完了する—領土問題が解決する—までの流れを把握するのに必要だと思われるものを筆者なりに抽出したものである。最初にその流れを簡単に述べるならば、この日清間の琉球領有権問題は、1871年に締結された日清修好条規の改訂問題（中国国内におけるわが国の最恵国待遇獲得）の動きとリンクしながら、1872年の第一次琉球処分、および台湾出兵とその処理としての「日清両国間互換條款及互換憑單」締結（1874年）、1879年の第二次琉球処分、清国の依頼を受けた前米国大統領グラントの調停に基づく「琉球分島」（「分島改約」）案の合意と清国による同案の棚上げへと展開し、そして最終的には日清戦争によって決着するに至る。

[表 - 2] 琉球統一以降明治政府による琉球処分に至るまでの琉球王国の歴史

| 年 | 事 項 |
|-------|--|
| 1349年 | 浦添按司察度、王統を開祖。 |
| 1372年 | 明の太祖朱元璋、同年正月、「行人（奉使担当、正九品）楊載を琉球に派遣、招諭をもって入貢を促す。同年12月、琉球国中山王の察度は弟の泰期を明に派遣し入貢（これが琉球の入貢の始まり）。翌73年中山察度は太祖から中山王に任ぜられ、以来中国と琉球との朝貢（進貢）関係は1875年7月14日の明治政府による進貢・冊封の禁止に至るまで約500年間継続。 当時の琉球は三山時代で、国頭の今帰仁グスクを拠点とする山北、中頭の浦添グスクを拠点とする中山、島尻の島尻大里・島添大里グスクを拠点とする山南が、対立抗争。山南王の承察度（大里）は1380年に、山北王の朝比呂（羽地）は83年明朝に入貢。太祖は羽地按司を山北王、浦添按司を中山王、大里按司を山南王に冊封。 |
| 1404年 | 中山王の武寧、父の察度の死を明の成祖（燕王）に報告、世子として請封（冊封を請う）。成祖、察度の諭察祭使と、武寧の冊封使を琉球に派遣（これが琉球の冊封の始まり）。 |
| 1407年 | 中山王世子の思紹、父武寧の告訃を成祖（永楽帝）になし、冊封を要請。成祖は、諭察の使臣と冊封の使臣を琉球へ派遣。中山の察度王統は、察度－武寧の二代で断絶。第一尚氏の思紹・尚巴志父子は、島尻の山南配下の佐敷の勢力、思紹は武寧を浦添グスクに攻め込んで滅ぼし、武寧の世子を名乗り中山王となる。 |
| 1429年 | 思紹の子佐敷の按司であった尚巴志は山南王他魯毎を滅ぼし、琉球を統一（ <u>第一尚氏王統</u> ）、明帝から尚姓を授かる（琉球王国が自主外交を展開できたのは、1429年の尚巴志による琉球統一から1609年の島津藩による琉球征服までの181年間）。 |
| 1441年 | 足利義教、薩摩侯島津忠國に琉球王国を賜地。 |
| 1454年 | 巴志の七男尚泰久、第六代中山王に即位。 |
| 1470年 | 尚泰久の重臣金丸（尚門）、中山王に即位。 |
| 1472年 | 明は冊封使を琉球に派遣、尚門を中山王に封じる（第二尚氏王統）。 |
| 1477年 | 尚門の子真嘉戸櫛、第三代尚真王として即位。50年間にわたって在位し、王国の中央集権化を進め、明との冊封関係（明の軍事的権威・庇護）を背景に、積極的な海上政策・貿易を展開。政権安定後は周辺島嶼の支配を強化。 |
| 1480年 | 足利幕府、琉球王尚真に来貢を促す。 |
| 1574年 | 島津義久、琉球王国に島津家への臣従を要求。 |
| 1587年 | 豊臣秀吉九州遠征、島津義久を配下に従え、翌88年に島津家に『琉球に臣従の礼』を取らせることを命令。 |
| 1589年 | 尚寧、中山王に即位。関白秀吉が琉球に参列を要求、琉使上洛（僧桃庵を尚寧の代理として派遣）。琉球王家は、国内的に豊臣政権配下の一大名と位置づけられた。 |
| 1606年 | 島津義弘、琉球を介して明と貿易。島津家久、徳川家康より征琉を許される。 |
| 1609年 | 4月5日、薩摩、琉球制圧。奄美諸島は薩摩藩の藩領とされ、7月7日家康は、琉球を島津藩に付与、第二尚氏は沖縄列島と先島諸島を統治する島津家配下の領主とされた。これにより沖縄は、「名実ともに江戸幕府支配下の日本の一部」とされることになった。 |
| 1610年 | 島津家久、尚寧をともない駿府・江戸へ上洛。 |
| 1611年 | 島津、琉球検地を終了。 |
| 1613年 | 島津、他国との通航禁止命令。 |
| 1614年 | 島津、琉球出入り船の監視を命令。 |
| 1621年 | 尚豊即位。以後王の就任や三司宮に島津の承認を求めることが慣例となる。 |

| 年 | 事 項 |
|-------|--|
| 1636年 | 島津、中山王号を廃止し、国司号を命令。総山奉行・異国奉行設置。 |
| 1871年 | <ul style="list-style-type: none"> *8月29日、明治政府廢藩置県断行、琉球諸島を鹿児島県管轄とする。 *11月、宮古島島民台湾遭難事件（牡丹社事件）発生。台湾東岸に漂着した宮古八重山の漁民69名中、54名が台湾原住民（台湾パイワン族）に殺害された。明治政府は、清国に事件の賠償などを求めるが、清国は管轄外（化外）としてこれを拒否。（翌72年10月25日、駐日米行使チャールズ・デ・ロング=副島種臣外務卿との会談、デ・ロングは、副島に「台湾先住民の地は『無主地』であると進言」。翌26日、副島=リ・ゼンドル会談、リ・ゼンドルは、副島に「台湾は『無主・野蠻の地』であるとして、日本の領有を進言」。） |
| 1872年 | <ul style="list-style-type: none"> *9月28日、政府は在藩奉行制を廃止し、琉球王国が締結した条約を外務省所管とする太政官布告を公布。政府はこの布告により、琉球王国の締結した条約と交際事務を外務省所管とし、外務省出張所を那覇に設置、琉球の外交権を接収。この措置を締約国使臣に通告。 *10月16日、天皇より「琉球王国」を「琉球藩」、「琉球国王（尚泰）」を「琉球藩王」とし、華族に列するとする詔書が下付され、琉球藩成立（第一次琉球処分）。 *10月18日、米国駐日公使デ・ロング、琉球処分措置を外務省へ照会。これに対し副島外務卿『琉球は、数百年前からわが国の付属であり、その度、改めて内藩を定め、わが帝国の一部である。貴国と琉球が取り決めた条約は、当政府においても維持し遵守する』と回答。 *10月30日、琉球藩、外務省管轄へ移管。 *11月、米国はこの日本の回答を受け、日本政府の措置の受諾、米国は日本の一部としての琉球を承認。 |
| 1873年 | <ul style="list-style-type: none"> *3月、明治政府は 琉球が日本領土であるということを知らせるため、久米・宮古・石垣・西表・与那国の五島に国旗の掲揚を命じ、8月には琉球藩印を下賜。 *3月、台湾で備中小田原事件発生（備中国浅口郡柏島村の船舶が台湾に漂着、乗員4名が略奪を受けた）。これにより、再び政府内外で台湾征討の声が高まる。 *同月、政府、日清修好条規批准書交換のため副島種臣外務卿・柳原前光を正・副使とする使節団を清国へ派遣。日清の国交が正式スタート。 *6月21日、副島外務卿、琉球民被害事件につき清国へ抗議。 清国総理国事衙門総領大臣奕訢（恭親王）、日本（柳原前光公使）の抗議に『台湾人が清国の属国民を殺したことは知っている』が、『台湾東部の生蕃は化外の者で清国政教の及ばぬ所』と回答（「琉球人は清国人であると主張するとともに、台湾は清国の版図内にある」と主張した）。 |
| 1874年 | <ul style="list-style-type: none"> *2月6日、大久保内務卿・大隈大蔵卿、台湾蕃地処分要略を閣議提出。台湾征討を閣議決定。 *4月19日、政府、一旦台湾征討の中止を決定。 *5月2日、陸軍中将西郷従道台湾蕃地事務総督、台湾に向け出航。 *5月4日、長崎にて大久保・大隈・西郷従道が会談、征討実施を決定。 *5月6日、西郷従道台湾蕃地事務総督湾南部到着。 *5月9日、政府、琉球藩の清国断交を決定。 *5月11日、清国、日本の蕃征に抗議の照会を決議。 *5月22日、台湾西南部の社寮港に全軍を集結、西郷の命令により本格的な制圧を開始。 *5月31日、日本、猪宥総督李鶴年に4月10日付蕃族征撫文書を通告。 |

| 年 | 事 項 |
|-------|--|
| 1874年 | <ul style="list-style-type: none"> *6月3日、牡丹社など事件発生地域を制圧、引き続き現地占領を継続。 全台湾の領土権を主張する清国も台湾に兵員を移駐させ日本軍と対峙。 *7月9日、政府閣議で、台湾問題で清国との開戦も辞せずと決定。 大久保内務卿は、軍事的緊張を背景に、清国との直談判を決意、台湾出兵の正当化の論拠を用意するため、琉球藩の所轄を外務省から内務省へ移管、他府県と同列の扱いとした。 *9月14日、大久保利通全権弁務大臣が北京に赴き、台湾生番問題に関し総理衙門大臣の恭親王と交渉。交渉難航で大久保全権10月25日清国に帰国を通知。同日駐清国英公使トーマス・ウェード調停案作成。 *10月31日、ウェードの調停により、北京で日清議定書（日清両国間互換條款及互換憑單）調印。 同議定書（互換條款）では前文で、日本の台湾出兵を生番蛮行を詰責する行為だとし、第一条で日本の行為を『保民義拳』と規定。清国は琉球民を日本属民と認めたことで、琉球が日本の一部であることを認めることになった。またパイワン族を「台湾生蕃」と呼んだことで、台湾の住民が清国本土の住民と同等にあつかわれていないこと、台湾への清国の支配権が十分に及んでいないことが互に確認され、第三条で、台湾生番については清国は法を設け、旅客が再び凶害を受けないようにすること約束すべしと規定。 |
| 1875年 | <ul style="list-style-type: none"> *3月31日～5月4日、琉球使節、内務大丞松田道之と交渉。松田は琉球使節に清国との関係断絶を要求、琉球側は琉球処分を拒否。 *明治政府は、琉球藩に熊本鎮台分営設置を布達。 *5月9日、政府、琉球藩の清国関係断絶を決定。 *7月14日、松田道之処分官、首里城で清国関係断絶（進貢冊封の禁止）・藩制改革を琉球政府に令達（九項目、以下抜粋）。 <ul style="list-style-type: none"> ・「中国への『冊封使』の派遣、中国皇帝への『慶賀使』の派遣の禁止」。 ・「中国からの『冊封使』の受け入れ禁止」。 ・「明治年号の全面使用」。 ・「職制を含む藩制改革」。 ・「中国福建省の『琉球館』の廃止」。 ・「日本軍鎮台分営の琉球設置」（外交権の完全剥奪と内政権剥奪を令達）。 日本政府冊封停止措置を実施。 *8月31日、琉球藩で藩論沸騰、現状維持を嘆願。 *9月25日、松田道之、太政官宛報告書で、琉球藩の廃止・沖縄県設置を勧告。 *10月15日、上京中の琉球使節が政府に「日本政府の命令は受け入れない」とした嘆願書を提出（その抗議は76年の10月まで再三繰り返された）。 |
| 1876年 | <ul style="list-style-type: none"> *5月17日、太政大臣からの内務省宛通達で琉球藩の裁判権・警察権を内務省出張所に移管。 *8月1日、内務省出張所開設。 *9月3日、熊本鎮台歩兵第一分隊が那覇近郊古波蔵駐屯。 *12月6日、尚泰、物奉行幸地親方朝常（向徳宏）ら密使清国に派遣。 同密使は翌77年3月福州到着。同年7月3日、清国直隸総督北洋大臣李鴻章に嘆願書提出、清・琉関係（進貢・冊封関係）の現状維持への支援を要請。清国は新疆反乱などでこの支援要請に対応することできず。 |
| 1877年 | <ul style="list-style-type: none"> *9月20日、直隸総督北洋大臣李鴻章、駐清国公使森有礼に対し進貢禁止した旨を質す。 *10月7日、外務卿李鴻章への返答で、琉球は日本であると指摘。 *11月、駐日清国公使何如璋、琉球措置の再考を求める。 |

| 年 | 事 項 |
|-------|---|
| 1878年 | <ul style="list-style-type: none"> *1月、琉球藩官吏、在京の米国、英国・オランダ公使と会談、清・琉関係の現状維持を愁訴。 *9月3日、何如璋公使、琉球は清国の属国で朝貢禁止は認められないとする書簡を外務卿へ送付。 *12月、琉球藩が中央の命令に服さず、清国との関係離脱を欲しないことが明らかになると、政府は琉球処分を決意を固め、内務大書記松田道之に渡琉球命令、東京在勤の琉球藩吏に帰任命令。政府、脱冲清行動を厳しく規制。 |
| 1879年 | <ul style="list-style-type: none"> *3月1日、政府琉球処分方案を制定。 *3月27日、松田処分官、太政大臣の達書を首里城で王の代理、今帰仁王子に通告。 *3月31日、松田処分官、首里城接収。 *4月4日、廢藩置県の布告で、琉球藩を廢して沖縄県を設置（第二琉球処分）。この措置は、5月20日の駐日清国公使何如璋は琉球の廢藩置県は承認し難いとする清国抗議を招き、日清間の外交問題となった。27日寺島外務卿は、琉球の廢藩置県は内政問題と回答。総理衙門総領大臣奕訢は、駐清日本公使宍戸璣に琉球処分撤回を要請。 *9月、日本政府は、清国に対して琉球主権確認書を送付。 |
| 1880年 | <ul style="list-style-type: none"> *3月27日、日本、琉球分島案を清国に提議。 *4月17日、閣議で対清交渉の基本方針を正式決定。 *10月2日、琉球帰属問題をめぐる日清間交渉北京で開始。 *10月21日、北京条約交渉、妥結。分島・改約案作成。 *11月11日、直隸総督北洋大臣李鴻章、同条約案への反対を清皇帝に上奏。 *11月17日、清国、分島・改約案の調印延期を決定。 *12月27日、日清交渉、清国の拒否で対立。 |
| 1881年 | <ul style="list-style-type: none"> *1月17日、駐清日本公使宍戸璣、琉球問題で自由行動をとると清国に通告し20日に日本に帰国。 *12月、直隸総督北洋大臣李鴻章琉球三分論を提示、対日交渉の意向を示すが、成功せず。 |

(浦野起史『増補版 尖閣諸島・琉球・中国―日中国際関係―』(三和書籍、2005年) p.p.87～121をもととし、原田禹雄『尖閣諸島』(榕樹書林、2006年)、同『琉球と中国』(吉川弘文館、2003年)、武光誠『国境の日本史』(文藝春秋、2013年)、竹内実+21世紀中国総研編『日中国交文献集』蒼蒼社、2005年)、北岡伸一「〈近代史〉第一部第一章 近代日中の発端」『第一期「日中歴史共同研究」報告書』所収、西里喜行「洋務派外交と亡命琉球人(Ⅰ)―琉球分島問題再考―」『琉球大学教育学部紀要第一部・第二部』第36集Ⅲ、1990年3月等を参考に作成)

(i) 曖昧な琉球の帰属問題

[表 - 2] で明らかなように、琉球王国は、明との交易が始まった14世紀以来(明とは統一前の三山時代から交易関係があった)、1872年に明治政府によって断行された第一次琉球処分(琉球王国を廢し、琉球藩を設置)及びその後の明治政府による進貢・冊封の禁止措置の実施(西里喜行教授の区分に従えば、1875年の第二次琉球処分:進貢禁止)に至

るまでの間、中国と冊封・朝貢関係にあったが、またその一方で1609年の薩摩藩の侵攻（「慶長の役」）以来薩摩藩の附庸国でもあった³²。

1610年家康より琉球王国に対する支配権を承認された島津家久は、奄美群島を割譲させこれを直轄地とし、「掟十五条」（貿易、支配体制、税制、意識支配の分野で琉球王国が守るべき掟を記載）³³を強要し、琉球貿易の実権を握り実質的に琉球を支配したが、その一方で中国との貿易通商上の利益を継続的に確保することを目的として、第二尚氏を存続させながら同国を間接支配下においていたのである³⁴。「清国も、琉球が実は薩摩藩の支配下にあることを知っていた」³⁵が、冊封国に対する基本姿勢『属国でもあり（あるが）、また自主でもある』とするダブルスタンダードの立場からこれを容認したことで、1609年の薩摩藩の侵攻から1872年の第一次琉球処分に至るまでの間、琉球王国は東アジアの伝統的国際社会秩序である華夷秩序（冊封体制）の下で日中両属支配の下にあったのである。

（ii）琉球処分

こうした日清両属支配の下にあった琉球王国の法的地位に変化が生じるのは、1871年の日清修好条規締結直後のことである³⁶。同条約の締結によって日清両国の関係は、前述したように琉球を介した互市関係から同条約に基づいた国家間の外交関係へと変化し、ともに自国領域の画定作業を展開する中で、琉球の支配権をめぐる両国が外交的に対立するようになった。

主権国家システムの下では、琉球王国の法的地位は「清国の一部となるか、日本の一部となるか、独立するか」の何れかひとつにならざるを得ず、明治政府としては「他のいずれにもならないよう、沖縄の日本帰属を明確にする」³⁷必要があった。そこで明治政府は、1871年8月廢藩置県を断行した際、琉球王国を強制的に廢止し琉球諸島を鹿児島県の管轄下におき、翌72年9月28日「琉球王国の締結した条約を外務省所管と

する太政官布告をもって、琉球王国の条約締結権を剥奪し」(外務省出張所を那覇に設置し、交際事務を外務省管轄とする)、10月16日琉球王尚泰を琉球藩王に任じて琉球藩を設置し、同28日これを外務省の直轄とする琉球処分(第一次琉球処分:琉球王国廃止→琉球藩の設置)を断行したのである³⁸。

その後明治政府は1871年に起こった「宮古島島民台湾遭難事件」、73年3月の「備中小田原事件」をきっかけに(同事件に対する日本の抗議に対して、清国総理国事衙門総領大臣奕訢〔恭親王〕は、『台湾東部の生蕃は化外の者で清国政教の及ばぬ所』と回答したとされる³⁹)、1874(明治7)年台湾出兵を行い、条約上琉球が日本の版図であることを認めさせることに成功し(明治政府は、「『琉球宮古島民』とすべきところを、条約上、『日本國ノ属民』とし」⁴⁰、清国に承認させた)、翌75年5月19日、明治政府は琉球藩の清国との関係を断絶することを決定し、7月14日、松田道之処分官を琉球に派遣し琉球政府の「外交権の完全剥奪」と「内政権の剥奪」を内容とする九項目の措置の実施を琉球政府に通達するに至った。これにより琉球藩は清国との進貢冊封関係を完全に禁止されることとなり、その後琉球国内においては、浦野起央教授が「琉球進貢事件」として紹介している一連の琉球政府の抵抗運動(「脱冲清行動」)が展開されることとなった⁴¹。明治政府は「琉球藩が中央の命令に服さず、清国との関係離脱を欲しないことが明らかになる」と琉球藩の廃藩を決断し⁴²、1879(明治12)年3月「廃藩置県を断行」して「首里城を接収し」、4月4日「琉球藩を廃止」して「沖縄県を置くことを全国に布告した」(第二次琉球処分:琉球藩廃止→沖縄県設置)⁴³。明治政府はこの第二次琉球処分によって琉球の領土編入を完了させたのである。

この一連の琉球の支配権をめぐる日中の対立の歴史的経緯の中で注目すべきは、明治政府によってなされた第一次・第二次琉球処分に対する中国の対応と、1874年10月31日に調印された「日清両国間互換條款及互換憑単」(日清議定書)である。

前者の明治政府による琉球の日本領土編入措置に関して言えば、明治政府によって執られた二回の領土処分に対して清国が明確な異議、反対の行動をとることがなかったことが確認されている⁴⁴。北岡伸一教授によれば、第一次琉球処分に対し、清国は琉球からの隔年朝貢が継続されているという事実に基づき、異議を唱えることはなかった⁴⁵とされており、西里喜行教授においても「第一次琉球処分に対する清国側の反応は全く表面化せず、1873年副島外務卿が条約（日清修好条規）批准書交換のために渡清した際にも、清国側から問題提起があった形跡はない。台湾出兵の翌年（1875年）に採られた進貢・冊封の禁止措置＝第二次琉球処分（西里教授は（注）26で記したように琉球処分を四段階に区分している）に対しても、清国は直接反応することなく、琉球からの訴えがあるまで静観していた」⁴⁶とされている（カッコ内筆者）。

この両者の指摘に従えば、少なくとも第一次琉球処分から清国への進貢・冊封が禁止される1875年までの間、清国は日本が執った措置（72年の琉球藩の設置、琉球外交権の剥奪、交際事務の外務省所管への移管、74年の琉球藩所轄の内務省への移管、75年の琉球藩への藩政改革の令達、熊本鎮台分営所的那覇設置、冊封停止措置の実施等）に異議を唱えることもなく事態を静観していた、換言すれば明治政府による領土処分措置を黙認していたということが出来る。また同年の進貢・冊封禁止以降の事態（76年の琉球藩裁判権・警察権の内務省出張所への移管、内務省出張所開設、熊本鎮台歩兵第一分隊の古波駐屯等）への対応についても、1877年9月20日の李鴻章から駐清公使森有礼に対する進貢禁止措置への問質や同年11月の駐日清国公使何如璋による琉球措置再考要請、78年の駐日何如璋公使による外務卿への朝貢禁止措置への抗議などはあるものの、清国は第二次琉球処分が実施される以前において、これを阻止するため積極的外交を展開したという痕跡は見受けられない。この琉球問題に対する清国の基本姿勢は、共有するロシア脅威論（当時清国はロシアとの間で伊犁地方における領土問題を抱えていた⁴⁷）を背景として、日

清提携（「日清和好」）を基調としつつ、日清修好条規の枠内でこの問題に対処するというものであり⁴⁸、明治政府が着々と琉球の日本領土編入措置を進める中、それが日清間の重要外交問題として位置づけられることはなかったのである。[表・2]にあるように、清国がこの問題に対して強い抗議の声をあげ、同問題が日清両国間の重要外交問題となるのは第二次琉球処分完了後、すなわち1879年の日本領土編入後のことであり、第二次琉球処分によって宗主国としての体面（面子）を傷つけられた清国は、伊犁問題の推移と相俟って（1881年の伊犁条約の成立で解決）、それ以降日本に対する抗議の声をあげ、処分の撤回を求めるとともに、外遊中中国を訪れた前米大統領グラントに調停を依頼し、平和的解決のために積極的な外交交渉を展開するようになる⁴⁹。

後者の「日清両国間互換條款及互換憑單」（「日清議定書」）に関しては、清国が日本の台湾出兵を「保民の義拳」（傍点筆者）として認めた点が注目に値する。同議定書は、その前文で「條款ヲ會議シ、互ヒニ辦法ノ文據ヲ立テル爲メノ事、照シ得タリ各國人民、應サニ保護シテ害ヲ受ルヲ致サザルベキノ處有レハ、應サニ各國由リ自カラ法ヲ設ケ保全ヲ行フベシ、何國ニ在テ事有ルガ如キハ、應サニ何國由リ自カラ査辨ヲ行フベシ、茲ニ台湾生蕃會テ日本國ノ屬民等ヲ將テ、妄リニ害ヲ加フルコトヲ爲スヲ以テ、日本國ノ本意ハ該蕃ヲ是レ問フガ爲メ、遂ニ兵ヲ遣リ彼ニ往キ該生蕃題ニ向ヒ詰責ヲナセリ、今清國ト、兵ヲ退キ並ヒニ後ヲ善クスル辦法ヲ議明シ三條ヲ後ニ開列ス」とし、その第一条で「日本國此次辨スル所ハ、原ト民ヲ保ツ義舉ノ爲メニ見ヲ起ス、清國指テ以テ不是ト爲サス」（「互換條款」、傍点筆者）⁵⁰と規定しており、清国は、本義議定書において、生蕃問題（宮古島島民台湾遭難事件問題）の詰責のための台湾出兵を「保民の義拳」として認めたことで、琉球民を「日本属民」として認め、その結果琉球を日本の一部として承認することになったのである。条約上琉球が日本の版図として認められたことによって、その後日本が琉球の日本領土編入を進める上で有利な立場を獲得したことは

否めない事実であろう。

琉球の帰属問題をめぐる日清間の外交交渉は、その後も継続して展開され、清国の依頼を受けた前米国大統領グラントの調停のもと、日本側が提案した「分島改約」案で一旦は合意が達成されるに至る⁵¹が、しかしながら同案は李鴻章の反対で棚上げ状態となり、外交的解決をみないまま日清戦争が勃発し、同戦争で日本が勝利を収めたことによって最終的に決着することとなる。この結論の意味するものをどう捉えるかについては、日清講和条約において琉球処分に関して一切言及されていないことから、日清議定書の合意内容とその後実施された第二次琉球処分（日本領土への編入）が、日清戦争における日本の勝利によって事実として固定化されたとみるのが自然であろう⁵²。したがって琉球に対するわが国の主権は、1879年の第二次琉球処分の段階で確定していたとみるのが妥当であると考えられる。

なお、台湾の領有権に関しては、日清議定書（互換條款）第三条によって中国帰属が確認される⁵³こととなり、後に日清講和条約の下に、澎湖諸島とともに日本に割譲されることとなる。

（3）領土編入以前における尖閣諸島の法的地位

尖閣諸島領有権問題に関して次に問題となるのは、日・中双方の主張の食い違いからも明らかなように、明治政府による日本領土編入措置実施時点において、尖閣諸島がいかなる法的地位の下にあったのかという点である。すなわち中国が主張するように「歴史的な固有の領土」として中国の支配権の下にあったのか、それとも日本が主張するように「無主の地」であったか否か、尖閣諸島に対する清国の実効的支配の有無が問題となる。この問題の考察に関しては、法理論上の問題と事実上の問題の二つの観点から考察する必要があるだろう。

(i) 19世紀末における法的枠組み～国際法における「先占」の概念～

前者の法理論上の問題に関しては、わが国の尖閣諸島に対する領有権主張が、国際法上の「先占」を根拠としていることから、その当時における国際法秩序に照らして、明治政府が行った領土編入措置が有効なものであるか否かが問題とされることになる。そして以下に考察する「先占」の法理上、その措置が有効なものとされるには対象の土地が帰属先未定の「無主の地」であることが前提となる。

国際法上の先占の法理（「国際法における領域取得方法としての先占の原則」）は、当初15世紀から16世紀にかけては、「発見優先の原則」に基づき唱えられ、その後の国家実行に基づき、18世紀末までに、「実効的占有を要件とする占有（effective occupation）のみが、無主の土地を取得する唯一の方法」と観念されるようになり⁵⁴、その後、ベルリン会議一般議定書及びサン・ジェルマン条約における修正を経て、19世紀終りまたは20世紀はじめまでに、「実効的占有を要件」とする法規範として確立されるに至る。

太壽堂鼎教授によれば、領域取得権原としての「占有」とは、「どの国の領有にも属しない地域の上に、或る国が事実上の支配権を拡大した時、国際法がこの事実の効果を与えて右の国に領土権を与えることを言う」⁵⁵とされ、「帰属未定の地域に国家が支配権を及ぼして、これを取得すること」⁵⁶と定義される。またその「占有が有効となるためには、国家が領有意思をもって、無主の地を実効的に占有することが必要」とされ、その要件として、国家による「領有意思の表明」とその意思の発現としての「実効的占有」があげられ⁵⁷、その要件を満たすことが必要とされている。而もその実効的占有の形態についても、19世紀後半においては、前半期重視された「物理的占有」（「土地の現実的使用や地方機関による現実的支配」）から「社会的占有」（「当該地域に対する支配権の確立」すなわち国家管轄の行使という国家活動の存在）へと重点が移り、その要件を満たせば、実効的占有の要件を満たすものと観念せらる

るに至っている

したがって19世紀末の時点においては、その土地が「無主の土地」であるか否かは、そこにいずれかの国の支配が及んでいるか否かによって判断されることになる。中国は明代からの史料（冊封使録および地誌等の古文書）を根拠に、尖閣諸島は、中国が最初に発見し版図に編入した歴史的な固有の領土であり、日本が領土編入する以前から中国の領土であったと主張するが、前述したように18世紀末の時点で、先占に基づく領域権原が実効的占有を伴うものでなければならなくなっていたことからすれば、中国が主張する尖閣諸島に対する領有権原は実効的占有を伴ったものではないため、法的に有効なものとはいえない。なぜなら、中国の歴史的根拠に基づく尖閣諸島に対する領有権原は、たとえそれが認められたとしても、国際法上「未成熟な権原 (inchoate title)」にとどまり、それを根拠として法的に同諸島に対する領有権を獲得するためには、発見後合理的期間内において同諸島に対し支配権を行使することで実効的占有を完了させなければならない（パルマス島事件仲裁裁判判決）からである⁵⁹。

そうした点 —19世紀後半以降に確立したこの実効的占有の観念— からすれば、中国が領有権主張の根拠とする琉球冊封使録や地誌等の古文書の証拠能力に関しても、尖閣諸島に対する法的な領有権原の根拠とするには十分なものではないといわなければならない。後者の地誌(地図)の証拠能力に関しては、そもそも歴史的地図自体に科学的な正確性の問題が内在しており、条約と一体となった地図等でなければ十分にその証拠能力が認められていない点に留意する必要がある⁶⁰。したがって中国の歴代王朝が作成した地図の中に尖閣諸島が中国名で記載されているからといって、それが中国の実効的占有を証明する法的根拠とはならない。また前者の琉球冊封使録 —陳侃の『使琉球録』(1534年)、郭汝霖の『重編使琉球録』(1561年)、王楫の『使琉球雜録』(1683年)、徐葆光の『中山傳信録』(1719年)、周煌『琉球国志略』(1756年)、李鼎元の『使

琉球録』(1800年)、齋鯤の『続琉球国志略』(1808年)等一の証拠能力についても、冊封使の航海日誌に尖閣諸島を構成する釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼という三つの島嶼の名称が記述されていることを以て、これを中国の実効的支配を証明する証拠とすることはできないと言わなければならないだろう⁶¹。

中国は、鐘巖の論文「釣魚島の主権について」(1996年10月18日『人民日報』掲載)⁶²に象徴的にみられるように、『使琉球録』の「十一日夕、見古米山、乃屬琉球者」(十一日夕方、古米山(久米島)を見る。すなわち琉球に属する者なり)⁶³とする記述や、『重編使琉球録』の「初三日、至赤嶼焉。赤嶼者、界琉球地方山也。」(「初三日(しょさんにち)に赤嶼に至る。赤嶼とは、琉球を界(かい)する地方山なり」)⁶⁴とする記述、また『中山傳信録』の「姑米山是琉球西南方的界山」(「姑米山を琉球の南西境界にある鎮守の山」)⁶⁵とする記述、更に『使琉球雜録』の「問“郊”之意何取? 曰: “中外之界也”」(赤嶼と姑米山の間の『黒水溝』が「中国と琉球の辺界」)⁶⁶の記述を以て、赤尾嶼(=赤嶼:現在の大正島)と古米山(現在の久米島)の間にある沖縄トラフが「中国と琉球との辺界である」と主張するが、しかしながらこれらの古文書で明らかなのは、古米山が琉球人が居住する琉球の領土で、それより以西に点在する島嶼、すなわち赤尾嶼以西の無人の島嶼に琉球(日本)の支配権が及んでいないという事実だけである⁶⁷。仮に琉球冊封使録の記述を根拠に尖閣諸島が中国の領土だとした場合、その根拠が証拠として価値を獲得するためには、琉球と中国が沖縄トラフを挟んで国境を接し、東シナ海が琉球と中国とによって二分されていたという現実が存在しなければならず、そうした現実を証明する証拠がなければ、これを法的証拠として援用することはできない。中国が主張するように日中の境界が沖縄トラフであるとするならば、沖縄トラフ以西に点在する島嶼に中国の実効的支配が及んでいたという現実とその証拠が存在していなければならないのである。

しかしながらそうした事実は下條正男教授や石井望准教授によって完全に否定されている。下條教授は、①『大清一統志』、『台湾府志』、『淡水廳誌』等に収録された、台湾府の行政管轄範囲を示す『台湾府図』、『台湾府総図』、『淡水廳全図』等」には尖閣諸島が描かれておらず、本文においても台湾府の疆域の北端を雞籠山としていた点⁶⁸から尖閣諸島は台湾の領土に含まれていなかったとし、また②1808（嘉慶13）年閏5月上旬福州を出発し、五虎門、鷄籠、黒水溝、姑米島（久米島）、馬齒山（慶良間島）を経て閏5月17日の夜那覇に入港した冊封使・齋鯤が、『東瀛百詠』の中の『航海八咏』で、右航程の中の台湾付近で「雞籠山を『猶是中華界』（猶これ中華の界のごとし）」と詠み、舟が久米島に差し掛かった時点で、『此山琉球界』（「この山、琉球の界に入る」）と詠んでいること、さらに③『渡海吟用西壩題乘風破浪圖韻』でも同様に、「雞籠山過中華界」（雞籠山、中華の界を過ぐ）と記していること等を根拠に、清朝の北の疆界の認識は台湾府の雞籠山までであったとして、1895年に日本が領土編入する直前まで「雞籠山と姑米山の間にある魚釣島と赤尾嶼は、必然的に清朝にも琉球にも属さない無主の地であった」と結論付けている（[図-1]、[図-2]、[図-3] 参照）。そして、またこうした地理認識は、『皇朝続文献通考』（1912年）や『清史稿』（民国16年・1927年）にも継承されているとする⁶⁹。

他方石井准教授も、「尖閣前史、無主地の一角に領有史料有り①～④」において、使節渡航をめぐる漢文諸史料の分析を通じて、「航路上の琉球域西端は常に姑米山（久米島）」であり、また「姑米山の西の赤嶼（せきしょ）（大正島）を含む釣魚（尖閣）列島は無主地（むしゅち）」であって、琉球が明朝に入貢して以来明治政府による日本領土編入措置が実施されるまでの500年間、「いずれかの國の領有を示す史料は一つも存在しない」としつつ、さらに一歩踏み込んで、琉球使節の汪楫の漢詩（『過東沙山、是閩山盡處』（東沙山過ぐれば是れ閩山（びんざん）の尽るところなり））や郭汝霖の『石泉山房文集』中の記述（『行至閩五月初三

日、涉琉球境、界地名赤嶼』(行きて閏五月三日に至り、琉球の境に涉(わた)る。界地(かいち)は赤嶼と名づけられる))を根拠に、「赤嶼と姑米山との間が分解だとするこれまでの解法は通じない」と断じ⁷⁰、無主物先占の法理に基づき領土編入した明治政府の行為を歴史的見地および法的見地からしても正当なものであると位置づけている。

なお、この問題における日中両国の主張が全くかみ合わず、膠着状態にある最大かつ根源の原因は、日本が領土編入を断行した時点において、いかなる国際法が適用されるべきかという適用法に関する法認識の違いにあると考えられる。すなわち15世紀以来の伝統的先占の法理を根拠とするか、18世紀末から19世紀にかけて確立された実効的占有を要件とする占有の法理を根拠とするかという「時際法」(intertemporal law)の問題である。両国はこの問題に関する法観念上の共通の基盤を未だ見出し得ておらず—18世紀末以降の国家実行の実態及び判例の蓄積からすれば、日本がよって立つ立場が有利なのは他言をまたないが、その事が両国の主張の相違となって現れていると考えられよう。勿論、中国の主張の背後には、かつての宗主国としての自負と誇りが潜んでいることも否定しえない事実であろう。またそれ故に、いま「近代」という時代を生きている中国—かつての西欧列強と同じく、いま大国として国益を追及し、外へ向かって拡大戦略を推し進めている中国—は、武力による領土変更が違法化された今日的な国際法状況下においても、歴史的近代において西欧及び日本の侵略を受けたという経験を持つが故に康熙、雍正、乾隆治世下最大の版図を形成した過去の繁栄の復興の夢に囚われ、19世紀に慣行化した実効的占有を要件とする占有の法理を未だ受け入れられないでいるものと思われる⁷¹。

[図 - 1] 『東瀛百詠』（「航海八咏」）

[図 - 2] 『東瀛百詠』（「航海八咏」）

射弩三千浩蕩凌波壯境巖沒羽堅金城
 排石壁設險果天然
 雞籠山山在臺
 府後
 猶是中華界蒼茫四望空萬濤圍鳳舸一
 髮認雞籠獨立雲垂北長鳴日在東何當
 振雙羽軒舉九天風
 釣魚臺
 釣鼈人已往但見釣魚臺絕島重重峙滄

水滙同流金鼓昏中震羔豚暗裡投馮夷
 原効順不必耀戈矛舊錄云過黑水溝投
 兵發但于奇時
 望祭無所用兵
 姑米山山此
 球界
 忽親流虬狀西來第一山半天峯斷續八
 嶺路迴環海霧微茫裡船風驟忽聞球人
 欣指點到此即鄉關舟中有樓
 球官望山喜理封
 馬齒山山為琉
 球門戶

[図 - 1] http://www.geocities.jp/windows_user2013/tyuuka_no_kai01.JPG

[図 - 2] http://www.geocities.jp/windows_user2013/yama_ryuukyuu_no_kai01.jpg

[図 - 3] 『東瀛百詠』（「渡海吟用西壩題乘風破浪圖韻」）

中山開闢重瀛乘峯順迎異古夜郎春別
 承
 音遠錫
 今載咏雨雪披星雲棧船裁裁出五虎西
 南風動大揚揚丁波未平一波起空中陡
 落千丈強羅籠山過中華界軒盤遙指牛
 服箭忽而俯開蛟龍窟忽而仰捫星斗旁
 電光電響響眼過風雨驟至雲雷張黑溝
 之洋深且踰登以剛鬣披以羊波清濤淡
 水刺立鑿開渾沌進洪荒陰風離今元氣
 盈金支時歸餘飄颻竟朝輝懸耀鷓首能
 懸遠匪鯨鯨馮夷海若倏來往虹霓而
 披日月常
 詔書在舟百靈襲來風破浪憑翔翔
 (写真) 『東瀛百詠』

http://www.geocities.jp/windows_user2013/photo1_touei_hyakuei_01.jpg

(ii) 尖閣諸島の法的地位の現実 ～尖閣諸島に対する中国の支配の現実～

尖閣諸島に対する中国の実効支配（現実的・事実上の支配権）の有無の問題に関しては、次の二つの観点から、中国の主張は否定されるものと考えられる。第一は、19世紀後半における清国の領域観念の欠如の問題であり、第二は、台湾に対する中国の支配権の実態の問題である（中国は尖閣諸島を台湾の付属島嶼と位置づけ、これを台湾と同様に中国の領土の不可分の一部と位置づけているという意味、すなわち三段論法を用いて領土権主張を展開しているという意味において、尖閣諸島の法的地位を考察するに際してその支配の実態が問題となる）。

前者については第一章第二節ですでに考察していることから、ここでは清国の冊封国に対する支配の実態が、主権国家システムにおける領域性と排他性を伴った支配権を構成するものでないこと、および（注）67で述べたように地理的概念でないことを指摘しておけば十分であろう。冊封国においてすら広範な統治権と外交権が認められていたことからすれば、尖閣諸島のような中国本土から遙か遠くの海中に位置する無人の島嶼に清国が支配権を及ぼしていたとは到底考えられない。

また後者の台湾に対する支配権の実態に関しても、以下に述べる事実によって中国の主張（その支配権）は否定されるものと思われる。以下、分かりやすいように箇条書きとして記すこととする。

第一に、「中国は明朝までは、台湾を外国として扱っていた」⁷²という事実。下條教授の指摘によれば、1461年編纂の官撰地誌『大明一統志』では、台湾は琉球国に属するものとして扱われ（〔図 - 4〕参照）、清代に編纂された『大清一統志』でも、台湾は「『古より荒服の地、中国に通ぜずして東蕃という。明の天啓の初、日本人ここに屯聚し、鄭芝龍これに附す。その後、紅毛蘭夷の拠る所となる』と」明記され、1744年（乾隆9年）に完成した乾隆版『大清一統志』では、「わざわざ台湾を『日本に属す』と明記」⁷³されているとされる（〔図 - 5〕参照）。

第二に、台湾がはじめて中国の版図に編入されたのは、1662年から

1683年まで台湾を支配していた鄭成功軍が康熙帝の治世下清朝に屈した後、福建省に帰属するようになった1684年（康熙23年）以降のことであり（清朝は「一府（台湾府）三県（台湾・鳳山・諸羅）」を設けたとされる）、前述したようにその時の台湾の行政区の北限が大鷄籠山とされているという事実⁷⁴。下條教授は、高拱乾等撰『台湾府志』（1696年・康熙35年に刊）の『封域志』で、「台湾府の疆域を『北至雞籠城二千三百十五里、為界』（北、雞籠城に至る二千三百十五里。界と為す）」として雞籠山を台湾府の疆界と定めている点、および『台湾府総図』で、「台湾山脈を含む東半分」が「空地」として記載されていない点をあげ、「尖閣諸島が台湾に帰属していなかったことは明白である」としている⁷⁵（台湾の東半分が空地となっている原因は、福建省編入後清朝が台湾への移民を禁止する厳しい移民三禁政策を実施し、漢族の台湾への移民が増大した後も、漢族の移民を平地側に、生蕃を山側に配置し、その間に清朝に恭順熟番を置き、「大規模な内乱や、清朝末期に外国からの侵略」があるまで、「台湾を反清朝勢力の温床とされないこと、台湾を王朝の面倒の種としないこと」を基本姿勢としていたからである⁷⁶。漢民の移民が平地側に限定され、また台湾府の疆界の北限が『鷄籠城界』であったこと、および台湾の東半分が空地であったこと示す地図としては〔図 - 6〕、〔図 - 7〕を参照）。またさらに、同教授によれば、清代を通じて台湾府の疆界が雞籠山とされていたという事実は、『欽定古今圖書集成』（1728年刊）、1744年（乾隆9年）に編纂された勅撰本『大清一統志』、『淡水庁誌』（1871年）、中華民国時代1912年に編纂された『皇朝続文献通考』、1927年の『清史稿』でも確認することができるとされ、明朝・清朝・中華民国を通じて尖閣諸島は、「歴史的に一度も中国の領土となった」ことはないとされている⁷⁷。

第三に宮古島島民台湾遭難事件問題に関し、1873年副島種臣外務大臣（前原前光公使）が行った抗議に対して清国総理国事衙門総領大臣奕訢（恭親王）が、『台湾東部の生蕃は化外の者で清国政教の及ばぬ所』と回

答し、自ら台湾に対する実効的支配の存在を否定し、日本の台湾出兵を誘発したという事実。下條教授によれば、福建省編入後南西部に限られていた台湾府の統治が台湾北端にまで拡大するのは、彰化縣と淡水縣が設置された1723年（雍正元年）以降のことであるが、「それでも清朝時代、台湾府の疆域が台湾全土に及ぶことはなかった」とされる⁷⁸。柳原公使の抗議に恭親王が「台湾は清國の版図内にあるとしても、清國の政治的支配が及んでいない」と答えたのはすべからぬことだと考えられる。すなわち [図 - 8] にあるように、清朝の統治権は、台湾山脈以西の地域にしか及んでいなかったのである。

第四に台湾出兵後1874年10月31日に調印された日清議定書(互換條款)において、台湾の清国帰属が両国間合意として条約上はじめて確認されているという事実。互換條款第三条では「…該處ノ生蕃ニ至ツテハ、清國自カラ宜ク法ヲ設ケ、妥ク約束ヲ爲スヘシ、以テ永ク航客ヲ保シ、再ヒ兇害ヲ受ケシム能ハザルコトヲ期ス」と規定し、生蕃については清朝自らが法を設けて再び航客に凶害を加えることが無いよう条約を遵守すべしとしている。

そして最後に1875年に編纂された『欽定續通典』の巻147で雞籠山を辺境の防衛地（「邊防」）と記載するが、そこには釣魚島、黃尾嶼、赤尾嶼の島名が記述されていないという事実⁷⁹。

以上の事実を勘案すれば、日本が尖閣諸島の編入意思を表明し、そのための詳細な調査を開始した時点において、実態として台湾に対する清国の支配権が十分に確立していたとは言い難く、ましてや台湾に対する清国の支配権も北地域に関しては雞籠山までとされていることからすれば、それより更に北に位置する尖閣諸島に清国の支配権が及んでいるということはありえないといわなければならない。そしてこうした客観的事実は、日清講和条約批准書の交換後の署名時の交渉に際して「台湾受渡の時に問題となった『海図及び地図等で公認しある（ママ）台湾所属島嶼』に尖閣諸島が含まれないこと」を日清双方が一致して承認し

ている⁸⁰という事実によって、推測を含んだ事実としてではなく、まさに日中双方が認める客観的事実として確定するに至っていると断言することができる。

以上の点からすれば、明治政府による日本領土編入措置が行われる以前における尖閣諸島の法的地位は、法理論上および現実的な支配権の実態においても何れの国にも帰属しない無主の地であったと結論付けることができるのである。

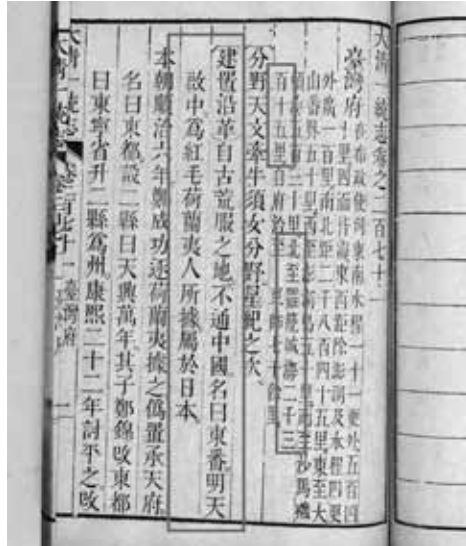
[図 - 4] 『大明一統志』(外患) - A 右拡大図 - B



(A) http://www.geocities.jp/windows_user2013/taiwan_houkotou_okinawa01a.jpg

(B) http://www.geocities.jp/windows_user2013/taiwan_houkotou_okinawa01b.JPG

[図 - 5] 1744年刊行『大清一統志』



http://www.geocities.jp/windows_user2013/daisinititousi_01.jpg

[図 - 6] 『大清一統志』 臺灣府圖 (A) 右拡大図 (B)



(A) http://wedge.ismedia.jp/mwimgs/d/3/220/img_d39ce89997d977937d14d854c9781a90435277.jpg

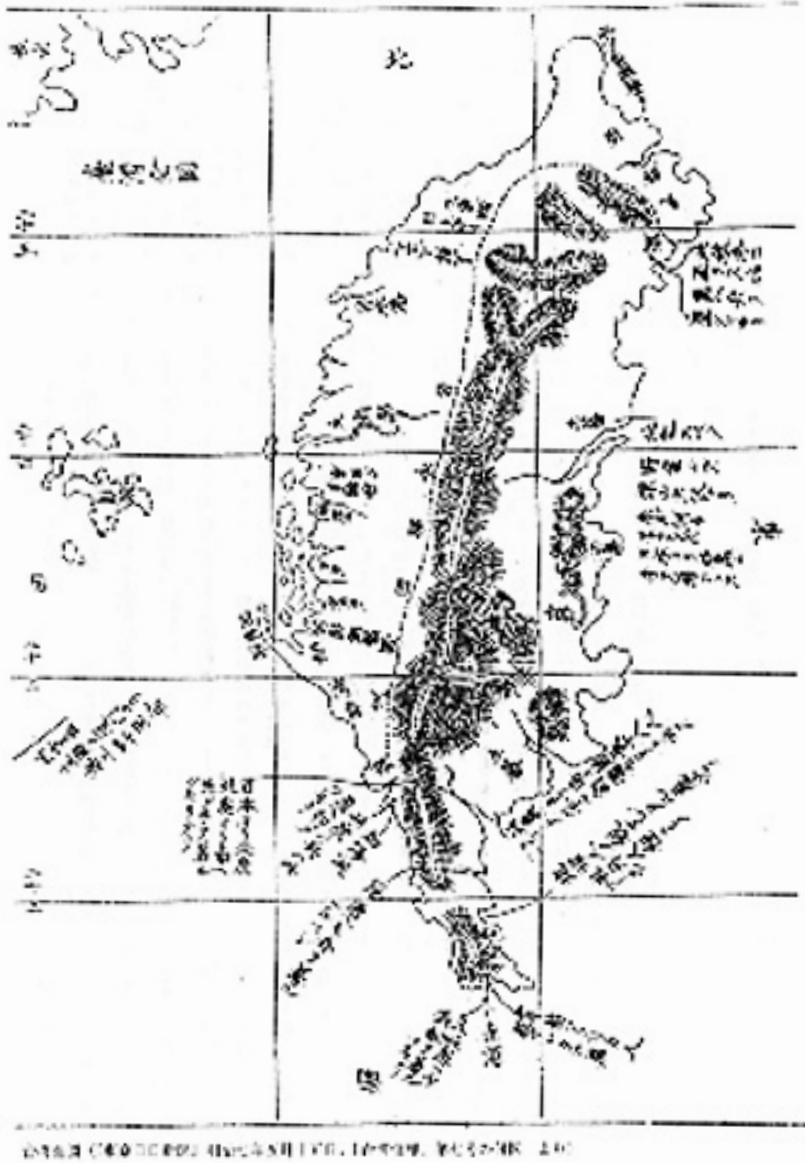
(B) http://wedge.ismedia.jp/mwimgs/8/a/-/img_8a39dbab6c5b5e5c94f642e7e0fa0851392760.jpg

[図 - 7] 『欽定古今圖書集成』所収「台湾府疆域圖」



<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-2/takeshima05-r.data/2taiwanfukuikizu.jpg>

[图 - 8] 台湾全图



(竹内実 +21世紀中国総研編『日中国交文献集』[蒼蒼社、2005年] p.25)

(4) 明治政府による領有意思の表明と尖閣諸島の日本領土編入

八重山郷土史研究家の牧野清氏によれば、有人の島嶼に関する領域画定は幕藩体制の下ですでに漏れなく処理済みであり、(同氏は私が知る限りと断りを付けているが)琉球列島における有人島嶼に領土編入は1510年の与那国等の中山入貢、八重山所属が最後で、無人島に関しては概ね未処理で手つかずの状態にあったとされ、明治政府はこうした帰属先未定の周辺島嶼の領域画定作業を1877年頃から開始したとされている⁸¹。

尖閣諸島の領土編入に関しては、表の [3]、[4]、[6] にあるように、民間人(古賀辰四朗)の活動が先行する形ですすめられたが、はたして前節で考察した先占の要件である明治政府による「領有意思の表明」がいつどのような形で発現し、その後その意思がどのような経緯の下で現実のものとなったかについて以下で簡単に検討することとする。

まず、先占の要件である領有意思の表明であるが、これに関しては国際法上その発現形態に決まった様式があるというものではない。一時期(かつ限定的に)、1884年のベルリン議定書において「先占の通告」が要件として義務化されたこともあったが、この通告の義務も1919年のサン・ジェルマン条約において廃止されたことによって、こんにち占有に際して通告の義務は存在しない。奥原敏雄教授によれば、「占有による領域取得にあたって、もっとも重要なことは実効的支配であり、その事実を通じ国家の領有意思が証明されれば十分である」⁸²とされており、それに従えば、如何なる様式であるにせよ、国家の領有意思の存在が証明でき、現実に支配しようとするその意思を明確に確認できる国家行為があれば足りると考えられる。

さて、ではそのような意味で、わが国が尖閣諸島に対する領有意思を表明するようになるのはいつごろからであろうか。前述した牧野氏に従えば1877年頃ということになり、尖閣列島研究会の見解に従えば1879年頃からということになる。後者の尖閣列島研究会の見解は、1879年に発

刊された『大日本全図』（松井忠兵衛編：英文地図）に、「すでに尖閣列島が個々の島嶼の名称を付されて日本の領土としてあつかわれている」点、また1881年の『大日本府県分轄図』においても「同諸島が沖縄県の中に見出される」ことなどを根拠としているが、それ以外の資料においても尖閣諸島がわが国の領土として取り上げられている点を指摘している。すなわち、海軍水路部が作成した『寰瀛水路誌』（1886年3月出版）第一卷第十編『州南諸島』において魚釣島と附近島嶼を「尖閣群島と総称していた」と指摘し、また1894年の「日本水路誌では、その第二卷第三篇『南西諸島』の中において、尖閣列島を扱っている」と指摘しているのである⁸³。また同研究会は、1885（明治18）年に政府の指令の下に実施された尖閣諸島に対する調査（編入措置）を、同諸島に対するわが国の領有意思を表す具体的な証拠として挙げている。

何れにしても明治政府は、1880年前後（琉球の領土編入直後）から沖縄周辺の無人の島嶼の日本領土編入意思を明らかにし（〔表-3〕参照）、そのための具体的行動を取り始めたと考えられることができるが、本稿においては、明確な国家の領有意思の発現という観点から、尖閣列島研究会が国家の領有意思の表明として指摘した1885年の政府命令による調査を領有意思の発現として位置づけることとしたい。なぜなら明治政府が第二次琉球処分以降、内務省を中心に「琉球藩及びそれ以前の時代に帰属未定のまま放置されていた琉球周辺の島々に対し」、「漸次これを調査し、帰属先を明確にさせる作業を」進めてきているという事実を見聞できるからであり、明治政府が1885（明治18）年に南・北大東島を、踏査・国標建設をもって沖縄への領土編入を完了している点に注目すれば、それに引き続き同様な方法で、尖閣諸島の領土編入を実施しようとしていたと考えるのは想像に難くないからである⁸⁴。ただし、尖閣諸島に関しては、「清国の国境に近いという地理的及び政治的理由（中国国内で日本の行動を訝しむ報道がなされているということと、日清修好条約改定交渉への配慮）から、（慎重を期して）南大東島などの場合と異なった措置」

が取られたのである⁸⁵（カッコ内筆者、〔表 - 3〕中の『久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申』〈官房甲第三十八号別紙甲号三百十五号〉、「外務卿回答書簡」〈親展第三十八号〉の項目を参照）。

1885年の調査とは（表の〔3〕・〔4〕・〔6〕参照）、先行する民間人の尖閣諸島での活動（調査及び経済活動）を受けて、政府が沖縄県に命じて実施させた調査であり、山縣内務卿から在京の沖縄県大書記官・森長義に下された内命（「沖縄懸ト清國トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外二島取調之義」）に基づき沖縄県が実施した大城永保（美里間切詰山方筆者）に対する聴き取り調査と、石澤兵吾（県五等属）による魚釣島、久場島、久米赤島三島に対する巡視調査（10月実施）のことである。前者の報告書は同年9月22日付内務省宛上申書「久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申」に添付され沖縄県令（知事）より内務卿に提出され、後者報告書（石澤兵吾の「魚釣島外二島巡視取調概略」、出雲丸船長林鶴丸の「魚釣、久場、久米赤島回航報告書」）は、同年11月4日付で沖縄県大書記官森長義宛に送致された。

沖縄県令からの同年9月22日付上申書（「第三一五号 官房甲第三十八号別紙甲号 久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申」）を受け取った山縣内務卿は、〔表 - 3〕にあるように尖閣諸島は清国の支配権が及んでいない—その証拠も確認できない—無人の島嶼であると判断し、実地踏査の上直ちに国標を建設しても差し障りが無い旨の太政官宛上申案（「官房甲第三八号 別紙乙号」）を作成し、領有意思を固めるものの、井上外務卿の慎重論—我が国に猜疑心を抱き清国政府に注意を喚起する者がいるような状況下で、公然と国標建設するのは清国の猜疑心を招く恐れがあるから実施踏査とその報告に留めるのが得策であるとする意見（〔表 - 3〕「外務卿回答書簡」〈親展第三十八号〉参照）—を受け入れ、南・北大東島と同様な方法で性急に領土編入措置を実施することはなかった⁸⁶。

その後1895年1月14日閣議で尖閣諸島の日本領土編入を決定するまでの10年間、明治政府は1879年に断行した第二次琉球処分の方針の行方を

一方に見ながら、清国の動きに配慮しつつ、繰り返し尖閣諸島に対する実地調査を実施し清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認しながら（[表 - 4]）、また他方同諸島への日本人渡島者の増加に伴う国内的措置の必要性から、度重なる沖縄県令からの領土編入を求める上申⁸⁷に応える形で、漸く1895年に尖閣諸島の日本領土編入を決断したのである。

この明治政府による尖閣諸島の領土編入の動きに対して、『申報』の記事「台湾警信」（1885年9月6日）のように民間の間では日本の動きを問題視し、政府に注意喚起を呼び掛ける動きも見られるが、清朝政府がそれに呼応し、日本の行動に抗議したという記録は確認されてない。清国政府にとっては、前述した日本側提案の琉球分島（分島改約）案（宮古・八重山の清国への割譲）の拒否—清国は琉球三分割案で琉球の独立と琉球王国の復活を日本側に提案していた—からも窺えるように、絶海の無人島である尖閣諸島よりもむしろ冊封国である琉球の帰属問題の方が重要案件であったと考えるのが自然であろう。そしてその琉球の帰属問題にしても、最終決着までには至らなかったものの、すでに1874年の日清議定書において、日清両国がそれぞれ琉球と台湾の帰属を相互に認め合うことになっていたことからすれば、琉球以上に同諸島に対する強い領有意思が働いていたとは考え難い。事実、[表 - 4] に示したわが国が実施した実地調査（1887年の軍艦金剛による調査、92年の海門による調査）に対して、清国からの公式な抗議はなかったとされている。

[表 - 3] 尖閣諸島に対する領有意思の推移・展開ならびに領土編入に至る経緯

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|-------|--|
| 1859年 | | 大城永保（美里間切詰山方筆者）、魚釣島・黄尾嶼・赤尾嶼に上陸。三島の地勢・植物・鳥類を調査。 |
| 1879年 (M. 12) | 3月 | 松井忠兵衛編『大日本全圖』内務省の検閲を受けて出版。「琉球諸島」の部に魚釣島（「和平山」：Wahesan）、その附近島嶼（「凸島」：Nakadakesan）、久場島（「黄尾島」）、久米赤島（「高尾嶼」）の名称をもって尖閣諸島をほぼ正確に記載。 |
| | 12月 | 内務省地理局編纂『大日本府縣管轄圖』出版。琉球諸島を構成するものとして尖列閣島が記載（赤尾嶼記述なし）。 |
| 1885年 | | 古賀は黄尾嶼の開拓許可（「官有地拝借御願」）を沖縄県令に申請。 |
| | 9月 | 山縣有朋内務卿、沖縄県（森長義沖縄県大書記）に対し、尖閣諸島調査を命令（『沖縄縣と清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外ニ島取調ノ義』）。 |
| | 9月6日 | 『申報』記事「台湾警信」は、「台湾東北辺之海島、近有日本人懸日旗於其上、大有占拠之勢」と報じ、日本人のこうした行動を暴露。 |
| | 9月21日 | 沖縄県五等属石沢兵吾、久米赤島・久場島・魚釣島の調査報告書（『久米赤島久場島魚釣島之三島取調書』）を沖縄県令西村捨三へ提出。 同取調書は翌22日付の沖縄県令内務卿上申書（『久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申』官房甲第三十八号別紙甲号第三百十五号）に添付され、内務卿へ提出。 |
| | 9月22日 | 沖縄県令西村捨三、久米赤島・久場島・魚釣島所轄決定と国標建設・探検の件を山縣内務卿宛上申（『久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申』官房甲第三十八号別紙甲号第三百十五号）。 第三百十五号 久米赤島外ニ島取調ノ儀ニ付上申 本縣ト清國福州間ニ散在セル無人島取調ノ儀ニ付先般在京本縣大書記官へ御内命相成候趣ニ依り取調致シ候處概畧別紙ノ通りニ有之候抑モ久米赤島久場島及魚釣島ハ古來本縣ニ於テ称スル所ノ名ニシテ而モ本縣所轄ノ古米宮古八重山等ノ群島ニ接近シタル無人ノ島嶼ニ付沖縄縣下ニ属セラルルモ敢テ故障有之間敷ト被在候得共過日御届及候大東嶋（本縣ト小笠原島の間ニアリ）トハ地勢相違中山傳信録ニ記載セル魚釣基黄尾嶼赤尾嶼ト同一ナルモノニ無之哉ノ疑ナキ能ハス果シテ同一ナルトキハ既ニ清國モ旧中山王ヲ冊封スル使船ノ詳悉セルノミナラス夫々名称ヲモ附シ琉球航海ノ目標ト為セシ事明カナリ依テ今回大東同様踏査直ニ國標取建候モ如何ト懸念仕候來十月中旬両先嶋向ケケ出帆ノ雇汽船出雲丸ノ帰便ヲ以テ不取敢実地踏査可及御届候條國標取建等ノ義御指揮ヲ謙度此段兼テ上申候也 明治十八年九月廿二日 沖縄県令 西村捨三 外務伯爵 山縣有朋 〔JACAR(アジア資料センター)Ref.B03041152300(画像No.0013)、帝国版図 雑件(外務省外交史料館)〕 古來、沖縄県において久米赤島、久場島、および釣魚島と称されている無人島は八重山、宮古などに近く無人島であるので、沖縄県に属することにしても支障ないと考えるが『中山傳信録』に記載されている釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼と同じものである疑いがあり、国標建設も懸念されることから、出雲丸による踏査にあたって国標建設をすべきか、その是非の指揮を仰ぎたい旨上申する。 |

| 年 | 月日 | 事 項 |
|---|--------|---|
| | 10月9日 | <p>山縣内務卿、久米赤島・久場島・釣魚島の所轄決定と国標建設に關して太政大臣宛上申案（太政官上申案）を作成、太政官上申案に、井上馨外務卿へ同案（官房甲第三十八号別紙乙号『太政官上申案』）を發遣し、太政官上申案について意見を求める。</p> <p>官房甲第三十八号 沖繩縣ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外ニ鳥取調之義ニ付別紙之甲号通同縣令ヨリ上申候ニ付即別紙乙号ノ如ク其筋ヘ相度存候就テハ御意見承知致度此段照會候也 明治一八年十月九日 内務卿伯爵 山縣有朋</p> <p>外務卿伯爵 井上馨殿 追テ別紙取調書類ハ副書無之ニ付御回答ノ節御返付相成度候也 「JACAR:B03041152300(画像No.0010)、帝国版図雑件(外務省外交史料館)」 別紙乙号 太政官上申案 沖繩縣ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外ニ鳥取調之義ニ付別紙之通同縣令ヨリ上申候處右諸島ノ義ハ中山傳信録ニ記載セル鳥嶼ト同一ノ如ク候ヘ共只進路ノ方向ヲ取りタル迄ニテ別ニ清國所屬ノ證據ハ少シモ相見ヘ不申且ツ名称ノ如キハ我ト彼ト各其唱フル所ヲ異ニシ沖繩所轄ノ宮古八重山等ニ接近シタル無人ノ鳥嶼ニ有之候ヘハ同縣ニ於テ實地踏査ノ上國標取建候義差支無之ト相考候間至急何分ノ御詮議相成候様致度別紙相添此段相候候也 内務卿 太政大臣宛 「JACAR: B03041152300(画像No.0011)、帝国版図關係雑件(外務省外交資料館)」</p> <p>山縣は、外務卿宛書簡（官房甲第三十八号）添付の「太政官上申案」（別紙乙号）において、久米赤島外ニ鳥は「中山傳信録」に記載された鳥嶼と同一のようであるが、「只針路ノ方向ヲ取りタル迄ニテ別ニ清國所屬ノ證據ハ少シモ相見ヘ不申」とし「沖繩縣所轄ノ宮古八重山等ニ接近シタル無人ノ鳥嶼ニ有之候ヘハ同縣ニ於テ實地踏査ノ上國標取建候義差支無之ト相考…」として、沖繩縣が国標を建設するのは差し支えないとの見解を示している（※山縣は尖閣諸島を無主の地と認識）。</p> |
| | 10月21日 | <p>井上馨外務卿は、山縣内務卿へ「外務卿回答書簡」（親展第三十八号）を發遣。</p> <p>親展第三十八号 外務卿伯爵 井上薫 内務卿伯爵 山縣有朋殿</p> <p>沖繩縣ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外ニ嶋沖繩縣ニ於テ實地踏査ノ上國標建設ノ義本月九日付甲第三十八号ヲ以テ御協議ノ趣熟考候處右嶋嶼ノ儀ハ清國々境ニモ接近致候義ニ踏査ヲ遂ケ候大東嶋ニ比スレハ周回モ小サキ趣ニ相見ヘ殊ニ清國ニハ其嶋名モ附シ有之候ニ就テハ近時清國新聞等ニモ我政府ニ於テ臺灣近傍清國所屬ノ嶋嶼ヲ占拠セシ等ノ風説ヲ掲載シ我國ニ對シテ猜疑ヲ抱キ頻ニ清政府ノ注意ヲ促シ候モノモ有之候様ニ付此際遙ニ公然國標ヲ建設スル等ノ處置有之候テハ清國ノ疑惑ヲ招キ候間差向實地ヲ踏査セシメ港灣ノ形状并ニ土地物産開拓見込有無等詳細報告セシムルノミニ止メ國標ヲ建テ開拓等ニ着手スルハ他日ノ機會ニ讓候方可然存候且曩ニ踏査セシ大東島ノ事并ニ今回踏査ノ事共官報并ニ新聞ニ掲載不相成候方可然存候間夫々御注意相成置候様致度候右回答旁拙官意見申進候也 追テ御差越ノ書類及ビ御返付候御落手相成度候也 「JACAR: B03041152300(画像No.0019-0020)、帝国版図關係雑件(外務省外交資料館)」</p> |

| 年 | 月日 | 事 項 |
|---|--------|--|
| | | <p>「太政官上申案」（官房甲第三十八号別紙乙号）を受け取った井上外務卿は、「近時清國新聞紙等ニモ我政府ニ於テ台湾近傍清國所屬ノ島嶼ヲ占拠セシ等ノ風説ヲ掲載シ、我國ニ對シテ猜疑ヲ抱キシキリニ清政府ノ注意ヲ促シ」おる者あれば、ここで公然と国標を建設するは「清國ノ猜疑ヲ招」くことになるので、実地踏査とその報告にとどめ、「国標ヲ建テ開拓等ニ着手スルハ他日ノ機會ニ讓候方可然候」と述べ、「国標建設時期尚早」との意を伝える（井上も他日に譲るべきとするだけで、国標建設、すなわち領土編入そのものに反対しているわけではない点注意しておく必要がある）。なお、「清國ノ猜疑」とは、前期の「申報」記事が報じていたところのもの。</p> |
| | 10月22日 | <p>沖縄県令（西村捨三）、出雲丸による尖閣列島の実地調査を実施（11月2日報告）。同実地調査報告書（石澤兵吾『魚釣島外二島巡視取調概略』、林鶴松『魚釣、久場、久米赤島回航報告書』）は、11月4日付で在京沖縄県大書記官森長義へ送致。</p> |
| | 11月5日 | <p>沖縄県令、内務卿宛上申（『魚釣島外二島実地取調ノ義ニ付上申』〈第三百八十四号〉）。11月2日に踏査報告書を受け取った沖縄県令は、「最初清國ト接近スルノ疑ヲ抱キ何レニ屬スルヤ否ニ到テハ甚タ不決斷ノ語ヲ添ヘ上申候得共」と一前回の上申書『久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申』に言及しつつ、その後続けて「今回ノ復命及報告書ニ據レハ…地形ヨリ論スルトキハ即チ我八重山群島ノ北西ニシテ與那國島ヨリ遙ニ北東ニ位スレハ本縣ノ所轄ト御決定相成可然哉ニ被考候…然ハ大東島ノ例ニ倣ヘ本縣所轄ノ標札魚釣島久場島へ船使都合ヲ以テ建設致可然哉…」として、内務卿に所轄標札建設を積極的に要請。 「JACAR：B03041152300(画像No.0038)、帝国版図関係雑件(外務省外交資料館)」</p> |
| | 11月24日 | <p>沖縄県令、内務宛国標建設を求める書簡（「沖縄県令の国標建設の書簡」）上申。魚釣島外二島は清國との関係も無きにしも非ず。萬一不都合が生じてはならないから「至急何分ノ御指揮奉仰候也」と、沖縄県令は再び内務省に国標建設の指示を仰いだ。</p> |
| | 11月27日 | <p>沖縄県令からの上申を受けとった内務省は、その対応を外務省協議するための廻議案（「太政官内申案・外務卿照会案」）を作成し、沖縄県令への指令案を協議すべく11月30日、井上外務卿へ書簡「秘二一八号ノ二」を發遣。</p> |
| | 11月30日 | <p>山縣内務卿、「秘二一八号ノ二」を發遣。 秘第二一八号ノ二 別紙之通無人島へ國標建設之儀ニ付沖縄縣令ヨリ伺出候處右ハ予メ御意見ノ趣モ有之候ニ付左枚之通及指令度候該枚朱書登載且御捺印之上付屬書類共御返却 相成度此段及御照會候也 明治一八年十一月三十日 内務卿伯爵 山縣有朋 外務卿伯爵 井上馨殿 指令案 書面伺之趣目下建設ヲ要セサル儀ト可心得事 「JACAR：B03041152300(画像No.0021)、帝国版図関係雑件(外務省外交資料館)」</p> |

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|-------|--|
| | 12月4日 | 井上外務卿、山縣内務卿へ「秘別二一八号ノ二」に対する同意回答書（『親展第四二号』）を發遣。 親展第四十二号 外務卿伯爵 井上馨 内務卿伯爵 山縣有朋殿 沖繩縣下無人島へ國標建設之儀ニ付沖繩縣令ヨリ伺出ニ対スル指令ノ義ニ関シ去ル十一月三十日附ヲ以テ右御指令案相添御照會ノ趣致承知候右ハ当省ニ於テモ御同見ニ候間別紙伺書ニ該案指令文記載且捺印ノ上附屬書類共及御返還付候也 「JACAR：B03041152300(画像No.0034)、帝国版図關係雜件(外務省外交資料館)」 井上、指令案は「当省に於テモ御同見ニ候」と同意する旨回答。 |
| | 12月5日 | 内務卿・外務卿連署で沖繩県に対し国標不用（「書面ノ伺ノ趣目下建設ヲ要セサル儀と可心得事」）と回答。 |
| | 12月5日 | 山縣内務卿太政大臣三條實美へ『無人島へ國標建設之儀ニ付内申』（秘第一二八号ノ内）を發遣。 「…（沖繩）縣令ヨリ上申候處國標建設ノ儀ハ清國ニ交渉シ彼是都合モ有之候ニ付目下見合セ候方可然ト相考候間外務卿ト協議ノ上其旨同縣へ致指令候條此段及内申候也」。 |
| 1886年 (M. 19) | 3月 | 海軍水路局『寰瀛水路誌』第一卷(下)第十編『洲南諸島』で魚釣島と付近島嶼を「尖閣諸島と総稱して記載。 |
| 1890年 (M. 23) | 1月13日 | 沖繩県知事、久米赤島・久場島・魚釣島の沖繩県所轄決定と国標建設の件を内務大臣宛上申（「無人島久場島魚釣島之義ニ付伺」甲第一号）。 「第三百八十四号」（1885年11月5日）に対する政府の12月5日付の回答（国標不用の回答）につき、「全年十二月五日付ヲ以テ御司令ノ次第モ有之候處右ハ無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲモ不相定其儘ニ致置候處昨今ニ至リ水産ノ取締ノ必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山島役所ヨリ伺出候次第モ有之旁此際管下八重山島役所々轄ニ相定度此段相伺候也」とし、沖繩県知事は尖閣諸島で漁業に従事する民間人の増加に伴う取締りの現実的・緊急の必要性から、再度伺書を提出。 「JACAR：B03041152300[画像No.0040]、帝国版図關係雜件（外務省外交資料）」 奥原教授によれば、この甲第一号上申にある民間人尖閣諸島での漁業行為に対し、政府がこれを禁止・取締りをするなどする行為をとっておらず、また「清国政府も右の事実に対して、わが国に抗議をおこなっていない」とされる。また同教授は、明治政府が尖閣諸島での漁業行為を放置した理由に関しては「尖閣諸島での漁業行為が外国の領土主権を侵害するものとは考えなかつた」のではないかと推察されるとしている。 |
| | 2月7日 | 右甲第一号上申に対し、末松内務省県治局長、丸岡莞爾県知事宛『縣沖第六号』送致。明治18年12月5日指令（「書面ノ伺ノ趣目下建設ヲ要セサル儀と可心得事」）の「顛顛末」に関する資料の写し送付を依頼(JACAR：B03041152300[画像No.0041]、帝国版図關係雜件[外務省外交資料館])。 |

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|--------|--|
| 1893年 (M. 26) | 2月26日 | 沖繩県知事、依頼の「顕顛末」につき写しを県治局長に送付。甲第一号上申に対する回答を仰ぐ（『沖繩県知事の所轄方上申』）。 「指令顛末取調之義ニ付縣沖第六号ヲ以テ照會ノ趣了承依テ別紙一括書類写及御送付候条至急御司令相成候可然取計相成度此段及御回答候也」(JACAR : B03041152300[画像No.0042]、帝国版図関係雑件[外務省外交資料館])。 |
| | 11月2日 | 奈良原繁沖繩県知事、久米赤島・久場島・魚釣島の沖繩県所轄決定と国標建設の件を井上馨内務大臣・陸奥宗光外務大臣宛上申（『久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申』甲第一百一号）。 「近来骸島へ向ケ漁業ヲ試ミル者有之取締上ニモ關係不尠義ニ付去ル十八年々々上申仕候通」、沖繩県の所轄として、その目標を建設したいので至急指揮を仰ぎたい旨」要請（JACAR : B03041152300[画像No.0037]、帝国版図関係雑件[外務省外交資料館]）。 |
| 1894年 (M. 27) | | 海軍水路部『日本水路誌』第二卷第三編「南西諸島」で、南西諸島の一部として尖閣諸島に言及。 |
| | 4月14日 | 内務省県治局長、沖繩県知事に「甲六十九号内務省秘別第三四号」を送致。 尖閣諸島の*「港湾の形状」、*「物産・土地開拓見込みの有無」、*「旧記口碑等ニ就キ我國ニ属セシ証左」、*「宮古嶋八重山島等トノ從來ノ關係」に関して照会方を求める。 |
| | 5月12日 | 「甲六十九号内務省秘別第三四号」に対し沖繩県知事は「県治局長宛書簡」（秘第一二号ノ内復第五百十三号）で、1885年10月の「出雲丸による踏査依頼実地調査は行ってないため正確なことは報告できない」としつつ、『骸島ニ関スル旧記書類及我邦ニ属セシ証左ノ明文又は口碑ノ伝説等モ無之古来県下ノ漁夫時々八重山カラ南嶋へ渡航漁網致シ關係ノミ有之候』と回答したとされる（奥原）。 |
| | 12月15日 | 内務省、閣議提出の内務省案（『久場島魚釣島へ所轄標杭建設之義上申』秘別一三三号）を作成。 秘別一三三号 明治廿七年十二月十五日 久場島魚釣島へ所轄標杭建設之義上申 沖繩懸 本件ニ関シテハ別紙ノ通明治十八年中伺出候共清國ニ交渉スルヲ以テ外務省ト御協議ノ未建設ヲ要セサル旨司令相成其旨太政官ニモ内申相成候處其当時ト今日トは大ニ事情ヲ異ニ致候ニ付標杭建設ノ義御聞届ノ積リヲ以テ左案相伺候 （本文魚釣島久場島ニ関スル地理ノ沿革等遂調査候得共何分其要綱ヲ得ス海軍省水路部二百十号地図ノ八重山ノ東北方和平山及魚釣島ノ二島ハ右ニ該当スルモノノ如シ而メ同部員ノ口陳ニ依レハ右ニ島ハ別ニ從來何レノ領土トモ定マラサル趣ニ有之地形上沖繩群島中ノ一部ト認ムヘキハ当然ノ義ト被考候間先以テ本文ノ通取調候） 閣議提出案 別紙標杭建設ニ関スル件閣議提出ス （別紙） 沖繩懸下八重山群島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島ハ從來無人島ナレトモ近來骸島へ向ケ漁業ヲ試ミル者有之之レカ取締ヲ要スルヲ以テ全縣ノ所轄トシ標杭建設致度旨同縣知事ヨリ上申ノ通り標杭建設セシメントス右閣議ヲ請フ 「JACAR : B03041152300(画像No.0050 - 0051)、帝国版図関係雑件[外務省 外交資料館]」 同案では、事情変更の外に、*海軍水路部部員の口陳では両島はこれまでいずれの国の領土なっていないこと、*「地形上からみても、当然沖繩群島の一部と認められることを、その理由に挙げている。 |

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|--------|--|
| | 12月27日 | 野村靖内務大臣、上記案（秘別一三三号）を陸奥宗光外務大臣宛発遣。 秘別一三三号 「久場島魚釣島へ所轄標杭建設ノ義別紙甲号之通り沖繩懸知事ヨリ上申候處本件ニ関して別紙乙号之通り明治十八年中貴省ト御協議ノ末指令及ヒタル次第モ有之候得共其当時ト今日トハ事情モ相異候ニ付別紙閣議提出ノ見込ニ有之候条一應及御協議候也」。 国標建設の件で陸奥宗光外務大臣と協議。 |
| 1895年 (M. 28) | 1月11日 | 国標建設の件に対し外務大臣が内務省案（秘別百三十三号）に同意、『久場島及魚釣島へ所轄標杭建設ノ件』（親展第二号）を發遣し、「別段異議なき旨」回答）。 「久場島及魚釣島へ所轄標杭建設ノ義ニ付沖繩縣知事ヨリノ上申書及明治十八年中全縣へ指令案相添へ客年十二月廿七日附秘別第一三三号ヲ以テ御照會ノ趣了承本県ニ関シ本省ニ於テハ別段異議無之候付御見込ノ通り御取計相成可然ト存候」とし、「右附屬書類相添へ此段回答申進候」とした。 |
| | 1月12日 | 内務大臣、内閣総理大臣へ、標杭建設に関する閣議案（『標杭建設に関する件』秘別一三三号）提出。 |
| | 1月14日 | 閣議、久場島・魚釣島の沖繩県所轄決定と国標建設を認める件を決定、1月21日沖繩県知事へ指示。 |
| 1896年 (M. 29) | 3月5日 | 勅令第一三号公布。内務省令第二号の4月1日施行により、同日沖繩県知事、尖閣諸島（四島嶼）を八重山郡へ編入、石垣島土地登記簿に記載。魚釣島、久場島は農林水産省所轄、南北小島は内務省所轄、久米赤島は1921（大正10）年に内務所轄として領土編入。 |
| 1902年 (M. 35) | 12月 | 尖閣諸島四島嶼、沖繩県と土地整理事業を通じて、大浜間切登野城村として地籍登録（南小島：大浜間切登野城村2390番地、北小島：同2391番地、魚釣島：2392番地、久場島：2393番地）。1908年の「沖繩県特別町村制」施行及び1914年の八重山村四分割で、石垣村に編入。現在は石垣市字島登野城の地番を持つ |
| 1935年 (T. 10) | 7月25日 | 久米赤島、内務省所轄領土として領土編入、大正島と島名変更され、石垣村登野城2394番地として登録。 |

（浦野『増補版 尖閣諸島・琉球・中国』p.p.128～135をもとに、また『帝國版圖關係雜件』、奥原「尖閣諸島編入の経緯」[<http://senkaku-japan.nobody.jp/page058.html>]、『季刊沖繩』第56号を参考に作成）。

[表 - 4] 尖閣諸島に対する実地調査の推移

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|----------------|------------------------------|
| 1859年 | | 大城永保、久米赤島・久場島・釣魚島探査。 |
| 1884年 (M. 17) | 3月 | 古賀辰四郎、永康丸による探検調査団を派遣。 |
| 1885年 (M. 18) | 10月 | 沖縄県、出雲丸による調査。 |
| 1887年 (M. 20) | 6月 | 日本軍艦金剛の宮古島・八重山島・尖閣列島調査。 |
| 1892年 (M. 25) | 8月 | 日本軍艦海門による調査。 |
| 1900年 (M. 33) | 5月3日 ～20日 | 古賀辰四郎が永康丸を派遣、黒岩恒、宮嶋幹之助が学術調査。 |
| 1901年 (M. 34) | | 臨時沖縄県土地整理事務局、係官を派遣して各島を実地測量。 |
| 1910年 (M. 43) | | 恒藤規隆が古賀辰四郎の要請により資源調査。 |
| 1914年 (T. 3) | 4月 | 海軍水路部、測量船関東丸による実地測量。 |
| 1915年 (T. 4) | 5月 | 海軍水路部、測量船能野丸による実地測量。 |
| 1917年 (T. 6) | | 海軍水路部、尖閣列島の実地測量。 |
| 1931年 (S. 6) | | 沖縄県営林署、尖閣列島実地測量。 |
| 1939年 (S. 14) | 5月23日 ～6月4日 | 農林省資源調査団の派遣。 |
| 1943年 (S. 18) | 9月21日 ～29日 | 気象観測所設置の予備調査。 |

(浦野『尖閣諸島・琉球・中国』 p.p.131 ～ 132により作成)

(5) 領土編入後の実効支配

尖閣諸島は、表 [3]・[4] にあるように1885年の山縣内務卿の内命に基づく調査の実施から、その後の沖縄及び政府が実施した実地調査、並びに10年にも及ぶ慎重な政府内での書簡のやり取りを経て、1895年1月14日の閣議決定（沖縄県所轄と所轄標杭の建設の決定）によりわが国の領土として編入されることになる。但し、閣議決定に基づく国内措置（指令案）が直ちに実施されなかったため、実際上の尖閣諸島のわが国への領土編入措置は、翌1896年4月1日、勅令第13号が沖縄に施行される際に同時に行われることとなった（同年3月5日に公布された勅令第13号

は、内務省令第2号に基づき、同年4月1日から沖縄に施行されることになっていた)⁸⁸。すなわち、勅令第13号の沖縄県施行に際して沖縄県知事が執った行政措置、同諸島の八重山郡行政区への編入措置（石垣島土地登録簿への記載）が、先年の閣議決定に基づく主権行使の実態として、実質的に同諸島のわが国への編入措置を完了させるのと同じ効果を持つことになったのである。

かくして尖閣諸島は、1896（明治29）年4月に八重山郡行政区の国有地として編入されるに至るが、これ以降の同諸島に対するわが国の国家管轄権の行使が、占有の要件たる同諸島に対するわが国の実効的支配の法的現実を構成することとなる。前述したように19世紀後半における占有の要件が物理的占有から社会的占有へと変化し、しかもその社会的占有の実態が東部グリーンランド事件判決に見られるように、「人口が希薄で人が定住していない地域」すなわち無人島等では「他国が優越的主張を立証しない限り、主権的権利の行使はごくわずかなもの」でもよいとされるのであれば⁸⁹、1895年1月14日の閣議決定以降の尖閣諸島に対するわが国の統治行為で、表の [3]・[4]・[5]・[6] で取り上げたような事項は、その全てが、尖閣諸島に対するわが国の社会的占有の証、同諸島に対するわが国の「国家機能の平穏かつ継続的な発現」を実証する国家行為として位置づけることができよう。

1896年に国有地として石垣島の土地登録簿に登録された尖閣諸島（南小島、北小島、魚釣島、久場島の四島）は、その後沖縄県土地整理事業を経て、1902（明治35）年12月にそれぞれに地番（南小島：大浜間切登野城村2390番地、北小島：同2391番地、魚釣島：同2392番地、久場島：2393三番地）が創設され、八重山税務署土地台帳に登録されることとなった⁹⁰。その後この四島の地籍は、1908年の沖縄県特別町村制（「島嶼町村制」）の施行により—これにより八重山諸島全域を行政区とする八重山村が誕生—八重山村字登野城に変更され、更に1914年4月1日の八重山村四分割で石垣島村に編入されることとなって現在に至っている。

その間に上記尖閣四島は、[表 - 6]にあるように国有地から30年間無償貸与の借用地、一年毎の有償借用地、政府払い下げによる私有地と、その所有形態を変えて現在に至り⁹¹、そして一昨年（2012年）9月11日に南・北小島及び魚釣島は再度国有化されることとなった。なお、1895年の閣議決定で編入領土に含まれていなかった久米赤島に関しては、改めて1935（大正10）年7月25日に内務省所轄領土として編入・地籍が設定され、島名も大正島と命名された。以来同島は一貫して国が所有し、また久場島は1972年以降、米軍施設区域の下におかれている。

このように尖閣諸島に対するわが国の平穏かつ継続的な実効支配（社会的占有）は、同諸島に対する他国からの優越的主張がなされる事も、またわが国の実効支配に対するクレームが発せられることもなく、[表 - 5]の「大日本航空機魚釣島不時着事件」（1940年2月6日）や「石垣町民魚釣島遭難事件」（1945年6月30日）への対応でも確認される如く、終戦間際に至るまで、戦時下においても途切れることなく、平和裡に、かつ安定的に継続されていたと判断することができる。

また更に、尖閣諸島に対するわが国の占有の有効性は、そうした社会的占有のみならず、同諸島の開拓者である古賀辰四郎・善次親子による同諸島における開拓事業を通じて、物理的占有の観点からも補完される場所である。古賀氏による尖閣諸島の開拓事業は、辰四郎氏が政府から30年無償借用の許可を受けた年の翌年（1897年）から本格的に開始され、第二次大戦による船舶燃料の配給制で事業を廃止し、離島を余儀なくされるに至る1940年まで継続されており、1907（明治40）年には、定住者が248人、99戸を数え、開墾面積も60余町歩に達したとされている（1909年の古賀辰四郎内務省報告書）⁹²。この間の尖閣諸島における古賀氏の定住事業の展開は、19世紀前半における先占の要件であった物理的占有の要件をも満たすものであり、その占有の形態は、韓国やロシアの竹島や北方領土に対する実効支配とは違って、次に検討する中華民国領事が福建省漁民魚釣島遭難事件に際し関係者に贈ったとされる感謝状

からも窺えるように、平穩かつ継続的な支配、すなわち平和的な実効支配であったことを証明する最も有力な証拠と言えるものである。

そうした物理的な実効支配 — 「土地の現実的使用」 — と並んでわが国の尖閣諸島に対する領有権原を補強する有力な証拠のひとつに数えられるのが中華民国長崎領事馮冕が関係者に贈った感謝状である⁹³。その感謝状は、魚釣島に漂着した福建省漁民31名の救助に携わった古賀善次をはじめ、石垣村長の豊川善佐、石垣村雇の玉代勢孫伴、それに通訳の松葉ロブナスの四名に贈られたものであるが、中華民国の公印が押されたその感謝状には、漂着先である魚釣島が「日本帝國沖繩縣八重山郡尖閣列島内和洋島」と、日本名（和洋島＝魚釣島）で表記され、かつ同島嶼が「日本帝國沖繩縣八重山郡」の行政区に所属することが明記されている。また感謝上の名宛人に関しても「日本帝國八重山郡」誰それ一現存するものは石垣村雇玉代勢孫伴一と記述されており、尖閣諸島にわが国の実効支配（物理的な占有）が及んでいることを認めていると判断できる内容となっている（[図-9]）。この感謝状の存在は、プレア・ビヘア寺院事件 ICJ 判決でも採用されたエストッペルの原則に照らして、わが国の尖閣諸島に対する領有権原を補強する有力な証拠となるものである。

[表 - 5] 尖閣諸島に対する日本の実効支配

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|---------------|---|
| 1895年 (M. 28) | 1月14日 | 閣議決定（久場島・魚釣島の沖繩懸所轄と国標建設の決定）により、久場島、魚釣島を日本国編入。1月21日沖繩県知事へ指示。 |
| 1896年 (M. 29) | 3月5日 | 勅令第一三号公布（沖繩に郡制導入）。4月1日施行。沖繩県知事、尖閣列島を八重山郡に編入、魚釣島・久場島・南小島・北小島を国有地と決定、国有地台帳に登録（内務省所管）。 |
| | 7月14日 | 沖繩県土地整理事務局官制公布。 |
| | 12月21日 12月 | 沖繩県間切島規程公布。 土地整理調査委員会の調査着手。 |
| 1900年 (M. 33) | | 八重山島司、管内視察で尖閣列島を巡回。 |
| 1901年 (M. 34) | 5月 | 臨時沖繩土地整理事務所、尖閣諸島の实地調査、1903年10月21日完了、各島別縮刷地図作成。 |

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|-------|---|
| 1902年 (M. 35) | 12月 | 沖縄県、土地整理局の土地整理事業を通じ、尖閣諸島を大浜間切登野城村と決定、地番設定。八重山税務署土地台帳記載。 |
| 1903年 (M. 36) | 1月1日 | 宮古、八重山に地籍条例、国税徴収法公布。 |
| 1904年 (M. 37) | | 沖縄県の学務官、八重山島庁書記、八重山警察署等、渡島し調査。 |
| 1907年 (M. 40) | 8月19日 | 福岡鉱山監督署、古賀辰四郎の尖閣諸島での燐鉱採掘願を許可。 |
| 1908年 (M. 41) | | 沖縄県島嶼特別町村制施行、尖閣各島嶼の地番八重山村字登野城と変更。沖縄県の技師、警察官等、住民の活動状況調査を目的に渡島。 |
| 1914年 (T. 3) | 4月 | 八重山村の石垣、大浜、与那国の四分割で尖閣諸島は石垣村に編入。海軍水路部、測量船関東丸による尖閣列島実施測量。 |
| 1915年 (T. 4) | 5月 | 海軍水路部、測量船熊野丸による尖閣列島実地測量。 |
| 1917年 (T. 6) | | 海軍水路部による尖閣列島実地測量。 |
| 1919年 (T. 8) | | 中国福建省漁民31人が魚釣島に遭難。古賀善次が救助、中国へ送還。 |
| 1927年 (S. 2) | 7月25日 | 久米赤島（大正島）を国有地と指定。 |
| 1931年 (S. 6) | | 沖縄県営林署による尖閣列島実地測量の実施。 |
| 1932年 (S. 7) | | 農林省資源調査団、資源調査のため渡島。実施調査、地形の精密調査を実施。石垣島測候所が同年（明治七年）から18年にかけて、有人気象観測第設置調査を目的に三回渡島し、調査を実施。 |
| 1939年 (S. 14) | | 農林省資源局による尖閣列島への調査団の派遣（5月23日～6月4日）。 |
| 1940年 (S. 15) | 2月6日 | 日本航空機の連絡便阿蘇号（福岡―那覇―台湾ルート）が魚釣島に不時着。高嶺世八重山警察署長、仲本巡查部長、漢那刑事らが、遭難救助のため尖閣諸島へ急行（奥原敏雄「尖閣列島と日本の領有権」）。 |
| 1945年 (S. 20) | 6月30日 | 台湾疎開途中の石垣町民180人が、米軍機の機銃掃射で、魚釣島に漂着、8月13日に救出（奥原教授によれば、遭難町民救出のために直ちに警官及び軍関係者が石垣島から派遣されたとされており、浦野教授は、戦中においても、魚釣島に関する官制は行き届いていたと評価している）。 |

（浦野『増補版 尖閣諸島・琉球・中国』p.p.131～135、奥原「尖閣列島の日本の領有権」、上地龍典「尖閣列島と竹島」〔<http://akebonokikaku.infoseek.co.jp/page054.html>〕[アクセス：2011.3/16] をもとに作成)

[表 - 6] 日本人による尖閣諸島開拓の歴史

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------------------|-------|--|
| 1884年 (M. 17) | | 古賀辰四郎、人を派遣し尖閣諸島の探検調査を実施。探検で漁業、鼈甲の捕獲、貝類の採取、アホウ鳥羽毛の採取。 |
| 1891年 (M. 24) | | 伊沢矢喜太が魚釣島、久場島で海産物とアホウ鳥羽毛を採取。 |
| 1893年 (M. 26) | | 永井喜右門、松村仁之介が黄尾嶼でアホウ鳥羽毛を採取。 |
| 1894年 (M.27) | | 古賀辰四郎、沖縄県知事に尖閣列島開拓の許可方を申請。 |
| 1895年 | 1月14日 | 閣議決定により、久場島、魚釣島を日本国編入 |
| | 6月14日 | 古賀辰四郎、四島の借用願（『官有地借置御願』）を内務大臣に上申。 |
| 1896年 (M. 29) | 8月 9日 | 内務大臣、『官有地借置御願』を受理。政府、古賀辰四郎に対し四島の30年間無料借用の許可付与。 |
| 1897年 (M. 30) | | 古賀辰四郎、須磨丸で尖閣諸島開拓に着手。 |
| 1918年 (T. 7) | 8月15日 | 古賀辰四郎死去、古賀善次が事業継承。 |
| 1926年 (T. 15) | 9月 | 30年間の無償貸与期間終了。古賀善次、四島の有料借用（一年毎）へ切り替え。 |
| 1932年 (S. 7) | | 古賀善次、国有地四島の払下げ申請。3月31日認可。 |
| 1972年 (S. 47) | | 古賀善次、南小島、北小島を栗原國起に譲渡。 |
| 1978年 (S. 53) | 4月 | 古賀善次死去（3月5日）、古賀花子、魚釣島を栗原國起に譲渡。 |
| 1988年 (S. 63) | 1月1日 | 古賀花子死去、遺言で栗原國起が遺産継承。 |

(浦野『増補版 尖閣諸島・琉球・中国』p.p.136～137、上地「尖閣列島と竹島」を基に作成)

[図 - 9] 中華民国長崎領事馮冕の石垣村雇・玉城勢孫伴へ贈った感謝状



(<http://usrimg.enpitu.ne.jp/usr4/45126/2010/senkaku.jpg>)

むすびにかえて

以上考察してきたように、尖閣諸島に対するわが国の領有権は、1895年の閣議決定による領土編入以来終戦に至るまで、社会的占有のみならず物理的な実効的占有をも含めて、平穩かつ継続的に維持されてきたと断じることができる。よって次に問題となるのは、第二次大戦後の連合国による日本の戦後処置（領土処分）ということとなるが、本稿ではその考察には入らず、中国側の主張の法的正当性の問題に関して、エストッペルの原則の観点からさらに若干の考察を展開することで本稿のむすびとしたい。

何故なら中国側（中共）は、日本政府が中日甲午戦争で尖閣諸島を掠め取り、1895年4月調印の馬関条約で、「台湾とそのすべての付属島嶼」および澎湖諸島を割譲させたと主張し、また戦後処理における米国政府への尖閣諸島の施政権委譲そのものが、もともと不法であると主張しているからである。この二つの主張の前提にあるのは、尖閣諸島が古来から歴史的に中国の固有の領土であるという認識であり、従ってその認識の正当性を裏付ける客観的事実（国家実行）を再度検証しておく必要があると考えられるからである。

中国側が尖閣諸島に対する領有権を主張するようになったのは、ECAFEの調査で尖閣諸島周辺海域に石油資源が眠っていることが明らかとなり、かつ沖縄返還を間近に控えた1971年12月30日からであり、それ以前における中国側の国家行動がどのようなものであったかは、中国側の歴史認識—華夷秩序・冊封体制—に基づく主張とは別に（この点に関しては時際法との関係で日中間で全く意見がかみ合っていない）、エストッペルの観点から客観的事実として検証しておく必要があると考えられる。そしてその検討を通じて中国側の国家行動の実体を把握することは、領土紛争における決定的期日（critical date）の観点から重要な意味をもつこととなろう。何故なら、国際法上、領土紛争における司

法解決において証拠能力を持つのは決定的期日以前における国家行為の実体と事実関係であり、決定的期日以降の事実、国家実行に基づく状況の変化については証拠能力が認められていないからである（よって竹島問題における韓国側の実行支配に関しても、李承晩ラインの設定に基づく一方的な不法占拠が領土問題の発生、すなわち決定的期日だとされる限りにおいては、その後の韓国による実効支配は法的には韓国の領有権原を補完するものとはならないことになる。ただし、事態を放置することは許されない）。

中華民国長崎領事馮冕が関係者に贈った感謝状についてはすでに言及しているところから、以下では、それ以外の資料を紹介することによって本稿を終えることとしたい。

まず第一に紹介したいのは、次ページの〔図-10〕の台湾国防研究院・中国地学研究所出版の『世界地図集第一冊東亜諸国』（1965年10月初版）である。

茂木弘道氏によれば、同地図は、中華民国国家機関が作成した地図であるとされており、見ての通り、台湾と尖閣諸島・沖縄との境界はその間に引かれ、また島嶼名も「尖閣諸島」・「魚釣島」と明記されている。外務省は同地図および1970年の中華民国の国定教科書（国民中学地理教科書第四冊）に掲載された琉球群島地形図（〔図 - 11〕）とともに、台湾が尖閣諸島をわが国の領土であること認めた明確な証拠と位置づけている⁹⁵。〔図 - 11〕における国境線は南は与那国島、北は尖閣諸島と台湾との中間に引かれており、地図上尖閣諸島は日本領として取り扱われている。

[図 - 10] 台湾国防研究院與中國地理學研究所合編出版の世界地圖集第一冊
東亞諸國、將釣魚台列嶼畫為琉球領土、並寫成尖閣群島⁹⁴
(下の地図は拡大図)

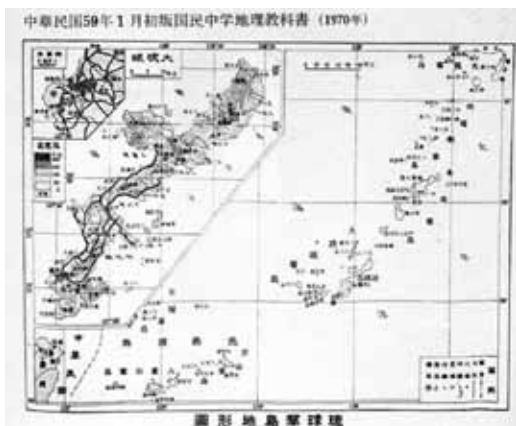


http://blogimg.goo.ne.jp/user_image/3d/b3/ea60b8a4521bdad64a510d6015c786cf.jpg



http://blogimg.goo.ne.jp/user_image/05/25/3d284130b62c2bd319d56c754ea240ff.jpg

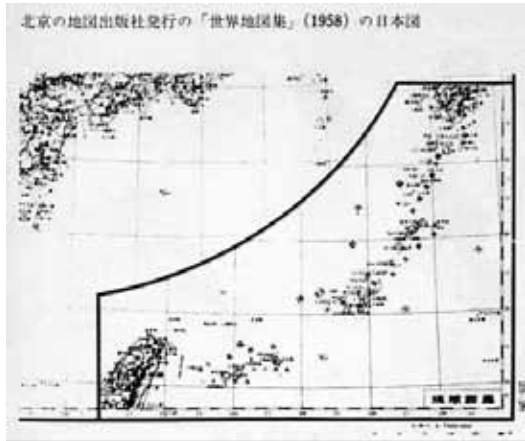
[図 - 11] 「国民中地理科教科書第四冊」1970年1月初版



(1972年外務省情報文化局「尖閣諸島について」p.18)。

また同じく外務省は『尖閣諸島について』において、中華人民共和国がわが国の領有を認めた証拠として〔図 - 12〕の地図を取り上げ、尖閣諸島に「尖閣群島」というわが国の島嶼名が使用されているとしている。

〔図 - 12〕 1958年北京の地図出版社発行『世界地図集』

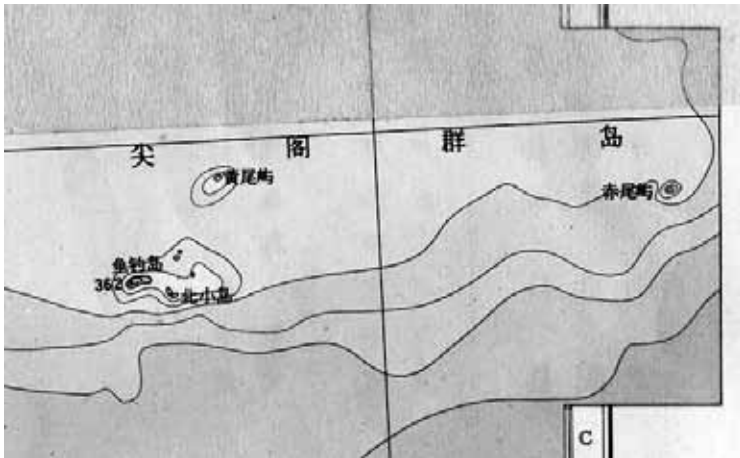


(1972年外務省情報文化局「尖閣諸島について」p.20)。

さらにまた、中華人民共和国が1971年以前の段階において尖閣諸島を日本の領土として認識していた事実は、2010年9月16日付の『ワシントン・タイムズ』に掲載された Bill Gertz のコラム記事 (“China-Japan tensions”)、および1953年1月8日の『人民日報』の記事(「琉球群島人民反対美國領的鬥争」)においても裏付けされる場所である。前者においては、「尖閣諸島は何十年も前から日本の領土であり、それどころか中国共産党機関紙『人民日報』においてもそれは承認されていた」とし、〔図 - 13〕の地図で示されている如く、中国政府が1969年に作成した「機密扱い」の公式地図では、『尖閣諸島』と日本名で記載されており、かつ日本領に含まれるとされている⁹⁶。また後者については、〔図 - 14〕にあるように、そのタイトル(琉球人民のアメリカ占領に反対する闘争)の下、「琉球群島は、(中略)尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大島諸島、大隅諸島の七組の島嶼からなる」と記述されており、尖閣諸島が日本領であるとの認識を公式に明らかにしている⁹⁷。以上の尖閣諸

島に対する中華民国及び中華人民共和国の1971年以前における国家行動の実体からすれば、日本政府が1895年以来、1971年まで、両国は日本の実効支配にクレームをつけるどころか、尖閣諸島に対する日本の領有権をむしろ承認していたと断じることができよう。ここに上げた両国の国家行動の事実は、エストoppelの原則に照らせば、尖閣諸島に対するわが国の実効支配を補完する強力かつ重要な法的証拠といえるものであろう。

[図 - 13] 1969年中華人民共和國國家測繪總局發行的地圖以尖閣群島標示釣魚台



http://blogimg.goo.ne.jp/user_image/21/a2/c2b4fbe7ee250706ba856826551ea811.jpg

China-Japan tensions

.....

The islands (the Senkaku islands) have been Japanese territory for decades and were even recognized as such in China's Communist Party People's Daily many years ago.

Inside the Ring has obtained a classified Chinese map that is likely to further muddy Beijing's territorial claims. The 1969 map, produced by the People's Republic of China map authority and labeled

“confidential,” lists the islands as “Senkaku,” the Japanese name, and contains a dividing line south of the islands indicating that they fall within Japanese territory. (カッコ内筆者) ……

By Bill Gertz-The Washington Times

Wednesday, September 15, 2010

[図 - 14] 『人民日報』1953年1月8日、資料「琉球群島人民反對美國領的鬥爭」

資 料

琉球群島人民反對美國

琉球群島散佈在我國台灣東北和日本九州島西南之間的海面上，包括尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖繩諸島、大島諸島、土噶喇諸島、大隅諸島等七組島嶼，每組都有許多大小島嶼，總計共有五十個以上有名稱的島嶼和四百多個無名小島，全部陸地面積為四千六百七十平方公里。群島中最大的島是沖繩諸島中的沖繩島（即大琉球島），面積一千二百一十一平方公里，其次是大島諸島中的奄美大島，面積七百三十平方公里。琉球群島綿互達一千公里，它的內側是我國東海，外側就是太平洋公海。

風的公路、備，將遍佈消息稱：美下，已修建總島週圍各型飛機場，島等島嶼上飛機跑道用一次地承認沖繩島起飛與建築及

(http://blogimg.goo.ne.jp/user_image/4e/0a/57c6f84eb1f4cf2e672ae7bf0836c9e7.jpg)

- 1 坂本茂樹教授によれば、「中国は2006年8月25日に、国連事務総長に対して、〔国連海洋法条約〕298条1項(a)、(b)及び(c)に定める紛争につき、第15部第2節（拘束力を有する決定を伴う義務的手続き）から除外する旨の宣言を寄託した」とされる（坂本茂樹「海洋境界画定と領土紛争」『海洋境界画定の国際法』東信堂、2008年、p.72、カッコ内筆者）。
- 2 海洋政策研究財団「平成17年度 中国の海洋政策と法制に関する研究」（平成18年3月）。
- 3 防衛システム研究所編『尖閣諸島が危ない』（内外出版株式会社、平成22年）p.29。
- 4 同書、p.57。
- 5 同書、p.30。
- 6 原貴美恵著『サンフランシスコ平和条約の盲点』（溪水社、平成17年）。
- 7 佐藤和男監修・終戦五〇周年国民委員会編『世界が裁く東京裁判』（ジュピター出版、平成8年）p.p.254-263。
- 8 それ以前における東アジアの法的状況（日本の利権）については、1905年の「桂・タフト協定」において韓国に対する日本の支配権（Japanese hegemony over Korea）が容認されており、また1908年の「高平・ルート協定」で、満州における日本の権益が承認されている。『日本外交文書』第三八卷第一冊所収（p.p.450-451）の"THE TAFT - KATSURA AGREEMENT(note)"によれば、タフトは、日露戦争の直接的原因が朝鮮半島問題であり（Korea being the direct cause of our war with Russia）、その完全な解決が日本にとって最も重要な事項であった（it is a matter of absolute importance to Japan that a complete solution of the peninsula question）との桂の主張を認め、かつまた日露戦争後の韓国に対する日本の強制的政策の必然性に対する主張を認め、個人的見解として、日本の宗主権は現実の戦争の結果であり（the establishment by Japanese troops of a suzerainty

over Korea …was the logical result of the present war)、その宗主権の確立は東洋での永久平和に直接的に貢献する結果をもたらすものになるだろう ([the Japanes suzerainty over Korea] would directly contribute to permanent peace in the East.) と述べたとされている。そしてそのタフトの見解はルーズベルト大統領も同意するところのものであったとされる。

また中国における「特殊利権」に関しては、1917年の「石井・ランシング協定」(石井特命全権大使宛米国务長官公文)において、「合衆国及日本国両政府ハ領土近接スル国家ノ間ニハ特殊ノ関係ヲ生ズルコトヲ承認ス。従テ合衆国政府ハ日本ガ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス。日本ノ所有ニ接壤セル地方ニ於テ殊ニ然リトス。……」(増田弘・佐藤晋編『日本外交史ハンドブック』有信堂高文社、2009年、p.p.59-60)と規定されており、「満州・東部内蒙古」に対する日本の利権は米国によって承認されていた。もっともこの石井・ランシング協定は九カ国条約の成立に伴って破棄される事となった。

⁹ 田中明彦『新しい中世』(日本経済新聞社、2003年) p.221-251。

¹⁰ 外務省情報文化局『尖閣諸島について』(1972年)

<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page065.html> (アクセス：2011.3.16)。および「釣魚島の所有件に関する中国外交部声明」

<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPCH/19711230.01J.html>(アクセス：2011.8/24)。

外交部声明は「釣魚島などの島嶼は昔から中国の領土である。はやくも明代に、これらの島嶼はすでに中国の海上防衛区域のなかに含まれており、それは琉球、つまりいまの沖縄に属するものではなく、中国の台湾の付属島嶼であった。中国と琉球とのこの区域における境界は、赤尾嶼と久米島とのあいだにある。……」と主張しており、北京放送も同様に「中国の明朝は倭寇(わこう)の侵入・攪乱に対抗するため、1556年胡宗憲を倭寇討伐総督に任命し、沿海各省における倭寇

討伐の軍事的責任を負わせた。釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼などの島嶼は当時、中国の海上防衛範囲に含まれていた。中国の明、清両王朝が琉球に派遣した使者の記録と地誌についての史書のなかでは、これらの島嶼が中国と琉球の境界は赤尾嶼と古米島、すなわち現在の久米島との間にあったことが、いっそう具体的に明らかにされている」と主張している。

¹¹ 外務省ホームページ「尖閣諸島の領有権についての基本的見解」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>（アクセス：2011.5/4）。

¹² 西里喜行「22・琉球処分再考(上)」<http://www7b.biglobe.ne.jp/~whoyou/history02.html#22>（アクセス：2012.1/10）。

西里教授によれば、アヘン戦争後の琉球帰属問題に関する広州での英仏との交渉で、清国は英仏両国の『琉球は清国の版図に入らない』とする主張に対して、有効な論拠を示して反論することができなかつたとされる。

¹³ 服部剛「(第4章)小笠原諸島 一欧米から領土を取り戻した幕末のサムライたち」藤岡信勝編著『国境の島を発見した日本人の物語 一教科書が教えない領土問題一』（祥伝社、平成24年）p.p.148-177。

¹⁴ 白石隆、ハウ・カロライン『中国は東アジアをどう変えるか』（中央公論新社、2012年、p.p.133-134）によれば、「明代の朝貢政策は、中華を統一した王朝として、礼の秩序を世界に広げようとするイデオロギーに支えられ」、「中華の徳を慕って朝貢してきた各地の政権の長に、王侯君長などの爵位を与え、その身分的序列を確定するもの」とされており、朝貢システムそのものは、「中華を占めた政権に他の政権が服従するものではなく、中国の皇帝を頂点とする『天下』の秩序を共有し、外交関係を円滑に『管理する』制度だった」とされている。同システム内では、「すべての政権の間に序列が形成され」、「貿易交渉、遭難者の送還等の実務的交渉も、この序列に基づき、礼にしたがって

行われること」になっていたとされる。

また、原田禹雄によれば、「中国皇帝から国王に任命されることを冊封という」（「冊」は国王に任命するという皇帝の言葉、「封」は土地を与えること）とされ、中国皇帝に臣従する服属国の国王は「正朔」を奉じ、自国で中国の年号と暦を使用したとされる。しかしながら、また同氏によれば「中国は決して、その国の主権を冒すこと」はせず、「領土に侵入したり、政治や宗教に干渉することはなかった」とされている（原田『琉球と中国』[吉川弘文館、2003年] p.2）。

- ¹⁵ 周辺諸国の王は冊封秩序に入ることによってはじめてその王権が承認され、①中国からの軍事的圧力の回避、②中国の権威を背景に周辺諸国に対する優位な地位の構築、③明・清時代の海禁政策の下（中国は朝貢しない国との貿易を原則禁止していた）、冊封国となることでの貿易上の利益の追及といったメリットを享受できた。

尤も、1567年に明が「朝貢を伴わない対外貿易を原則として認める決定」を行ってからは、中国と他の周辺諸国との交易は朝貢とは関係なく行うことができるようになり（この通商システムを「互市システム」という）、それ以降はそれまでの朝貢システムの下での通商と、互市システムの下での通商とが併存するようになったとされる（白石・カロライン、前掲書 p.162）。

- ¹⁶ 西尾幹二『国民の歴史』（産経新聞ニュースサービス、平成11年）p.426。
- ¹⁷ (注)14および、ヘドリー・ブル、臼杵英一訳『国際社会論』（岩波書店、2000年）p.p.11-12。
- ¹⁸ (注)14参照。
- ¹⁹ 北岡伸一「〈近代史〉第一部第一章 近代日中の発端」p.4、『第一期「日中歴史共同研究」報告書』所収、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/pdf/rekisi_kk_j-2.pdf（アクセス：2012.1/20）。
- ²⁰ 北岡、同論文 p.11。

²¹ 西里喜行「洋務派外交と亡命琉球人(Ⅰ)—琉球分島問題再考—」『琉球大学教育学部紀要第一部・第二部』(第36集Ⅲ、1990年3月)p.61、
<http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/1828> (アクセス：2011.12/20)。

²² 武光誠著『国境の日本史』(文藝春秋社、2013年) p.p.123-124, p.p.130-131。

²³ 北岡、同論文 p.13。

²⁴ 日清修好条規に関しては、竹内実 +21世紀中国総研編『日中国交文献集』(蒼蒼社、2005年) p.p.18-23。

同条約は、条約交渉において指導権を握った中国側の原案を討議のたたき台とし、これを日本側が受け入れる形で成立した条約であり、明治政府はなんとか西欧列強と同じような中国における権利を獲得しようと交渉を試みたが、受け入れられず、「所属邦土の保全、日清提携・相互援助、最恵国待遇条項の排除を骨子とする」(西里、「洋務派外交と亡命琉球人(Ⅰ)—琉球分島問題再考—」p.62) 対等な条約となった。このこと—最恵国待遇を獲得できなかったこと—が後に、第二次琉球処分後の琉球帰属問題めぐる日清間の外交交渉での日本側の「琉球分島」(「分島改約」)案の提案へとつながる。

²⁵ 川島真「〈近代史〉第一部第二章 対立と強調：異なる道を行く日中両国」p.2(『第一期「日中史共同研究」報告書』)所収、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/pdf/rekisi_kk_j-2.pdf (アクセス：2011/12/20)。

²⁶ 西里教授は、明治政府による琉球処分を以下の四つに区分する。第一次琉球処分を1872年の琉球王国の強制廃止と琉球藩の設置とし、第二次琉球処分を1875年の進貢冊封の禁止、第三次琉球処分を1879年の廃藩置県・沖縄県の設置(併合)、第四次琉球処分を1880年の明治政府による琉球分島案の提示及び日清両国間による琉球分割交渉と位置づける(西里、「洋務派外交と 亡命琉球人(Ⅰ)—琉球分島問題再考—」p.57, p.67)。本拙論においては、1872年の琉球王国の廃止・琉球藩の

設置を第一次琉球処分とし、1879年の琉球藩の廃止・沖縄県の設置を第二次琉球処分として位置づけ考察を行うこととする。

- ²⁷ 川島、前掲論文 p.1。
- ²⁸ 川島、同論文 p.2、p.4。
- ²⁹ 太壽堂鼎『領土帰属の国際法』（東信堂、1998年）p.p.157-158。芹田健太郎『日本の領土』（中央公論社、2010年）p.p.22-30。
- ³⁰ 太壽堂、同書 p.158。
- ³¹ 高野雄一『日本の領土』（東京大学出版会、1962年）p.2。
- ³² 浦野起央『増補版 尖閣諸島・琉球・中国—日中国際関係—』（三和書籍、2005年）p.95、北岡、前掲論文 p.14。
- ³³ 鹿島平和研究所編『日本外交史』第三卷（鹿島研究出版会、昭和45年）p.p.281-282。および <http://www.ne.jp/asahi/okinawa/hiro/okite15.htm>（アクセス：2011.9/15）、<http://page.freett.com/haniwa828/ryukyutushi/tushi4.htm>（アクセス：2011.11/2）参照。
- ³⁴ 浦野、前掲書 p.p.94-95、北岡、前掲論文 p.14。
- ³⁵ 北岡、同論文 p.15。
- ³⁶ 北岡、同論文 p.14。
- ³⁷ 北岡、同論文 p.15。
- ³⁸ 浦野、前掲書 p.p.103-106、「琉球藩の成立」参照。北岡、同論文。
- ³⁹ 浦野、同書 p.109。北岡、同論文。
- ⁴⁰ 浦野、同書 p.119。
- ⁴¹ 浦野、同書 p.p.112-114。大田静雄「28・分島案と宮古・八重山（上）」、「29・分島案と宮古・八重山（下）」、<http://www7b.biglobe.ne.jp/~whoyou/history02.html#28>（アクセス：2012.1/12）。
- ⁴² 浦野、同書 p.115。
- ⁴³ 北岡、同論文 p.17。
- ⁴⁴ 西里、「洋務派外交と亡命琉球人（Ⅰ）—琉球分島問題再考—」p.p.67-71。1870年代の清国の対日外交は、洋務派による日清提携路線

の下に展開されており、その外交基調は、第二次琉球処分以降においても大きく変わることはなかった。

⁴⁵ 北岡、同論文 p.15。

⁴⁶ 西里、「洋務派外交と亡命琉球人(I)—琉球分島問題再考—」 p.68。

⁴⁷ 西里、同論文 p.57。

⁴⁸ 西里、同論文 p.p.68-71。

⁴⁹ 山城智史「26・琉球処分と国際政治」

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~whoyou/history02.html#26> (アクセス：2012.1/10)。

⁵⁰ 「日清両国間互換條款及互換憑單」 <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/pw/18741117.T1J.html> (アクセス：2011.11/1)。
竹内実 +21世紀中国総研編『日中国交文献集』(蒼蒼社、2005年) p.24-30。

⁵¹ グラントの調停に従い1880年に日本側が提案した「琉球分島(分島改約)」案は「宮古・八重山の両島を清国に割譲し、その代償として、日清修好条規を試行期間内に改正ないし追加するという形で、中国内部において欧米なみの通商権を獲得」することを意図したものであり(北岡、前掲論文 p.17)、この日本側が提示した分島案が一旦は合意に達し、調印を待つだけであったということは、清国側にも琉球が日本領土であるとの認識、あるいは日本の支配下にあるという現実的状況を容認するような姿勢があったことが推察される。ちなみに清国側は交渉で「琉球三分割」案を提示、それは奄美大島諸島以北を日本の領土とし、沖縄を独立させ、琉球王国を復活させるとともに、宮古・八重山諸島を中国領とするというものであった(林泉忠「27・琉球救国運動」 <http://www7b.biglobe.ne.jp/~whoyou/history02.html#27> [アクセス：2011.11/1])。

⁵² 中国が日清戦争の敗北により、台湾の割譲と共に琉球に対する日本の主権を承認せざるを得なくなり、爾後琉球を正式に日本領として承認

するに至ったという事実は、福建省漁民遭難事件に際して、中華民国長崎領事憑晃が1920年に石垣村の関係者に送った感謝状の中に読み取ることができる。同感謝状には自国の漁民が「日本帝国沖繩県八重山郡、尖閣列島内の和洋島に漂着した」（和洋島は魚釣島の別称）と記載されており、中華民国は尖閣諸島を含む沖繩諸島が日本領であることを公式に承認しているのである（<http://akebonokikaku.infoseek.co.jp/page005.html> [アクセス：2011.8/15]）。

⁵³ 日清議定書第三条では「…該處ノ生蕃ニ至ツテハ、清國自カラ宜ク法ヲ設ケ、妥ク約束ヲ爲スヘシ、以テ永ク航客ヲ保シ、再ヒ兇害ヲ受ケシム能ハザルコトヲ期ス」と規定されている。この日清議定書における了解事項からすれば、台湾の全領域が清国の版図であることが日清両国間で法的に確定するのは、この条約成立、すなわち1874年以降ということになる。

⁵⁴ 太壽堂鼎教授によれば、二大植民国家である英国とスペインの両国が、1790年のヌートカ海峡事件で、条約上「先占を無主の地に対する領土権を形成する唯一の有効な権原と認めることに合意した」ことによって、それ以降「発見は、せいぜい未成熟の権限 (inchoate title) としての法的効果しか生まないことが確認された」とされている（太壽堂、前掲書 p.33）。

⁵⁵ 太壽堂、前掲書 p.18。

⁵⁶ 太壽堂、同書 p.11。

⁵⁷ 太壽堂、同書。

⁵⁸ 太壽堂、同書。

⁵⁹ 太壽堂、同書 p.47、(注)68。

⁶⁰ 荒木教夫「領土・国境紛争における地図の機能」『早稲田法学』74巻3号（1999年）<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/2355/1/A03890546-00074030001.pdf>（アクセス：2011.8/15）。

⁶¹ 原田禹雄氏によれば、「福州から那覇港へ航海の経験の全くない冊封

使に、その航路や標識島について、丁寧に教示したのは、冊舟に貼駕^{ちようが}(添乗)していた、航海に習熟している琉球の看針通事^{かんしんつうじ}であった」とされており、仮に尖閣諸島が「中国の固有の領土」であったとするならば、明代であれば、『大明一統志』に明記されており（同氏の調査では尖閣諸島の記載はないとされる）、冊封使はその名称に従ってきちんと冊封使録に記述されているはずであるとされる（原田、『尖閣諸島』[榕樹書林、2006年] p.p.16-17）。この点、浦野教授の『尖閣諸島・琉球・中国』では、趙新・于光甲の『續琉球國志略』（1866年）で、黄尾嶼が久場島、赤尾嶼が久米赤島（いずれも日本名）と表記されている点が指摘されており（p.70）、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼三島の名称も、公的に確定されたものではないことが窺える。

- ⁶² http://blog.sina.com.cn/s/blog_4a9611c601017ew6.html（アクセス：2011.10/12）。
- ⁶³ 浦野起央・劉甦朝・植榮邊吉編『釣魚臺群島（尖閣諸島）問題・研究資料匯編』（勵志出版・刀水書房、2001年）p.6。および下條正男「尖閣諸島問題と日本の対応」（ウェブ竹島問題研究所調査研究成果・報告「実事求是」第36回）<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-2/takeshima05-r.htm>（アクセス：2012.7/10）。永山秀樹「崩れる中国の主張／「尖閣発見」は琉球人では—『使琉球録』を検証する」<http://mamoretaiwan.blog100.fc2.com/blog-entry-1951.html>（2012.7/11）。
- ⁶⁴ 浦野・劉・植榮、同書 p.8。および石井望「尖閣前史、無主地の一角に領有史料有り②」八重山日報尖閣論考（2012年8月4日）<http://www.yaeyama-nippo.com/> 特集／尖閣諸島／論考（アクセス：2013.1/15）。
- ⁶⁵ 浦野・劉・植榮、同書 p.10。浦野、『増補版 尖閣諸島・琉球・中国—日中国際関係—』p.73、鐘巖、同論文。
- ⁶⁶ 浦野・劉・植榮、同書。浦野、同書 p.73。
- ⁶⁷ この結論は19世紀において現存していた東アジアの国際社会秩序から

すれば、当然の帰結になるものと考えられる。東アジアにおける中華帝国を盟主とする宗主国家システムにおける支配権は、地理的概念として形成されているのではなく、すでに考察したように朝貢・冊封関係を前提としてその人的な臣従関係の下に構成されており、無人の島嶼が支配の対象となることなど通常あり得ないと考えられるからである。

⁶⁸ 下條、国際開発事業研究会報告「尖閣諸島問題について」(拓殖大学国際学ウェブマガジン『世界は今』2011.Spring & Summer vol.12 所収) <http://www.fis.takushoku-u.ac.jp/research/sekai/sekai12/shimojo.html>、及び同ウェブマガジン『世界は今』2010年 Autumn vol.10所収「尖閣諸島問題について」<http://www.fis.takushoku-u.ac.jp/research/sekai/sekai10/shimojo.html>。

⁶⁹ 下條、前掲『世界は今』(2011. vol.12) 所収論文、同『世界は今』(2010. vol.10) 所収論文、同前掲論文「尖閣諸島問題と日本の対応」。

⁷⁰ 石井、「尖閣前史、無主地の一角に領有史料有①～④」(八重山日報尖閣論考、2012年8月3日～5日、7日)。インターネットアドレスは、前掲八重山日報アドレスと同じ)。

⁷¹ 相馬勝氏によれば、本年(2013年)1月1日未明から実施された「北海艦隊と陸軍と海軍3軍合同演習」に臨んで、習近平は『中華民族の大復興は近代以来の最大の夢であり、すなわち強国になることであり、それには強力な軍隊を建設することにより成し遂げられる』(傍点筆者)と述べたとされており、如何に今中国が嘗ての栄光を念頭に置き、近代主義的な国家行動を展開し、大国化への途を突き進んでいるのかが窺える(『SAPIO』2013年3月号、小学館、p.48)。

⁷² 浦野、前掲書 p.73。

下條教授の指摘によれば、官撰地誌の『大明一統志』(1461年)で、「福建省と台湾の中間に介在する澎湖島」も含めて台湾は琉球国に属するものとして扱われていたとされる(下條、前掲「尖閣諸島問題と日本

の対応」]。

⁷³ 下條、前掲論文「尖閣諸島問題と日本の対応」。

⁷⁴ 奥原敏雄「動かぬ尖閣列島の日本領有権」『日本及び日本人』昭和48年新年号、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1)論文・書籍05」<http://senkaku-japan.nobody.jp/page009.html> (アクセス:2011.8/15)。
奥原敏雄「明代および清代における尖閣諸島の法的地位」、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1)論文・書籍03」<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page007.html> (アクセス:2011.3/16)。鄭成功の台湾支配以前の状況は、1622年オランダ東インド会社が台南占領、1626年スペインが北部台湾を支配するという状況にあったが、1642年スペインがオランダに追われ台湾を喪失して以降、オランダによる台湾支配が続いていた。

⁷⁵ 下條、前掲『世界は今』2010. vol.10所収論文。

⁷⁶ 若林正文『台湾』筑摩書房、2001年、p.p.21-29。

⁷⁷ 下條、同論文、前掲「尖閣諸島問題と日本の対応」。

⁷⁸ 下條、前掲『世界は今』2010. vol.10所収論文。

⁷⁹ 浦野、前掲書 p.73。および『欽定續通典』卷147。

http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/kintei-1875/ (アクセス:2012.1/20)。

⁸⁰ 芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』(有信堂高文社、1999年) p.221。

⁸¹ 牧野清「尖閣諸島 日本領有の正当性」、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1)論文・書籍30」<http://senkaku-japan.nobody.jp/page075.html> [アクセス:2011.4/29]。

⁸² 奥原敏雄「尖閣列島と領有権帰属問題」、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1)論文・書籍09」<http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page002.html> (アクセス:2011.7/2)。

⁸³ 尖閣列島研究会「尖閣列島と日本の領有権」『季刊 沖縄』第56号、

p.9、http://www.geocities.jp/tanaka_kunitaka/senkaku/kikan-okinawa56/（アクセス：2011.3/20）。

なお、同資料の『寰瀛水路誌』の出版年の記述(1862年)は誤りで、正しくは1886年であり、本文中はその年号を記した。奥原敏雄「尖閣列島編入の経緯」、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1)論文・書籍12」参照 <http://senkaku-japan.nobody.jp/page058.html>（アクセス：2011.6/18）。尖閣諸島を記載した地図に関しては、浦野前掲書 p.p.75-81参照。

⁸⁴ 奥原敏雄「特集 尖閣列島と日本の領有権」、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1)論文・書籍08」<http://akebonokikakuhp.infoseek.co.jp/page080.html>（アクセス：2011.3/16）。

⁸⁵ 奥原前掲論文「尖閣列島編入の経緯」<http://senkaku-japan.nobody.jp/page058.html>（アクセス：2011.6/8）。

⁸⁶ 奥原、同論文。

⁸⁷ 所轄標杭建設を求める沖縄県令から政府に出された上申書は、①1885(明治18)年11月5日付内務卿宛上申(第384号「魚釣島外二島実地取調ノ儀ニ付上申」)、②同年11月24日付内務卿宛上申(「沖縄県令の国標建設の書簡」)、③1890(明治23)年1月13日付内務大臣宛上申(甲第1号「無人島久場島魚釣島之義ニ付伺」)、④1893(明治26)年11月2日付内務・外務両大臣宛上申(甲第111号「久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設の義ニ付上申」)と四回なされ、1890年の三回目の上申から国内行政措置(取締り)の必要性から、標杭建設の早期決定を求めるものへとかわっている。

⁸⁸ 奥原、「尖閣諸島編入の経緯」。

⁸⁹ 松井芳郎編『判例国際法(第二版)』(東信堂、2009年) p.132。

⁹⁰ 沖縄県公文書館公式サイトによれば、沖縄県での地籍整備事業は、「1899年(明治32)制定の『沖縄県土地整備法』に基づき、大蔵大臣直轄の臨時沖縄土地整理事務局によって地籍整備・土地整理事業が実

施」され、その成果（所有者の決定や地価の査定）をもとに土地台帳の調整、地租の改定が実施されたとされており、その事業は「宮古・八重山では1902年（明治35）に、沖縄本島及びその他の離島においては1903年（明治36）に完了」したとされている（<http://www.archives.pref.okinawa.jp/collection/2011/03/post-52.html> [アクセス：2012.1/30]）。

⁹¹ 奥原、「尖閣列島の法的地位」、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1) 論文・書籍07」 <http://akebonokikaku.hp.infoseek.co.jp/page017.html>（アクセス：2011.3/16）。

⁹² 奥原、「第14章 尖閣列島の領有権」（粕谷進編『現代の法律問題 一時の法を探る—〔増補版〕』法律書院、p.p.237-260）、尖閣諸島の領有権問題「参考資料(1) 論文・書籍10」、<http://senkakujapan.nobody.jp/page083.html>（アクセス：2011.7/2）。

⁹³ 「中華民国が尖閣諸島を日本領と認めている感謝状」（日本会議事業センター編『日本固有の領土 尖閣を守れ！尖閣問題の基本がわかるQ&A』、平成23年所収、p.p.18-19）。および水間政憲著『ひと目でわかる日韓・日中歴史の真実』（PHP 研究所、2012年）p.10。

⁹⁴ <http://blog.goo.ne.jp/hm-library/e/c9197cd28c7fea010747429e41e0b1ce>（アクセス：2013.1/10）。

⁹⁵ 「尖閣諸島について」（1972年5月、外務省情報文化局）<http://www.senkakujapan.nobody.jp/page065.html>（アクセス：2012.12/15）。

⁹⁶ <http://www.washingtontimes.com/news/2010/sep/15/inside-the-ring-145889960/>（アクセス：2011.7/1）。また茂木弘道（史実を世界に発信する会事務局長）氏が、マイアミ大学政治科学部・ドレイヤー教授から入手した資料によれば、「1969年の中国政府によって作成された機密扱いの公式地図では、『尖閣諸島』は日本領とされている。この事実は、北京政府が釣魚台列嶼と呼称し、中国領であるとしている最近の主張を危うくするものであり、この地図は東京側の領有権主張

を強化するものである」とされている（「侵略国家・中国の真実」[撃論ムック Vol.29、オークラ出版] p.59）。

⁹⁷ <http://blog.goo.ne.jp/hm-library/e/5312e7175833f2bc3e1579e21735f80f>(アクセス：2012.11/12)。

(ながいし ひろたか・本学准教授)

苫小牧駒澤大学紀要 第28号

平成26(2014)年3月23日印刷

平成26(2014)年3月25日発行

編集発行

苫小牧駒澤大学

〒059-1292 苫小牧市錦岡521番地293

電話0144-61-3111

印刷

ひまわり印刷株式会社

紀要交換業務は図書館学術情報センターで行っています

—— お問い合わせは直通電話0144-61-3311 ——